

# アングロ＝サクソン社会における奴隸の再検討

伏 島 正 義

## 目 次

### 第Ⅰ部 序 論

第1章 はじめに

第2章 わが国におけるアングロ＝サクソン期の奴隸をめぐる議論とその問題点

第3章 本稿の分析視角（以上『城西経済学会誌』第25巻第1号）

### 第Ⅱ部 本 論

第1章 アングロ＝サクソン諸法典の検討〔I〕～〔XIII〕

〔〔I〕～〔V〕『同誌』第25巻第2号〕〔〔VI〕～〔XIII〕本誌〕

第2章 遺言状、解放状、ドゥームズデー・ブック等の検討（本誌）

附：原典テキスト（本誌）

第Ⅲ部 結 論（『同誌』第25巻第2号）

## 〔VI〕 アルフレッド（Ælfred）王・グズルム（Guðrūm）協定（886～890）<sup>1)</sup>

§4 そして次のこと、（すなわち）各人は人（mannum）<sup>2)</sup>、馬（horsum）、牛（oxum）（の購入の際）自分の（his）<sup>3)</sup>保証人（getyman）を知らなければならない。

当該条項によれば「人」は「馬」および「牛」と同類に扱われている。しかも「人」はたとえば「購入の際に（at [the purchase of]）」<sup>4)</sup> その対象つまり商品となるのみならず、その商品たる「人」は本人とは別に「保証人」を必要とされるのである。すなわち「人」はあくまでも取引の主体とはなりえず、客体である。これらの点から推察するならば当該「人」は牛、馬同様人格を欠く存在つまり奴隸であったといえる。しかもかれらは王、侯、貴族などに所有され、概してその所領において生産のための諸条件から分離され、労働力のみを集約的に収奪される被給養の奴隸であったと考えられる。

さてここでかれらが王、侯、貴族などに所有されていたそれではないかとの推察の根拠は次の事情を斟酌した点にある。すなわち当該条項はアルフレッド王とグズルムとの間における協定、換言すれば A-S 社会と北欧社会それを背景とした協定の一項目であり、これはとりわけ取引についての規定である。しかも当時北欧、西欧圏において依然として活発に行われていた交易<sup>5)</sup>に参加し、かれら「人」を 1 つの商品として扱うことの可能な社会階層はチオルルであるよりは、既にアルフレッド王法典 § 18-1 に関連して検討したように、依然としてかくのごとき形態の奴隸を所有しつづけた王、侯、貴族などであった蓋然性はより高いのではないか。顧ればかつて一般

に社会・経済的に独立、自律を謳歌したチオルル階層は今や両極分解の趨勢にあったのである。

以上の卑見に一瞥が許されるならば、かれらは A-S 社会にあって、かつて歴史的に遡れば独立、自営の農民たるチオルルに所有されていた、しかし今やその身分的上昇を遂げつつあった、概して “þeow” などと表現されるかれらとは異なる、王、侯、貴族などに所有された奴隸としての「マン」であったといえる<sup>6)</sup>。しかもかれらは A-S 社会におけるその奴隸制の変遷史にあって、概してアルフレッド王の時代以降徐々にかくのごとき身分的上昇を遂げつつ、大方の趨勢として、いわば蛇行して流れ去った本流のその跡に残されたいわば三ヶ月湖とでも言うべく、しかもその後近き将来、その湖水の蒸発するがごとく身分的に上昇し、消える、残滓とでも敢言すべき階層の人々であったと言うことができるであろう。

§ 5 そしてわれわれすべては、人が宣誓を誓った日に（次のごとく）決定した。（すなわち）セーオウ（ðeowe）<sup>7)</sup>も自由人（freo）も許可なくしてその（デーン支配の）領域（here）<sup>8)</sup>へ赴いてはならず、さらにあちら側のいかなる者もわれわれの方へ（赴いてはならない）。もし（次のことが）起るならば、（すなわち）必要によりあちら（かれら）の誰かがわれわれと、あるいはわれわれがかれらと家畜（yrfe）<sup>9)</sup>および品物（æhtum）<sup>10)</sup>を以て取引（bige）<sup>11)</sup>をなそうとするならば、それは（次の）方法によって許されなければならない。（すなわち）<sup>12)</sup>平和（frid）のための担保（wedde）と証明（swutulunge）として人質を与える（こと）、（また）人は清潔な背（clæne bæc）<sup>13)</sup>を持っているということを人が知る（man wite）<sup>14)</sup>（こと）。

当該条項の原典 “ne ðeowe.....ne moton in ðone here faran” 部分について三好氏は「奴隸にせよ……相手（デーン王グズルム—筆者）の陣内に……逃げ込ん」ではならない、と邦訳されている<sup>15)</sup>。これを「奴隸の逃亡」と解し、しかもこれを一種の「奴隸の反抗」および当時の趨勢である奴隸解放と重ね合せる解釈は<sup>16)</sup>、前記アルフレッド王法典において検討、思考した “þeow” の社会・経済的状況を考慮するならば、妥当な 1 つの解釈といえよう。

しかし筆者は、当該原典箇所は氏とは異なる観点からその解釈を試みることも可能ではないかと考える。まず “here” とは必ずしも軍隊つまり「軍事的意味なのではなく（ohne militärischen Sinn）」<sup>17)</sup>、それに続く原典部分 “ne heora nan ðe ma to us” に相互に対置されている “heora ðe”， “us”， すなわち「あちら（デーン）（側）」「われわれ（こちら）（アルフレッド）（側）」という対句の片方を表示する程度の意味であり、より明確に言えば “Ostangliens Volk unter Dänenherrschaft（デーン支配下の東イングランドの人々）”<sup>18)</sup>を表意せるものではなかつたか。

次に筆者は “faran” について、これを “gehen, wandern, ziehen”<sup>19)</sup>, “go, travel, sail”<sup>20)</sup> など原義に則して解し、当該部分を “a journey into Danish territory”<sup>21)</sup> と解釈する。かくして当該条項の大意は次のとくなろう。すなわち、自由人およびセーオウは互に相手領内に許可

なく往来することはできない。但し必要がある場合には、かれら自由人もセーオウも一定の条件を満たすことにより相手領内に往来し、取引をすることが許される。

さて仮に以上のごとき拙考によるその大意が是認されるとするならば、次の諸点を分析、推察することができるであろう。まずセーオウは自由人と同列に扱われている。すなわち、セーオウは自由人と同一条件において相手領内に往来でき、しかも取引すなわち販売および購入の行為が許されている。このことはなによりも彼が取引の商品たるなんらかの「家畜」や「品物」を単に所有していたのみならず、それらを日常的に獲得しましたそれらを利用する社会的条件を享受していたこと、また購入の際の手段として当然の前提たる「金銭 (pecunia)」を所有していたと考えることができるのではないか。さらに彼は取引を保証するための「人質 (gislas)」を提供している。但しこの「人質」はその持参せる品物と共に本人が一種の抵当となっているものと解せられる<sup>22)</sup>。これを換言すれば彼は自身が抵当となりうる資格を持っていたといえる。以上を要するに彼は如上の行為について単に現実的且つ経済的な条件のみならず、なによりもそのための社会的および法的権利能力を享受していたと解せざるをえない。当該セーオウについてこのような解釈に一顧が許されるならば、彼は厳密な意味での「奴隸 (slave, Sklave, servus, etc.)」とは規定しえないのでなかろうか。この点で当該セーオウに “Vorned” を当てる<sup>23)</sup> のは妥当といえよう。したがって当該セーオウについて、かれらは「逃亡」、「反抗」することが可能であったと別の観点からなされる主張は、畢竟その理由としてかれらが今やかくのごとき社会・経済的条件にあった点を、その主張の根拠とすることができますであろう。こうして当該条項にみるセーオウは前記アルフレッド王法典 § 43において検討、分析したセーオウの社会的姿態と重複する所多いと言わざるをえない。なお念のため再度附言すれば、§ 4 の “man, homo”, § 5 の “þeow, servus”において、それぞれの社会的存在状況と身分=法的条件は同等に解しえないのであり、この点はとりわけアルフレッド王法典以降の史料分析において注意が必要である。かくのごとき年代において、概して依然としてなされるかれらの同一視は、従来の学界における奴隸認識に混乱を招来せしめるものであり、事実招来せしめた事情は既に縷述した。

### 《註》

- 1) 原典テキストは、F. Liebermann, Bd. I 所載の写本 “B” に拠る。
- 2) “mannum” は “Q” によれば “hominibus” (“homo”) とある。
- 3) “his” は “Q” によれば “suum” とある。
- 4) “at [the purchase of] men or horses or oxen.” (E. H. D. I., p. 417) 他に “when he buys slaves, or horses, or oxen” (F. L. Attenborough, p. 101) と補訳される (vide: R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons, vol. II, (op. cit.)*, p. 580)。
- 5) “Le commerce s'en poursuivit, très actif, pendant toute l'époque des royaumes barbares et jusqu'aux temps carolingiens,.....La Grande-Bretagne, en particulier, déchirée par des guerres fréquentes—celles des rois anglo-saxons entre eux ou contre les populations de langue celtique,

elles-mêmes étaient proie à des luttes intestines—fournissait au continent beaucoup d'esclaves : jusqu'en Provence et à Rome même.

(蛮族諸王国の全期間を通じ、カロリング時代にいたるまで奴隸商業は非常に活発に続いたのである。……とくにブリテンは頻繁な戦争—アングロ＝サクソン諸王相互の戦争や内乱に悩むケルト語住民との戦争—によって分裂し、大陸つまりプロヴァンスやローマにまで大量の奴隸を供給したのである。); “Mais l'île, au x<sup>e</sup>, au xi<sup>e</sup> siècle, exportait aussi, vers l'Italie, l'Irlande (par Bristol notamment)—peut-être vers l'Espagne. Des garçons, des filles, en grand nombre:.....

(しかしながら、イギリスの島では10、11世紀においてもなおイタリア、アイルランド((とくにブリストル経由で))およびおそらくスペインにも多数の少年と少女を輸出していたのである。)”

(Marc Bloch, “Comment et pourquoi finit l'esclavage antique” (*op. cit.*), pp. 31-32; 166. 同「古代奴隸制の終焉」(前掲), pp. 285; 312. Do., “How and Why Ancient Slavery Came to an End” (*op. cit.*), pp. 3; 26)

P. H. Blair, *Roman Britain and Early England 55 B.C.-A.D. 871* (*op. cit.*), pp. 266-267. Erik I. Bromberg, “Wales and the Mediaeval Slave Trade”, *Speculum A Journal of Mediaeval Studies* vol. XVII, No. 2, 1942, pp. 263-269. H. M. Chadwick, *The Origin of the English Nation* (*op. cit.*), pp. 17-18. P. Dockes, *La Liberation Médiévale* (*op. cit.*), pp. 173-175. Georges Duby (trans. by Cynthia Postan), *Rural Economy and Country Life in the Medieval West*, 1968/1962. p. 221. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), pp. 82, 86-87, 96. David A. E. Pelteret “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), pp. 102-106. Do., “Slave Raiding and Slave Trading in Early England”, Peter Clemoes & Others (eds.), *Anglo-Saxon England*, vol. 9, 1981, pp. (99) 108-114. W. G. Runciman, “Accelerating Social Mobility The Case of Anglo-Saxon England” (*op. cit.*), pp. 11-12. Patrick Wormald, “The Ninth Century”, J. Campbell, E. John, & P. Wormald (eds.), *The Anglo-Saxons* (*op. cit.*), p. 149. D. Whitelock, *The Beginnings of English Society* (*op. cit.*), pp. 111-112, 119-120. Do., “The Anglo-Saxon Achievement”, Do., *History, Law and Literature in 10th-11th Century England*, 1981/1980, p. 33. 青山吉信「中世早期に於けるブリタニアの商業」『西洋史学』No. 35, 1957年, pp. 32-33。同「後期サクソン＝イングランドにおける商品貨幣流通」『史艸』第13号, 1972年, pp. 49-50。上記2篇について同著『イギリス封建王制の成立過程』(前掲), pp. 102-103, 171-173参照。同著『社会の研究』pp. 164-168。

なお、当時北欧圏を中心に展開した奴隸貿易については周知の事項であるとはいえ、念のため手近かな文献を数点挙げれば、Holger Arbman, *The Vikings*, 1970/1961, pp. 89, 94. Johannes Brøndsted (trans. by Kalle Skov), *The Vikings*, 1978/1960, p. 231. T. K. Derry, *A History of Scandinavia Norway, Sweden, Denmark, Finland and Iceland*, 1979, pp. 21-23. Peter Foote and David M. Wilson, *The Viking Achievement The Society and Culture of Early Medieval Scandinavia*, 1980/1970, pp. 66-68, 200, 202, 229. Gwyn Jones, *A History of the Vikings*, 1984/1968, pp. 3, 131, 148, 165. T. D. Kendrick, *A History of the Vikings*, 1968/1930, p. 16. Archibald R. Lewis, *The Northern Seas Shipping and Commerce in Northern Europe A.D. 300-1100* (*op. cit.*), pp. 126-127, 146, 225-226, 328, 370, 376. P. H. Sawyer, *The Age of the Vikings*, 1978/1962, pp. 193-194. Jacqueline Simpson, *Everyday Life in the Viking Age*, 1971/1967, pp. 119-121, 128, 130-133.

6) F. Liebermann は “þeow” と “man” の間に明確な地位の差を述べていない。Cf., F. Liebermann, Bd. II, S. 140-142, 689-697. 拙稿「11～12世紀のノルウェー社会一」(前掲), pp. 6-14。

- 7) これは次のごとく翻訳されている。“bond” (W. Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History*—(*op. cit.*), p. 64. J. A. Giles (*ed.*), *The Whole Works of King Alfred the Great* (*op. cit.*), p. 140.), “Höriger” (R. Schmid, S. 109. F. Liebermann, Bd. I, S. 129), “slaves” (F. L. Attenborough, p. 101. E. H. D. I., p. 417), “Sklave” (F. Liebermann, Bd. III, S. 86), “Vorned” (Johannes C. H. R. Steenstrup, *Normannerne*, *bd. 1*, 1972/1876, s. 276) (一般に「奴隸」を表現する“Træl”でない), 「奴隸」(三好著『王国の成立』p. 288。青山著『社会の研究』p. 405)。
- 8) “ðone here”は次のごとく翻訳されている。“《Heere》” (R. Schmid, S. 109) “das [Dänen] heer” (F. Liebermann, Bd. I, S. 129) “the Danish host” (F. L. Attenborough, p. 101) “the army of the Danes” (E. H. D. I., p. 417) “the host” (W. Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History*—(*op. cit.*), p. 64) “the army” (J. A. Giles (*ed.*), *The Whole Works of King Alfred the Great* (*op. cit.*), p. 140) 「相手の陣内」(三好著『王国の成立』p. 288) 「(ディン)の軍勢」(青山著『社会の研究』p. 405 註50)
- 9) “yrfe (or, ierfe)”は上記訳書中では概して“cattle”, “Vieh”と訳出されている。なお“Q”によれば“pecore”つまり“pecus”とラテン語訳されており, “amentum”ではない。
- 10) “æhtum (æht)”の語意は一般に“property, lands, goods, cattle” (A-S. D., p. 13)。“Q”はこれを“pecunia”とラテン語訳している。上記訳書が概して“Gut”, “Waaren” “goods”などの語を施すのは妥当であり、これを“land or cattle” (Hodgkin) と解すのは現実的でなくこれは否定される (F. Liebermann, Bd. III, S. 86) べきであろう。なお、筆者は上記ラテン語訳“pecunia” (“Q”)はとりわけ注目すべきであると考える。
- 11) “bige”の語意は一般に“buying, exchange, commerce, traffic” (A-S. D., p. 100) であり、他に“Handel”を含め上記訳書はそのように訳出している。なお念のため確認すべきは当該語彙は“Kauf”および“Verkauf”の双方の行為を意味していた (F. Liebermann, Bd. III, S. 86) 点である。
- 12) この部分から条項末尾までの原典“þæt man gislas sylle friðe to wedde 7 to swutulunge, þæt man wite, ðæt man clæne bæc hæbbe.”部分について次のとく翻訳がなされ、それらは必ずしも同一の解釈がなされているわけではない。
- ① “that hostages are given as security for peaceful behaviour, and as evidence by which it may be known that no treachery is intended.” (F. L. Attenborough, p. 101)
  - ② “that men give hostages to pledge peace and to evidence that man know that man has a clean back [has acted honestly]” (J. A. Giles (*ed.*)) *The Whole Works of King Alfred the Great* (*op. cit.*), p. 140.)
  - ③ “dass man [der Händler] Geiseln gebe, dem Frieden zum Pfande und zum Beweise, dass bekannt sei, dass jener reinen Rücken habe.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 129)
  - ④ “daß man Geiseln stelle zum Pfand des Friedens und zum Zeugniß, daß man wisse, daß man reinen Rücken habe” (R. Schmid, S. 109)
  - ⑤ “that hostages be given in pledge of peace, and as evidence whereby it may be known that the party has a clean back.” (W. Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History*—(*op. cit.*), p. 64)
  - ⑥ “that hostages shall be given as a pledge of peace and as evidence so that one may know no fraud is intended.” (E. H. D. I., p. 417)
- 上記翻訳例において③は2つの“þæt”節をそれぞれ許可の条件として並置しているのに対して、それ以外は2番目の“þæt”を“swutulunge”にかかる形容詞節としている。筆者は2番目の“þæt”

- の前のコンマの存在を重視し、2つの“þæt”を並置する③に従う。
- 13) これは“no treachery”(F. L. Attenborough, p. 101), “no fraud”(E. H. D. I., p. 417), “frei vom Tragen von Diebstahl”(F. Liebermann, Bd. III, S. 86)を意味するものの、より具体的にはそのための保証人(Gewährsmann)の確保を意味する(R. Schmid, S. 108 Anm. c. 4-c. 5。但しこれはF. Liebermann (*ibid.*)によって否定されている)。
- 14) つまりその条件を満たしていることが「明らかとなる(es werde klar)」(F. Liebermann, Bd. III, S. 86), と言うことである。
- 15) 三好著『国王の成立』p. 288。
- 16) 上掲同書, pp. 288-289。青山著『社会の研究』pp. 393-394。
- 17) F. Liebermann, Bd. III, S. 86. 他に, “In the 10th century the word *here* is frequently used (like Norse *herr*), without military significance;”(F. L. Attenborough, p. 201)  
 ところでこの語の原義は“an army, a host, a large predatory band(A-S. D. p. 532)”であり、一般にこのように解されている。E.g., C. Warren Hollister, *Anglo-Saxon Military Institutions on the Eve of the Norman Conquest*, 1962, pp. 3(n. 2), 7, 19-20. Simon Keynes, *The Diplomas of King Æthelred “The Unready” (978-1016)—A Study in their Uses as Historical Evidence—*, 1980, pp. 221, 225 n. 257. 次註18参照。
- 18) F. Liebermann, Bd. III, S. 86 [vide: Bd. II, S. 114 “here” 4, a) b)] なお, R. Schmidは“Für die in England eingedrungenen Dänen wird here gebraucht.”(R. Schmid., S. 610)と述べているものの、この場合真に軍事的侵入者のみとして解しているのであろうか。また「エドガー王第IV法典(IV Eadgar, 962-963)」§15にみる“here”つまり“ponne fyrbriige Oslác eorl 7 éal here,”(原典はF. Liebermann, Bd. I, S. 214)について、D. Whitelockは“Now Earl Oslac and all the host”と英訳し、これを“The word *here*, originally meaning a raiding army, came to be used of the inhabitants of the Danish settlements, without any military significance.”と註釈する(E. H. D. I., p. 437 & n. 2)。A. J. Robertsonは“Further, Earl Oslac and all the population”と英訳し、これに“The word *here* in A.S. properly means a military force, especially an invading or raiding force, but in Norse it has a political as well as a military sense and it is used in the same way here.”との註釈を与える(A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, pp. 39, 309)。但しこの点は既に“a *here*, which.....was doubtless not only a military but also a political organisation.”(H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (*op. cit.*), p. 203)と指摘されている。Cf. “In political history the term denotes the shires occupied by the various Scandinavian powers.....the *heres* of the Midland”(F. M. Stenton, “Types of Manorial Structure in the Northern Danelaw”, P. Vinogradoff (*ed.*)), *Oxford Studies in Social and Legal History*, vol. II, 1910, p. 3) P. Vinogradoff, “Transfer of Land in Old English Law”, H. A. L. Fisher (*ed.*), *The Collected Papers of Paul Vinogradoff*, vol. I, 1928, pp. 164-165. F. M. Stenton, “The Historical Bearing of Place-Name Studies: The Danish Settlement of Eastern England”, *Transaction of the Royal Historical Society*, Ser. IV, vol. XXIV, 1942, p. 15. Susan Reynolds, “What Do We Mean by ‘Anglo-Saxon’ and ‘Anglo-Saxons’?”, *Journal of British Studies*, vol. 24, 1985, p. 410 n. 28. J. C. H. R. Steenstrup, *Normannerne*, bd. I (*op. cit.*), s. 275-277.
- 19) R. Schmid, S. 109. F. Liebermann, Bd. II, S. 68.
- 20) A-S. D., p. 270.
- 21) F. L. Attenborough, p. 201. なお H. P. R. Finberg は“pass over to the other side”と説明しており、その目的は“(to一筆者) take service with a new one (master一筆者) in hope of better

conditions”である（H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*), p. 473)。しかし“service”的具体的な内容は言及されていない。

22) F. Liebermann, Bd. II, S. 431 “Geisel”.

23) 前註7。

### [VII] エドワード (Eadweard) 王・ゲズルム (Guðrum) 布告 (921~938)<sup>1)</sup>

§ 4 近親相姦についてウイタン (witan) が指図する。(すなわち) 王がその上の者 (þone uferan)<sup>2)</sup>を、司教がその下の者 (þone nyþeran)<sup>3)</sup>を、もしその者 (man)<sup>4)</sup>が、司教が命令するようにその行為のあるに従って (be þam þe seo dæde sy)<sup>5)</sup>神と世間に對して賠償しないならば、確保 (ah, 拘束) する。

これは一般的に言えばその犯罪により陥るべき刑罰奴隸について規定している。但しその刑罰奴隸の奴隸としての具体相は賠償の程度如何により一定せず、その生活の実態は当該条項からは知ることはできない<sup>6)</sup>。

§ 7-1 もし自由人 (frigman) が祭日 (freolsdæge) に労働するならば、彼 (自分) の自由 (his freotes) を喪失すべく、あるいは罰金 (ないし) 法破壊金 (lahslite)<sup>6)</sup>を支払わなければならぬ。セーオウマン (þeowman)<sup>7)</sup>は彼 (自分) の皮膚 (hyde) あるいは皮膚贖い金 (hydgylde)<sup>8)</sup>を喪失しなければならない。

§ 7-2 もし主人 (hlaford) が彼 (his, 自分) のセーオウア (マ) ン (þeowan)<sup>9)</sup>を祭日 (freolsdæge) に労働すべく強制する (nyde to weorce)<sup>10)</sup>ならば、〔主人自身 (se hlaford) は〕<sup>11)</sup>デーン・ロウ内 (inne on Deone lage) であるならば法破壊金 (lahslitte) を、イギリス人 (Englum) の (領域内の) 場合ならば罰金 (wite) を支払わなければならぬ。

§ 8 もし自由人 (frigman) が法定斎日 (rihtfæsten)<sup>12)</sup>を破るならば、罰金あるいは法破壊金 (wite oððe lahslite) を支払わなければならぬ。もしそれをセーオウマン (þeowman)<sup>13)</sup>が犯すならば、彼 (自身) の皮膚あるいは皮膚贖い金 (hydgylde) を喪失しなければならぬ。上記 § 7-1 にみる「自由人」による「祭日」労働に関する規定は、祭日労働がいかに反宗教的、したがって反社会的であったかを示している。この点は当該規定に類似する「イネ王法典」§ 3-2 における分析と異ならない。しかしながら上記 § 7-2 によれば「主人」が「彼 (自分) のセーオウア (マ) ン」を祭日労働に強制する場合、その主人は一定の金銭の支払いを課されるにとどまるのはいかに解すべきであろうか。ちなみに、当該規定に類似せる「イネ王法典」§ 3-pr. によれば、その主人はそのセーオウの解放および30シリングの罰金の双方を課されているのである。

さて仮に「イネ王法典」および当該布告における祭日労働、日曜（Sunnandæg）労働の反宗教性＝反社会性に相違がなかったとするならば、なるほどその主人による命令であったとはいえ、これは主人の自身のセーオウマンに対する責任の軽減を表示しているといえるであろうか。仮にこの試的解釈に肯定の一顧が許され、さらにこれを換言するならば、これは主人による擅權的セーオウマン支配、つまり主人とセーオウマンとの人格的支配＝隸属関係、の弛緩を意味するものである。これは裏返せばセーオウマン自身の社会的自立（律）性向上と表裏の関係にあるものである。ここに試みられた解釈、分析は §§ 7-1, 8 にみる「祭日」労働、「法定斎日」冒瀆に課された処罰にむしろ即応しているように思われる。つまりそれら条項においてセーオウマンは「彼（自分）の皮膚を失う」つまり鞭打を甘受すべきか、あるいは「皮膚贖い金」を支払うべきか、いずれかをセーオウマン本人が履行すべく規定されているのである。ここで改めて留意すべきは鞭打の甘受、あるいはそれに代る贖罰金の支払いはセーオウマン本人が負うべく求められ<sup>14)</sup>、主人による責任負担が言及されていない点である。これはセーオウマンが一定の金銭を所有している場合のあったことは言うまでもなく、そもそも金銭獲得の為の日常的条件を事実として確保していたことを明らかに語っている。それだけではない。さらに金銭による支払いが選択的とはいえた当該条項に規定されている点に特に留意し、分析を試みるならば、セーオウマンに対しては（一定の）金銭の獲得およびその処分が法的に容認されていた、と帰納せざるをえない<sup>15)</sup>。さらに附言すべき重要な論点は、その贖罪方法が鞭打あるいは金銭のいずれに拠るにせよ、当該セーオウマンに対しては自立して単独に責任を負うことのできる、いわば社会的「人格」性が認められていた、という点である。ここに帰納せられたセーオウマンに関わる事態は、畢竟彼が一定の経済的且つ法的権利能力を享受していたとの結論を導びくことができるであろう。したがって仮にここに試みられた分析に肯定の一瞥が与えられるとするならば、当該セーオウマンは、従来“Sklave, Unfreier, slave”などの訳語が施されているとはいえ、もはや厳密には身分としての奴隸とは規定しえないのであろう<sup>16)</sup>。この分析は既に検討し、思索した「アルフレッド王法典」以降の史料にみたセーオウの示す社会的姿態に共通するところ多く、それはセーオウが概して奴隸身分を脱しつつある潮流の一端を示しているといえるであろう。

#### 《註》

- 1) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載の写本 “H” に拠る。
- 2) “þone uferan”, “þone nyþeran” は罪の軽重ではなく (F. Liebermann, Bd. III, S. 90), 前者は男性、後者は女性と解せられる。R. Schmid, S. 121 Anm. c. 4. F. L. Attenborough, p. 105.
- 3) 近親相姦を犯した双方の者。“[das Verbrecherpaar]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 131) “they” (F. L. Attenborough, p. 105)
- 4) これは原典の文字にしたがった邦訳であり、その含意は “in accordance with the gravity of the offence” (F. L. Attenborough, p. 105)。

- 5) なおこれについては「エドワード王第II (II Eadweard) 法典」(924-925) § 6, 「エセルスタン王第VI (VI Æðelstan) 法典」(c. 926-c. 930) § 12-2 などが参考となろう。
- 6) これは “lah” (lex—法) と “slit” (scissio, fissura—破裂) の合成語。したがって原義は “breach or violation of the law” (A-S. D., p. 616), とりわけその場合に支払われる罰金 (Rechtsbruchbuße) である。但しこれはそれ自体北欧古語であり, これが示すようにデーン人の犯罪において支払われる罰金であり, イギリス人の場合の “wíte” に対応する。

さて “lahslit” について当該布告では次の条項が参考になる。

§ 3-2 もし司祭が決められた日 (rihtandagan)<sup>(a)</sup> に聖香油を持参しないならば, (途中省略) イギリス人 (の領域) である場合には罰金 (wíte) を, デーン人 (の支配領域) である場合には法破壊金 (lahslit) すなわち12エーレ (twelf oran) を支払わなければならない。

§ 7-pr. もし誰かが日曜日の商行為 (Sunnandæges cypinge) に着手する (agynne) ならば, この者は商品 (ceapes)<sup>(b)</sup> および, デーン人 (の支配領域) においては12エーレ (twelf orena) を, またイギリス人 (の領域) においては30シリング (XXX scell') を (それぞれ) 落失しなければならない。

※ (a) これは “riht” と “dæg” の合成語で文字どおり “zum richtigen Termin” (F. Liebermann, Bd. II, S. 186)。具体的には聖木曜日 (F. Liebermann, Bd. III, S. 90. F. L. Attenborough, p. 202)。

(b) “ceap” の原義は “cattle”, “Vieh”。しかしこの場合は売買の対象としての家畜, 転じて “saleable commodities, goods”, “Kaufgegenstand, Gekauftes” etc. A-S. D., p. 148. R. Schmid, S. 125. F. Liebermann, Bd. II, S. 31.

上記 §§ 3-2, 7-pr. によれば 1 lahslit=12 ore=30 scilling の関係を読み取ることができる。一般的には下記の関係が指摘されているものの, 身分または史料により必ずしも一定しない。1 lahslit=12 ore=20 scilling=240 pening=1 pund. 詳細は下記の文献箇所を参照。A-S. D., p. 616. F. L. Attenborough, p. 202. E. H. D. I., p. 446 n. 6. F. Liebermann, Bd. II, S. 130, 624-625. R. Schmid, S. 622. Karl von Amira, *Germanisches Recht*, Bd. II (*op. cit.*), S. 126, 141. Adolphus Ballard. *The Domesday Inquest*, 1923/1906, p. 26. H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (*op. cit.*), pp. 12, 24-25, 128, 412, 414. Jacob Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer*, Bd. II (*op. cit.*), S. 176. J. L. Laughlin, “Anglo-Saxon Legal Procedure” (*op. cit.*), p. 280. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), p. 61. Johannes C. H. R. Steenstrup, *Normannerne*, bd. 4, 1972/1882, s. 264-271. P. Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century* (*op. cit.*), p. 9. Dorothy Whitelock, “Wulfstan and the so-called Laws of Edward and Guthrum”, Do., *History, Law and Literature in 10th-11th Century England* (*op. cit.*), p. 8 n. 1. 田中著『封建制の形成』p. 353 註32。

- 7) これは “seruus” (Q), “Höriger” (R. Schmid, S. 125), “Sklav” (F. Liebermann, Bd. I., S. 133, “slave” (F. L. Attenborough, p. 107) とそれぞれ翻訳されている。
- 8) 「クヌート王第II (II Cnut) 法典」(1027, 1029-1034) § 45-2 (本章 [XIII]) 註16参照。
- 9) これは前註7と同様に翻訳されている (同所)。
- 10) “nyde” の原形 “niedan” の語意は “nötigen” で, この句意は “zwinge zu Fronarbeit” (F. Liebermann, Bd. II, S. 155), “zur Arbeit nöthigt” (R. Schmid, S. 125)
- 11) 写本 “B” (F. Liebermann, Bd. I 所載) によれば “se hlaford” とあり, “Q” は “dominus ipse” とラテン語訳する (*Ibid.*, S. 132, 133)。
- 12) 「エセルレット王第V (V Æðelred) 法典」(1008) §§ 14-17, 同「第VI (VI Æðelred) 法典」 §§ 22-24, 「クヌート王第I (I Cnut) 法典」 §§ 16, 16 a, 16-1 などに拠れば, たとえば四旬節, 聖職按手節, 12使徒の諸祝日, 聖母諸祝日 (なおこれは2月2日, 3月25日, 8月15日, 9月8日—A. J.

- Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 329)などを挙げられる。
- 13) これは F. Liebermann が “Unfreier” とする以外は前註 7 と同様に翻訳されている（同所）。
- 14) F. Liebermann は非自由人 (der Unfreie) について、彼は宗教的行為には自身が責任を負い (Als selbstverantwortliche Person haftet der ((Unfreie—筆者)) für Erfüllung seiner christlichen Pflicht;—F. Liebermann, Bd. II, S.694 15)), したがってその不履行には笞打されあるいはそれに代る贖罪金 (6 シリング) を支払った、と考える (*Ibid.*)。しかし F. Liebermann はその 6 シリングとその支払い能力の内包せる社会・経済的論点については特に言及、解説していない。また David A. E. Pelteret は「クヌート王第Ⅱ法典」§ 45-2 (後述) に関連させつつ, “it was not unreasonable to allow for the possibility of slaves' having the means to pay a fine.” (D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), p. 129) と主張しているものの、当該 “Slave” の身分関係に、その本質的变化があったとは考えていないのである（他に本章 [V] アルフレッド王法典一註57<『城西経済学会誌』第25巻2号、1992年、p. 112>参照）。
- 15) このような卑見に添う理解として次の主張を援用することができるであろう。“The slave, moreover, was allowed to accumulate property of his own, as is sufficiently manifest from his being subject to pecuniary fines by way of punishment for lighter offences.” (G. Soane, “Domestic Manners and Habits of the Anglo-Saxons” (*op. cit.*), p. 443) なお、G. Soane は “slave” に対するこのような処遇は “milder spirit of a monarch” (*Ibid.*) によるものと解しているのであり、“slave” の身分的関係自体については言及していない。この期における “slave” の社会的地位に関する実態を究明せんとするのが本稿の主題である。
- 16) これに対して、たとえば青山氏が当該 § 7-1 を「奴隸身分の標識たる諸体罰」の1例として挙げておられる（青山著『社会の研究』pp. 177, 182 註17）のは、筆者の観点から言えば首肯しがたい。氏がこのように当該条項のセーオウマンを A—S 期一般に存在するそれとして理解せんとされるその分析方法の問題点については既に縷述した。

### [VIII] エドワード王第 II (II Eadweard) 法典 (900?~925?)<sup>1)</sup>

§ 6 もし誰かが窃盗罪の告訴 (stæltihtlan)<sup>2)</sup>により自由を喪失し (freot forwyrce), そして自分の身を（他人の）身に委ね (his hand on hand sylle)<sup>3)</sup>, そして彼の親族 (magas) は彼を見捨て (forlætan)<sup>4)</sup>, そして彼は、誰が彼の代りに支払ってくれるかを知らないならば、彼は、それが（彼に）ふさわしくある程（よう）にセーオウ的仕事 (ðeow weorces) に携わるよう責あるべく、そして（彼の）親族はその人命金とはいかなる関係を持たない (oðfealle se wer ðam magum)<sup>5)</sup>。

窃盗を犯し、自身の親族からその援助を放棄された者が果すべき「セーオウ的仕事」が具体的にいかなるものであったかは明記されていない。しかしこの点について以下のごとく推測を試みることができるであろう。まず「エセルスタン王第VI (VI Æðelstan) 法典」§ 12-2 に拠れば、それは「人命金に応じた (be his were)」ものであった。これを字句どおりとするならば、それはその金額の大きさから判断して長期にわたる厳しい労働であったであろうことは推測に難くない。次に指摘すべきはその親族 (mægð) からの離脱 (Entsippung) である。つまり当時自由身分の

者が生きて社会生活を送るにあたってその所属せる親族がいかに社会的に機能し、また不可欠な関係であったかは、既述のごとく依然として優勢であったフェーデ慣行を想起すれば充分であろう。したがってその親族から離脱一追放された者は、いわば平和喪失者として「狼の頭を携え (gerit caput lupinum)」て山野をさまい、斃れるか、あるいは「セーオウ的仕事」を甘受するか、二者択一を迫られたといえる。しかも後者を選んだ場合単に「自分の身を（他人の）身に委ね」たのではなく、ここで確認すべき本質的論点は彼が「自由を喪失し」たことにある。さらに附言すべき重要な論点は、ただ「(彼の) 親族はその人命金とはいかなる関係を持たない」にあるのではなく、そもそも彼自身が、自由身分を有する者の享受するその象徴としての人命金の資格を喪失した点である。

以上の諸点は、仮にこの試的分析に肯定の一瞥が許されるとするならば、かくのごとき状態に陥った者がまさに身分としての奴隸に陥ったと判断して大過ないであろう。しかもそれは実際にはけっして「一時的な奴隸状態 (temporary slavery)<sup>6)</sup>」にとどまることなく、生涯にわたる奴隸としての処遇を受けたと帰納することができるであろう。

#### 《註》

- 1) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載の写本 “H” に拠る。
- 2) これは “accusatio furti” (R. Schmid, S. 655), “Diebstahlsbeschuldigung” (F. Liebermann, Bd. II, S. 200), “a charge of theft” (A-S. D., p. 908), “an accusation of stealing” (F. L. Attenborough, p. 121), “conviction for theft” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 13) などの訳語が施されている。
- 3) ◎ “hand” はこの場合身体の一部としての「手」ではなく、 “power, control” (A-S. D., p. 507), “Macht (bereich), Person” (F. Liebermann, Bd. II, S. 110) ◎ “sylle” (sellan) の原義は “give” (A-S. D., pp. 861–862), “geben” (R. Schmid, S. 660; F. Liebermann, Bd. II, S. 195) ◎ “his hand on hand sylle” は “seine Person überliefert” (R. Schmid, S. 117), “seine Person in [eines Herrn] Hand unterwirft; sich selbst commendiren, unterwerfen” (F. Liebermann, Bd. I, S. 145; Bd. II, S. 110), “gives up his person to his lord” (F. L. Attenborough, p. 121), “places himself under the hand of another” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 13)
- 4) 具体的には “verstossen: aus der Sippe” (F. Liebermann, Bd. II, S. 77), “for sake” (A-S. D., p. 314)
- 5) “oþfeallan” とは “fall away, cease to have connection with” (A-S. D., p. 770)。当該原典部分 “oþfealle se wer ðam magum.” の厳密な語順、語意は “die Were entgehe den Magen” (R. Schmid, S. 117), “entgehe der Sippe das Wergeld” (F. Liebermann, Bd. II, S. 169) である。但し筆者は邦語訳の語順としては “the kinsmen shall have no further concern in the ‘wer’” (A-S. D., p. 770), “his kinsmen shall have no right to his wergeld” (F. L. Attenborough, p. 121), “his kindred shall forfeit all claim to his wergeld” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 13) に従った。
- 6) Dorothy Whitelock はここにみる「刑罰奴隸 (witeþeow)」について次のとく主張している。 “No doubt in many other cases failure to pay a fine or compensation resulted in at least temporary slavery.” (D. Whitelock, A-S. Will, p. 111)

ところで原典 “ðæs ðeow weordes wyrðe, ðe ðærto gebyrige;” 部分は一般に次のとく翻訳されている。◎“demjenigen Knechtsdienste verpflichtet, der sich dafür gebührt” (R. Schmid, S. 117) ◎“let him have such servile work assigned him as pertains thereto,” (A-S. D., p. 1056) ◎“so viel Sklavenarbeit schuldig, wie dazu gehört;” (F. Liebermann, Bd. I, S. 145) ◎“such servile labour as may be required,” (F. L. Attenborough, p. 121) ◎“let him be liable for as much slave labour as may be due” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 13)さらに負うべき「セオウ的仕事」の具体的な量的範囲について“befristet bis zum Abverdienen der Zahlungspflicht” (F. Liebermann, Bd. III, S. 95), “Does not the sentence mean that the thief must do as much servile work as will equal the value of the fine which is not forthcoming?” (F. L. Attenborough, p. 206)と考えられている。なるほど債務額や債務の期間はこのように理論的には考えられるとはいえる、ここで問題とすべきはそれらの現実的態様である。

#### [IX] エセルスタン (Æðelstan) 王による解放状 [聖・アウグスティン (St. Augustin) 修道院所蔵福音書] (925)<sup>1)</sup>

エセルスタン王 (Æðelstan cyng) は、彼が王であった (wæs, となった) すぐ後<sup>2)</sup> にエドウレム (Eadelm) を解放した (gefreode)。これ（次の者）が証人に関する（者である）。（すなわち）ミサ司式司祭のエルフヒー (Ælfheah mæssepreost)<sup>3)</sup>、修道会 (hired)<sup>4)</sup>、代官のエルフリック (Ælfric)、ウルフノーズ・ウィタ (Wulfnoð Hwita)、司祭長のエンスタン (Eanstan prafost)<sup>5)</sup>、およびミサ司式司祭のビルンスタン (Byrnstan mæssepreost)<sup>6)</sup>。これを邪道に導く (onwende, 破る) 者（たる）彼は、神（の不興）と私が神の恩恵 (miltse) によりアングル族（の）地 (Angelcyn)<sup>6)</sup>で獲得したすべての聖遺物の不興 (unmiltse) を買わん。そして私は、私がその父親に与える (an) のと同じものをその子供たち (bearnan) に与える。

ここに被解放者の名前が挙げられていることは、彼が王に近い関係にあった、端的に言えば王に直接所属していた隸属者であったと考えられる<sup>7)</sup>。しかも彼の子供も解放されている点から推すと、彼は解放以前家族を形成していたと考えられる。しかしこの被解放者が解放以前具体的にどのような形態の奴隸であったか、この史料は語っていない。筆者の憶測によれば王宮に仕える室内奴隸の存在と考えられる。あるいは王に直接隸属していたと考えられる点を仮に重視し、たとえば既に検討した「エドワード王・グズルム布告」§4を想起し、それを斟酌することができるならば、これに刑罰奴隸<sup>8)</sup>を指定することもできるであろう。

#### エセルスタン王の「慈善事業に関する」布告 (Æðelstanos cīnycges gerædnes) (10世紀初期)<sup>9)</sup>

§1 人はその者 (hine)<sup>10)</sup>に私の2箇所の（御料地に由る）貢租 (feorma)<sup>11)</sup>から一軒の穀粉とベーコン製股肉 (sconc)<sup>12)</sup>あるいは (øþþe)<sup>13)</sup> 4ペニス等値の牡羊を毎月、また衣服を毎

年12ヶ月分与えなければならない。また1人の刑罰セーオウ (*witeðeowne*)<sup>14)</sup>を自由にする (*alyساب*)<sup>15)</sup>。またこれらはすべて主の慈悲により、またそれはその司教区にある司教の承認の下に私への愛によりなされなければならない。

当該「布告」から多くを分析することはできない。とりあえず次の点を推察することができるであろう。すなわち、解放が王の手に拠った点に着目し、前記「エセルスタン王の解放状」を合わせ考えるならば、この刑罰セーオウは王の所属であったと想定することができる。しかも解放は経済的観点というよりは政治的意図に基づくものであったと思われる<sup>16)</sup>。このように王による解放は、これを裏返せば（毎年）解放されるべき刑罰奴隸およびそれ以外の奴隸が王に所属し、存続しつづけたことを示している。

### エセルスタン王第 II (II AEðelstan) 法典 (c. 926-c. 930)<sup>17)</sup>

§ 3-1 もし主人 (*hlaford*) が彼の (*his*, 自分の) セーオウ (*ðeowan*) による窃盗の従犯人 (*gewita*) であり、そして彼について明らかになるならば、初回においてはその セーオウ (*ðæs þeowan*) を喪失すべく (*ðolige*) また彼の人命金 (*his weres*)<sup>18)</sup>に（を支払うべき）責任がある (*scyldig*)。もし彼が回を重ねて犯すならば、彼は彼が所有するすべてに（を支払うべき）責任がある。

当該条項によれば、自己のセーオウによる窃盗の従犯人である場合、自身はまず主犯たるセーオウを喪失しなければならない。これは主人にとって経済的打撃であり、かくて彼に対する処罰の一端であった筈である。しかも主人は自身の人命金の支払いを課されている。つまり主人は自分が主犯であるかのごとく全責任を負わされているのである。一般に盜人（この場合自由人）を救助せんとする者は盜人本人の人命金をまず支払うことが最低条件であった（同法典 §§ 1-1・4・5; 2-2）。これはたとえば魔法の使用が判明した場合、犯行者は死刑に処せられるケースがあったように（同法典 § 6-pr.），歴史的には本来窃盗は死刑に相当する犯罪であったものが、人命金の支払いにより生命の喪失を免れるべく軽減されたものと考えられる。こうして自己のセーオウによる犯罪を主人は、犯罪に加担したとはいえ、自身の生命の引替えとして人命金を支払うことによりその責任を履行している。このようにその主人による全面的責任負担の原則は、自身の「奴隸」の犯す犯罪について「ゲルマン諸部族において一般的、普遍的な原則」<sup>19)</sup>であった。つまり当該セーオウは自身の犯行の責任を負っていないのであり、これを換言すれば彼はその社会的人格の主体性をまったく認められていないと言える。この点に拠り判断を試みるならば、彼は依然として身分としての奴隸であったということができる。但しその場合、当該セーオウが主犯として自主的に窃盗を犯したその動機およびそれを可能とした（生活）条件は、憶測の域を脱しえないとはいえる、考究すべき論点であろう。

§ 19 そしてわれわれはセーオウマン (*þeowan men*) について宣言する。(つまり) もし彼が神明裁判 (*ordale*)<sup>20)</sup>において(有罪が)明確となるならば、人 (*mon*)<sup>21)</sup>はその(盗品相当)賠償額 (*ceapgild*) を支払い且つその者 (*hine*)<sup>22)</sup>を3度鞭打つべく (*swingē*)<sup>23)</sup>あるいはもう1つの賠償額 (*bæt oþer gild*)<sup>24)</sup>を支払わなければならぬ。また罰金はセーオウ (*ðeowum*)について半額となるべし。

当該条項において指摘すべきは以下の諸点にある。まず第1に、セーオウの窃盗犯罪が明確となつた場合、その主人は窃盗被害額を全額賠償している。さらに当該セーオウは鞭打されねばならなかつた。鞭打は本人に対する肉体的苦痛のみならず、その主人にとってもその労働力の損傷、いわば経済的打撃、したがつて主人への懲罰の一形態と解することができる。但し鞭打を誰が実施するかについて条項自体は明記していない。しかしそれがその主人 (a) あるいは被害者側 (b) のいずれかによって執行せられたと考えられるとはいひ、鞭打の及ぼすその主人に対する社会・経済的作用に相違はない。第2に、その鞭打が回避されるためにはさらに盗品相当額が支払わなければならなかつた。その支払いの負担者が誰であったかについて条項自体は語っていない。さしあたりそれは主人 (c) あるいは当該セーオウ (d) のいずれかによつたと考えられる。仮に前者であるとするならば当該セーオウのその主人に対する濃厚な隸属関係を想定することができ、後者であるならばセーオウの経済的能力、さらに法規定である点においてそれが公認された方法であったと解せられ、かくして一定の法的権能の享受を想定せざるをえない。しかもその盗品相当額の上限が明記されていない点を斟酌するならば、その経済的・法的権能は身分に関わる重要な論点とならざるをえない。

さて当該条項から指摘しうる上記の問題点について条項自体は明確に語っていない。しかし一般的に言えば上記 (d) は (a) (b) とは相互に矛盾する論点と考えられ、この矛盾を回避せんとするならば (a) or (b) — (c) の関係を想定せざるをえない。しかも (a) (私刑) を回避するために (c) であるとするならば、私刑 (a) はそもそも公刑罰的性格であったと言わざるをえない。ここに導かれた論点はそれ自身さらに理論的に追究する余地があるとはいひ、さしあたりここにおいては当該論点の追求は差し控えることとし、畢竟 (b) — (c) の関係を想定することが妥当と考える。さてこうした想定は神明裁判が概して免責宣誓者を用意できない者、前科者、婦人など自由人ではあるものの社会的に非力な者、および奴隸などの非自由人に対して執行せられた裁判形態<sup>25)</sup>であった点とも符合しているといえよう。端的に言えば当該セーオウは社会経済的権能を享受せる、したがつて自由身分の者であったと解するよりは、それらを欠如せる身分としての奴隸であったと解することにより大きな蓋然性があると筆者は考える。したがつて筆者は、ここに実施された神明裁判が「古典古代奴隸に比して、より『自由』なる法的処遇下にあったことの例証で」<sup>26)</sup>あったとの理解とはむしろ相反し、それが奴隸に対して実施せられた

ところにその特徴のある点を重視するものである。

§ 24 そして証人の下に家畜 (yrfe)<sup>27)</sup>を購入した (byege) 者がそしてその後保証を必要とするならば、そこで、それがその所で獲得された (ær ætbohte)<sup>28)</sup>彼 (その者) がそれを引受けろ (onfō) べきであり、彼 (その者) が自由人であれセーオウであれ (swa freoh swa ðeow), そのいずれであったとしても (swa hweðer he sy) である。

当該条項によればセーオウは家畜を売っている。しかもその販売行為は証人の立会の下に行われているのであり、それがけっして非合法、秘密裏でない、合法的で公認の行為であったことを示している。また買い手がアネファンクとしてその家畜を押さえられ、その入手の由来の証明を求められた場合、当該セーオウが売り手としてかつて自身が所持するものであったことを証明するのであり、したがってセーオウの所在は常に明確なものであったと考えられる。しかも家畜の売買に関する者が特定の社会階層の者に限定されないことを敢えて明確に宣言する条項の文末は、セーオウがけっして社会的に例外的所在でなかったことを示している。但しこれを裏返せば、かくのごとく改めて宣言されていることは、既に「イネ王法典」§ 47においてみたごとくセーオウがそうした行為に参加しない来歴の持ち主であったという歴史的前提を暗示するものである。しかし再言すればかくのごとく歴史的、社会的に無能なセーオウがいまや家畜を所有し、売買行為の当事者であるのみならず、立派に証人として振舞っているのである。

以上の分析に大過がないとするならば、当該セーオウは経済的および法的に一定の権能を享受する者であったと言わざるをえない。したがって彼はその名称による残滓を引きずりながらも、もはや身分としては奴隸ではありえないであろう。彼は「アルフレッド王法典」§ 43にみたそれに類似し、むしろその社会的発展の途上にあったのではないか。彼は上記言及した「イネ王法典」§ 47にみたそれが歴史的事実・前提となり、いまや社会的、法的に承認を得た存在へと成長した姿と言うべきであろう<sup>29)</sup>。

#### エセルスタン王第 IV (IV Æðelstan) 法典<sup>30)</sup>

§ 6-pr. 議会がサンダーフィールド (Punresfeld)<sup>31)</sup>にて開催された後に盜みを犯している盜人がおり、彼について真実が露見するならば、庇護 (socnam)<sup>32)</sup>に (拋るに) せよ、金銭 (の支払いに拋る) にせよ、いかなる方法においても生命 (uita) (維持) の価値はない<sup>33)</sup>。たとえ彼が自由人 (liber) にせよ、セルヴス (seruus) にせよ、従臣 (comitum) にせよ、農夫 (uillanorum)<sup>34)</sup>にせよ、主婦にせよ、召使い (女) にせよ、いかなる者にせよ (sit quicumque sit)，現行逮捕にせよ、非現行逮捕にせよ、それが確実に判明したならばである。つまり神明裁判 (ordalio) により有罪が明らかになり、あるいは他のいかなる方法によっても有罪になる

ことが判明し、弁護人 (*ādsaca*)<sup>35)</sup>による（許しの）言葉を発しえないならばである。

§ 6-5 もしそれが男性のセルヴス (*seruus homo*) であるならば、60人と20人のセルヴスが彼に投石すべし (*lapident*)。そしてもし各人にとて（石の）投擲 (*colpus*)<sup>36)</sup>が3度失敗するならば、自身は3度鞭で打たれなければならない (*uerberetur*)。

§ 6-6 その時（そして）盗みを働くセルヴス (*furatus seruus*) が殺されるのであれば、それらセルヴスの人々 (*unusquisque seruorum illorum*) は3デナリウス (*denarios*)（ペンス）を自分の主人 (*domino suo*) に支払わ（賠償し）なければならない。

§ 6-7 もしそれが（女性の）セルヴス・アンキルラ (*serua ancilla*) であり、そして彼女自身が自分の主人および（あるいは）自分の女主人 (*domino suo et ((uel)) domine sue*)（の所）以外どこかで窃盜を犯すならば、60名と20名のアンキルラは赴き、各自は3本の材木を携え、かくしてその1名のアンキルラを焼くべし (*comburant*)。そして（男性）セルヴスが負っていたのと同額のデナリウス（ペンス）を支払うべく (*conferant*)<sup>37)</sup>、あるいは（男性）セルヴスについて（記）述されているように鞭で打たれなければならない。

サンダーフィールドで開催された議会以後窃盜を犯し続け、しかもそれが確認された者は庇護による救済や金銭的贖罪の方法は執りえない。つまり逃避先により異なり、一時的に数日（9日ないし3日）の猶予が与えられるとはいえ (§§ 6-1・2)，畢竟死刑に処される。しかしここで注目すべきは当該処罰が、身分、社会的地位、性別に関係なく「いかなる者にせよ」 (§ 6-pr.) 適用されるという規定語句であり、これはセルヴスといえども他の諸階層と同一の法的規定対象として扱われていたことを示している。これはセルヴスの社会的地位を考察する場合とりわけ注目すべき論点である。しかし他方「自由人にせよ、セルヴスにせよ」 (*ibid.*) という表現それ自体は裏返せば、セルヴスが、その実態を伴っていたか、あるいは既に過去のものになっていたのかはともあれ、相互に異なる1つの社会的階層として認識されていたといえる。〔この点で注目されるのは、セルヴス、アンキルラの特異な処刑方法であった。〕

さてここで少しくかれらに關し具体的に検討してみよう。まず第1にその所属についてである。第5項において80名のセルヴスが同類のセルヴスに投石するのは見せしめ的意味があったと筆者は考える<sup>38)</sup>。しかも投石の失敗を罰しているのは、これが頻繁に起ったからであろう。そしてこれは投げ方の功拙ではなく、投げる側の投げられる側への感情の発露としての手加減に因るものと考えられる。第6項にみる「盗みを働くセルヴスが殺されるのであれば」という規定の趣旨は、第5項にみるそれとは異なる「他の方法による (auf andere Art)」<sup>39)</sup>処刑であったとの解釈に従

うならば、しかも第7項も同趣旨に考えられ、これらはそもそも第5項の方法による処罰が機能しなかったことを意味し、その原因は上記のごとき理由に因るものであったと考えられる。以上の事情は、かれらが異なる主人の下にあって、異なる場所において労働していたにもかかわらず同一の社会階層に属するものとしての憐憧に因るものであったといえるであろうか。それともかれらは同一の主人の下にあって、日常生活において共に辛苦を分けあつた仲間としての思いやりに因るものであったのだろうか。仮に前者であるならば、かれらはその所属にかかわりなく、セルヴスという身分としての社会的団体意識をもっていたことを意味し、この場合特に問題とすべきはそのような社会的団体＝連体意識をもつことのできた社会的、歴史的条件である。仮に後者であるならば、80数名のセルヴスを擁するその主人は一般的農民たるチオルルであったとは考えにくく、むしろ王、侯、貴族などであったとさしあたり考えられる。この点についてさらに史料自体に則し、分析を試みてみよう。すなわち、第6項の後半 “reddat unusquisque seruorum illorum tres denarios domino suo” で、特に “domino suo” に着目すると、“unusquisque seruorum”（セルヴスの各人）にとって “domino suo”（dominus suus）は「自分の主人」である。これが仮に “domino (us) illius” であるならば、これは「セルヴスの各人」にとっては第三者である「彼（=被殺害者）の主人」となるであろう。したがってこのように “domino suo” を文字どおり理解し、且つこれを重視するならば、80名のセルヴスそれぞれにとって「自分の主人」は、立場を替えてこれを換言すれば、その主人は80数名のセルヴスを擁していたことになる。かくしてその主人はそれぞれから3デナリウス（ペソス）、都合240デナリウス（ペソス）を徴収し、殺されたセルヴスの代価<sup>40)</sup>を獲得するのであり、しかもさしあたり80数名のセルヴスを擁する「主人」は王、侯、貴族などであったと解することの妥当性を演繹することができるであろう<sup>41)</sup>。さらにここに招来する問題点は、当該条項において単に「多数の奴隸の存在」<sup>42)</sup>を指摘するに止まるのではなく、一步踏み込みかれらをかかる社会的階層を推察し、それが標準的農民たるチオルルではなかったのではないかとの分析に進むものであり、かくしてこれがここに規定されるセルヴス、アンキルラの、次に言及する、社会的処遇にかかわることになるのである。

第2に注目すべきはかれらの経済的・法的権能についてである。すなわち、セルヴスの男女 (seruus homo, serua ancilla) は第6、7項によれば決められた方法以外の手段で盗入たるセルヴス男女を殺害した場合、各人は3デナリウス（ペソス）を支払うべく規定されている。この規定はかれらが一定の経済的能力を現実に享受していたのみならず、それが公認されていたことを前提とするものでなければならない。換言すればそれらは一定の金銭獲得のための合法的社会的条件を持ち且つこれを行使したと断ぜざるをえない。要するにかれらは一定の経済的・法的権利能力を享受していたといえる。このような分析に肯定の一瞥が許され、当該論点が重視されるならば、かれらは「アルフレッド王法典」以降の諸「法典」等において検討し、窺い見たセーオウ等

の享受せる社会・経済的諸条件と合致し、その線上にあるものと考えられる。但し、ここに留意すべきは、かれらはかくのごとき社会・経済的諸条件にあったと一方において考えられるとはいえる、他方において確かにかれらは体罰を受けた(第5、7項)点は否定すべくもない。しかしこれは、かれらが特に王、侯、貴族などに所属しており、したがって一般的自由農民チオルルに所属して受けた処遇(そもそもチオルルによるセーオウ(セルヴス)所有は過去になりつつあった。)とは異なり、概してより合理的、集約的な労働力の収奪を蒙り、かくしてその処遇がより厳しかったと考えられる点を考慮すべきであろう。つまりかれらは、かれらの受ける体罰のみを以て一面面的且つ通俗的評価<sup>43)</sup>に終始すべきではないのであり、むしろ歴史の発展を信ずる立場に立ち、かれらの置かれた10世紀前半という時代背景と共にかれらの享受せる前進的諸条件をより積極的に評価することが肝要であると考える。端的に結論とすれば、かれらは以前の古い呼称たる“セルヴス・アルキルラ”という残滓を外皮に纏いつつも(したがって従来の伝統的な社会的認識の下にありながらも)、その実態は奴隸身分を脱していたと敢言することができるのではないか。

#### エセルスタン王第 VI (VI Æðelstan) 法典<sup>44)</sup>

§ 6-3 (そうした)人々を(われわれが)所有している(その)われわれのセーオウマン(*þeowum mannum*)についてわれわれは宣言する(*cwædon*)<sup>45)</sup>。もし人がその者を盗むならば、人(*man*)<sup>46)</sup>は彼を半ポンドを以て補償する。もしわれわれがその(ための)金銭を獲得(徵収)(*gyld arærdon*)するならば、人はそれを彼に(ついて)それが彼の身体的価値(*wlites weorð*)<sup>47)</sup>に応ずる(*be*)ように、付け加える(*yhte ufon*)<sup>48)</sup>。そしてわれわれがそこで徵収した(*abædon*)剩余をわれわれに留保する(*hæfdon*)。もし彼が自身そこから逃亡するならば(*forstalede*)<sup>49)</sup>、人は彼を、それが既に(*ær*)<sup>50)</sup>規定されているように、投石(刑)(*torfunge*)へ導くべし。そしてその人を所有する各人(*ælc man þ[e] man hæfde*)<sup>51)</sup>は人がその価値を(補償のため支払うべく)増額(*úparæran*)できるように、共同団体(*gefescípes*)<sup>52)</sup>の人数(*mænio*)に(応じて)1ペニーあるいは半ペニーを醸出すべし(*scute*)<sup>53)</sup>。もし彼がそこから(*þonne*)逃亡する(*oðseoce*)ならば、人は彼を(について)、彼の身体的価値に応じて支払う(補償す)べし。そしてわれわれすべての者は彼を(について)調査すべし。そこでもしわれわれが彼に出会う(*tócumán*)<sup>54)</sup>ことができるならば、人は、人がウエールズ人の盜人(*Wyliscean þeofe*)に執行する(*dyde*)<sup>55)</sup>ように、彼に執行すべく、あるいは人は彼を絞首すべし(*anhó*)<sup>56)</sup>。

当該条項においてまず指摘すべきは次の点である。すなわちこの第6条は“ceapgield”<sup>57)</sup>に関する規定である。これは取引などの過程で窃盗に遭った場合、その補償として支払われる金銭等の額である。同条第1項においては「馬(hors)」、第2項においては「牛(oxan)」について規定

されている。この第3項は、第4項で表明されている“*ofer XXX pæng oð healf pund*”<sup>58)</sup>（30ペンスから半ポンド）まで補償されるべき「品物（goods）」<sup>59)</sup>の一例としてセーオウマンが規定されている。これはこのセーオウマンがそうした「家畜（livestock）」<sup>60)</sup>と同類に扱われていることを示している。しかも彼は家畜と同様に窃盗の対象でもあったのである。また彼は逃亡すれば投石刑、絞首刑に処されることから窺えるように、日常的には身体的拘束を受けていたと考えられる。

次に考察すべきは彼の所属についてである。この第3項は窃盗に遭い、あるいは逃亡したセーオウマンについて一種の「共同団体」がいかに援助するかを規定するものである。つまり「共同団体」を通して援助を与え、援助を受ける「その人（セーオウマン）を所有する各人」は当該団体を構成する、必ずしも特殊な社会階層を形成するとは限らない個人<sup>61)</sup>であったとさしあたり考えられる。しかも個々人に所有される人数について言えば“*be urum þeowum mannum*（われわれのセーオウマンについて）”にみる单数形を文字どおりに解すならば、1人であったと考えられる。

以上の分析に仮に首肯が得られるとするならば、当該条項のセーオウマンは個人に所有された一種の「品物」であり、「家畜」と同類に扱われ、したがって窃盗の対象となる存在であった。しかも逃亡すれば投石刑などの体罰を蒙り、または絞首刑を受けた。但し次の諸点は留意すべきである。すなわち、石や材木などによる類似の処刑形態をみる前記「エセルスタン王第IV法典」§ 6-5・7によれば、まず第1にセルヴス・アンキルラは王、侯、貴族などいずれか1人をその「主人（dominus, domina）」とし、そこに所属していたと考えられる。しかもかれらはその人数が80数名にのぼるものであった。第2にその処刑はセルヴス・アンキルラが自身執行するものであった。第3にセルヴス・アンキルラは一定の経済的・法的権能を享受していたと考えられ、したがってこの点を重視するならばかれらを厳密に身分としての奴隸として規定することには問題があると言わざるを得なかった。以上の特徴に対して当該条項にみるセーオウマンは、第1に社会的に上級階層の人々というよりはむしろ一般的な庶民によって、個人的に所有されていたと思われる。しかも個々に所有される人数は单数であったと考えられる。第2に逃亡に因る処刑の執行は誰によって為されたかは明記されていない。第3に彼の経済的・法的権能については窺うことができない。以上の諸特徴から判断するならば、彼は人格を否定された、身分としての奴隸であったと規定することが妥当ではないかと考えられる。彼は概していわゆる給養型の奴隸として存在していたと思われる。

なお当該法典 § 12-2によれば、窃盗を犯した15歳以下の青年はその親族が代って贖罪を施し、あるいは保証を与えないであれば「彼の 人命金に応じてセーオウ状態に留まる（*stande on þeowete be his were*）」のであった。この「セーオウの状態」は前記「エドワード王第II法典」

§ 6 を参考にすることができるであろう。

以上諸条項の検討によれば、セーオウ、セルヴス、アンキルラが一方において多分に古い奴隸認識による処遇を依然として受けたことは否定できないものの、他方かれらがその古い呼称を残滓として身に纏いながらもいまや一定の社会・経済的権能を事実的のみならず法的にも享受していたことも否定できないのであり、とりわけ「アルフレッド王法典」以降顕現した歴史の発展的潮流は確かなものであったと言えるであろう。

### 《註》

- 1) 基本原典テキストは B. Thorpe, p. 622 に拠る。他に F. H. Harmer, pp. 32–33. E. H. D. I., p. 607. なお、解放状は本来第 2 章で論議する予定にあるものの、以下順次検討する同一人物による「布告」、「法典」とともにここに一括した。
- 2) 一般に 925 年と考えられているものの、これに疑問もある。Simon Keynes, “King Athelstan’s Books”, Michael Lepidgē & Helmut Gneuss (eds.), *Learning and Literature in Anglo-Saxon England—Studies presented to Peter Clemoes on the Occasion of his Sixty-fifth Birthday—*, 1985, pp. 186–189 (esp. 186 n. 205)。
- 3) “mæssepreost” の語意はさしあたり “A priest not of the Christian church”, “a priest of the Christian church, who had attained the last of the seven appointed orders, and might celebrate the mass.” (A-S. D., p. 662)。なおこれには “(mass) priest” (B. Thorpe, p. 622; F. E. Harmer, p. 63; E. H. D. I., p. 607; D. Whitelock, *The Beginnings of English Society* (op. cit.), p. 113), “(Messe) Priester, Pfarre” (R. Schmid, S. 626; F. Liebermann, Bd. II, S. 138) との訳語が施されている。
- 4) “hired (hiered)” の語意は、たとえば “the body of domestic retainers of a great man or king, the members of a religious house” (A-S. D. p. 537) であり, “the convent” (B. Thorpe, p. 622), “the community” (E. H. D. I., p. 607; D. Whitelock, *The Beginnings of English Society* (op. cit.), p. 113) などの訳語が与えられている。本稿ではとりあえずこれに従った。但し S. Keynes によれば “the hired.....is.....more likely to be a reference to the royal household itself,..... than to the community of some...religiose house.” (S. Keynes, “King Athelstan’s Book” (op. cit.), p. 188)
- 5) “prafost” の語意はさしあたり “an officer of a monastery; praepositus” (A-S. D., p. 777) であり, “the provost” (B. Thorpe, p. 622; F. E. Harmer, p. 63), あるいは “the prior” (E. H. D. I., p. 607; D. Whitelock, *The Beginnings of English Society* (op. cit.), p. 113) などの訳語が施されている。
- 6) “Angelcynn” は地理的ないし人種的名称で, “the Angle or English race” (A-S. D., p. 42), “Engländer-Stamm, Englische Nation, England” (F. Liebermann, Bd. II, S. 14)。P. H. Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England* (op. cit.), p. 12. H. M. Chadwick, *The Origin of the English Nation* (op. cit.), p. 57. R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons*, vol. I (op. cit.), p. 158.
- 7) “Eadhelw was presumably one of the King’s own slaves.” (S. Keynes, “King Athelstan’s Book” (op. cit.), p. 188)
- 8) 三好氏は後述の「布告」の理解と関連させ、これに刑罰奴隸を推察される（同『王国の成立』p. 279）。
- 9) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I, S. 148 に拠る。

- 10) 序文にある “earm Engliscmon” (貧しきイギリス人)
- 11) これは “nihtfirmis” (Q) (nihtfeorma) とあるように、本来一夜 (niht) つまり一日に必要な食糧 “dœgfeorm” (F. Liebermann, Bd. III, S. 99) (Anrechte auf je 1 Tag Beköstigung—F. Liebermann, Bd. II, S. 156) であり、後に貢租に転化したものと解せられる。
- なお “feorm” の語意はさしあたり次の 3種に大別できる。1) Pachtgut, Kammer=oder Hof=gut. 2) Nahrung, Beköstigung, food, provision. 3) Bodenzins in Naturalien; Naturalienabgabe [A-S. D., p. 280; R. Schmid, S. 130 Anm. §1, 574; F. Liebermann, Bd. II, S. 69] R. Schmid が “Hofgüter” (R. Schmid., S. 131), F. Liebermann が “Anrechte auf (einen Tag Quadr.) Beköstigung” (F. Liebermann, Bd. I, S. 149), F.L. Attenborough が “rents” (F.L. Attenborough, p. 127) とそれぞれの訳語を与えるのは上記 1), 2), 3) にそれぞれ対応しているものと考えられる。
- 12) “sconc” つまり “scanca” は “Schinken” (大腿) (R. Schmid, S. 131; F. Liebermann, Bd. I, S. 149) と解されており、A-S. D. では “shank, shin, the leg from the knee to the foot” (臑); “the upper part of the leg (=þeóhsceanca)” (大腿) (p. 823) とあり、当該原典部分を後者の例文として挙げている。仮にこの 2 者に従うならば “shank” (臑) (F. Attenborough, p. 127) はこれと齟齬するとはいえ、当該 A-S 語に対応する北欧語は “skank” であり、その語意は “shank” である (Elof Hellquist, *Svensk Etymologisk Ordbok*, bd. II, 1980, s. 926)。
- 13) F. Liebermann, F.L. Attenborough の拠る原典では “opþe” とあり、それに対応する翻訳 “oder, or” となっている (F. Liebermann, Bd. I, S. 148-149; F.L. Attenborough, pp. 126-127)。“Q” では “u (v) el”。しかし R. Schmid の拠る原典では “and” であり、“und” の独語が与えられている (R. Schmid, S. 130-131)。筆者はここでは深入りせず、とりあえず “opþe, u(v)el” に拠る。
- 14) これは “Q” に拠れば “unum þiteðioþne (id est forisfacto-seruum)” とあり、“Strafhörigen” (R. Schmid, S. 131; F. Liebermann, Bd. I, S. 149), “one man who has been reduced to penal slavery.” (F.L. Attenborough, p. 127) とそれぞれ翻訳されている。なおその所属について F. Liebermann が明確に王の所有にあったと解している点 (“Wohl nicht.....Auslösung eines fremden Strafhörigen, sondern Freilassung.....eines dem König gehörigen.”—F. Liebermann Bd. III, S. 99) は見落せない。既述 [VII] 「エドワード王・グズルム布告」§4, 前記「エセルスタン王による解放状」参照。
- 15) “alysaþ”的原形 “aliesan, alysan” の語意は “freigeben (aus Sklaverei)” (F. Liebermann, Bd. II, S. 11), “to free, liberate, etc.” (A-S. D., p. 35)。但し研究者によればこの語彙に “[jährlich]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 149), “annually” (F.L. Attenborough, p. 127), 「毎年」(田中著『封建制の形成』p. 248; 三好著『王国の成立』p. 278) がそれぞれ附加され、翻訳、理解されている。その理由は次のとく考えられる。まず当該原典部分の前後は “scrud for twelf monþa ælc gear. 7 þøt ge alysaþ an witeðeowne.” とあり、“Q” では “uestitum duodecim mensium unoquoque anno. Et liberabitis unum þiteðioþne (id est forisfacto—seruum).” とある。上記研究者は “ælc gear” が “7 þøt ge alysaþ an witeðeowne” に、unoquoquo anno” が “Et liberabitis unum þiteðioþne (id est forisfacto—seruum).” にそれぞれ二重に限定するものと解釈しているのではないかと考えられる。しかしこのような解釈が必ずしも唯一であるわけではない。事実 R. Schmid は “Und daß ihr auslöst einen Strafhörigen” (R. Schmid, S. 131) と原典にしたがって独訳している。筆者は原典にしたがい邦訳した。
- 16) この点から、もと共同体員であった者が陥った奴隸と一般の奴隸とを区別する三好氏の見解 (三好著『王国の成立』pp. 280, 289) は参考にすべきである。
- 17) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載写本 “H” に拠る。

- 18) これは F. Liebermann によれば当該セーオウの主人のそれだという (F. Liebermann, Bd. II, S. 694, 16 c); Bd. III, S. 103)。F. L. Attenborough はこの見解を追認している (F. L. Attenborough, p. 207)。D. Whitetock は特に言及していない (E. H. D. I., p. 418)。
- 19) “the general principle, prevalent among Germanic tribes,” (T. P. Ellis, *Welsh Tribal Law and Custom in the Middle Ages*, vol. I (*op. cit.*), p. 173) 拙稿「部族法典にみる奴隸について」(前掲) pp. 9-10, 表(二)。
- 20) 本稿で強調すべきは、これがその侵透に地域差 (Paul R. Hyams 下記文献 p. 114) を否定できないものの、1215年第4回ラテラン公会議 (the Fourth Lateran Council) による聖職者の正式な使用禁止に至るまでは「広範囲に流布した慣行 (a very widespread institution)」(*ibid.*, p. 91) であり (他に, “Ordeals remained popular into the eleventh century,”—Charles M. Radding 下記文献 p. 946), 「多いに利用された (freely used)」(F. Pollock & F. W. Maitland 下記文献 p. 599) という点である。〔但しその後「ただちに改廃され (the ordeal was abolished at once)」(F. Pollock & F. W. Maitland, *ibid.*), 「急速に消失した (Ordeal died out rapidly in England after 1215)。」(Charles Donahue, Jr. 下記文献 p. 158)〕当該慣行の詳細且つ具体的な検討は本稿の主要課題ではないものの、その実施要項についてはとりあえず “Dòm be hàtan isene and wætre” に窺い知ることができる。原典テキストおよび翻訳は下記参照。R. Schmid, S. 414-417. F. Liebermann, Bd. I, S. 386-387. F. L. Attenborough, pp. 170-173. K. Crossley-Holland, *A-S, World*, p. 27; Do., *A-S, Anthology*, pp. 28-29. C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 16. 一般的諸点については下記文献参照。John W. Baldwin, “The Intellectual Preparation for the Canon of 1215 against Ordeals”, *Speculum*, vol. XXXVI, 1961, pp. 613-636. Robert Bartlett, *Trial by Fire and Water The Medieval Judicial Ordeal*, 1986. Peter Brown, “Society and the Supernatural A Medieval Change”, *Daedalus*, vol. 104, No. 2, 1975, pp. 133-151. Edward P. Cheyney, *A Short History of England*, 1932/1904, pp. 81, 150-151. Charles Donahue, Jr., “Proof by Witnesses in the Church Courts of Medieval England: An Imperfect Reception of the Learned Law”, Morris S. Arnold et al. (eds.), *On the Laws and Customs of England*.—(*op. cit.*), pp. 128-129, 133-134. Henry Ellis, *A General Introduction to Domesday Book*, vol. I, 1833, pp. 335-336. T. Forester, “Traces of the Danes in England” (*op. cit.*), pp. 525-532. Jacob Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer*, Bd. II (*op. cit.*), S. 563-604. Paul R. Hyams, “Trial by Ordeal: The Key to Proof in the Early Common Law”, Morris S. Arnold et al. (eds.), *On the Laws and Customs of England*.—(*op. cit.*), pp. 90-126. Edward Jenks, *A Short History of English Law from the Earliest Times to the End of the Year 1938* (*op. cit.*), pp. 9-10. J. L. Laughlin, “The Anglo-Saxon Legal Procedure” (*op. cit.*), pp. 300-305. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), p. 260. F. W. Maitland, “The Deacon and the Jewess; or, Apostasy at Common Law”, H. A. L. Fisher (ed.), *The Collected Papers of Frederic William Maitland*, vol. I (*op. cit.*), pp. 390-391. Do., “Outlines of English Legal History, 560-1600” (*op. cit.*), pp. 447-448, 455, 457-458. Ernst Mayer, Der Ursprung der germanischen Gottesurteile”, *Historische Vierteljahrschrift*, Bd. XX, 1920-1, S. 289-316. Heinrich Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte* (*op. cit.*), S. 243. R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 6. Max Pappenheim, “Über die Anfänge des germanischen Gottesurteils”, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abt.* Bd. XLVIII, 1928, S. 136-175. F. Pollock and F. W. Maitland, *The History of English Law* (*op. cit.*), vol. II, pp. 598-599. Charles M. Radding, “Superstition to Science: Nature, Fortune, and the Passing of the Medieval Ordeal”, *The American Historical Review*, vol. 84, Nr. 5, 1979,

pp. 945–969. Peter Sawyer, “The Anglo-Saxon Inheritance”, *Settimane di studio del centro italiano di studi sull'alto medioevo* (Spolto), No. 32. 1986, pp. 865–866. G. O. Sayles, *The Medieval Foundations of England* (*op. cit.*), pp. 122, 336–338. W. Stubbs, *Lectures on Early English History* (*op. cit.*), pp. 14, 79–80. Albert B. White, *The Making of English Constitution 449–1485* (*op. cit.*), pp. 23, 161. Dorothy Whitelock, *The Beginnings of English Society* (*op. cit.*), pp. 141–143.

ちなみに当該神明裁判の一種冷水審判について、K. Crossley-Holland の説明によれば「無罪の者が水に浮き、有罪の者が水に沈む (The innocent floated and the guilty sank.)。」(K. Crossley-Holland, *A-S. Anthology*, p. 25) また E. Mayer は、子供が嫡出か否かを決するに際し (E. Mayer, *op. cit.*, S. 310–311), H. M. Chadwick は、土地の帰属をめぐる紛争において (H. M. Chadwick, *The Origin of the English Nation* (*op. cit.*)), p. 278), それぞれに実施された当該審判で同趣旨の判定基準が働く証例を挙げている。これに対して J. Grimm は “schwamm er oben, so war er schuldig, ging er unter, unschuldig.” (J. Grimm, *op. cit.*, S. 582), F. W. Maitland, は “He who sinks is safe, he who floats is lost.” (F. W. Maitland, “Outlines of English Legal History, 560–1600” (*op. cit.*)), p. 447), D. Whitelock は “If he (the accused—筆者) floated, his guilt was considered established.” (E. H. D. I., p. 367), E. P. Cheyney は “If he was received by the water and sank, his innocence was proved; if, on the other hand, the water rejected him and he floated on its surface, guilt was indicated.” (E. P. Cheyney, *op. cit.*, p. 81), とそれぞれ説明し、同趣旨の見解は P. Brown (*op. cit.*, p. 135), J. L. Laughlin (*op. cit.*, p. 301), H. Mitteis (*op. cit.*, S. 38; Do., 世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』(前掲) pp. 71, 73) によって表明されている。この見解の相違を含め、詳細は後の機会に譲る。

- 21) この原典部分 “mon gulde” は一方において, “man das Ersatzgeld zahle” (R. Schmid, S. 143) と原典に従い、また “reddatur captale simpliciter” (Q) に従い “the price of the goods is to be paid,” (E. H. D. I., p. 420), “the stolen goods are to be compensated for” (D. Whitelock, “Wulfstan Cantor and Anglo-Saxon Law”, Do., *History, Law and Literature in 10th-11th Century England* (*op. cit.*)), p. 89) とそれぞれその支払いの主体に言及することなく翻訳されているのに対して、他方では、 “[der Herr dem Kläger].....zahle,” (F. Liebermann, Bd. I, S. 161), “[his master] shall pay” (F. L. Attenborough, p. 137) とその支払いの主体が補われ翻訳されている。
- 22) “hine” の本来の語義が “Haus- (Familien-) genoss” (R. Schmid, S. 611. F. Liebermann, Bd. II, S. 115), “domesticus” (R. Schmid, *ibid.*; A-S. D., p. 537) であるように、当該セーオウは家族員に包摂された隸属者と推察される。
- 23) この部分は原典に “swingē hine (man) ḫriwa” とある。さてこの “man” が上記 “mon” と同一人物と解せられるとするならば、賠償支払い人は同時に鞭打を行う者、つまり当該セーオウの主人であり、これは私刑と解すことができる。F. L. Attenborough が当該部分について “[his master] shall pay the amount involved, and either inflict three scourgings on him or pay a second sum equal to the amount involved.” (F. L. Attenborough, p. 137) と英訳するのはこうした理解によると考えられる。また R. Schmid が “man das Ersatzgeld zahle und man ihn drei mal geissele” (R. Schmid, S. 143) と独訳するのも同様に考えることもできる。しかし “Q” によれば “uerberetur seruuus ipse ter” とあり、受動形つまり鞭打の行為者が不明記である点において鞭打は主人以外の人物が行ったと解すこともできる。筆者は鞭打はむしろ被害者側が行ったと考える。なぜならばその鞭打を免除するために盜品相当賠償額がさらに支払われる場合もあったからである。しかし私刑はそれが免除されるためには賠償額がさらに支払わなければならぬ、つまり客觀化されなければならないと敢えて解すならば、まず第1にその2度目の賠償額がその主人によって支払われるとするならば、その

- 「私刑」は公刑罰としての性格であったと解せざるをえず、第2にそれを当該セーオウが支払うと解すならば、当該セーオウの経済的権能が問題とならざるをえない。なお下記の翻訳例は“Q”にしたがつたものであり、鞭打の実施者については不明記のままである。“jener dreimal gegeisselt.....werde” (F. Liebermann, Bd. I, S. 161) “he is to be flogged three times” (E. H. D. I., p. 420) “the slave (is to be—筆者) scourged three times,” (D. Whitelock, “Wulfstan Cantor and Anglo-Saxon Law” (*op. cit.*)), p. 89)
- 24) この原典部分 “þæt ober gild” は “Q” によれば “secundam redditionem” とあり，“das zweite Ersatzgeld” (F. Liebermann, Bd. I, S. 161), “a second sum equal to the amount involved” (F. L. Attenborough, p. 137), “the price.....a second time.” (E. H. D. I., p. 420) とそれぞれ翻訳されているのはこれに従つたものと考えられる。なお邦語では「別〔の盜品相当額〕」(青山著『社会の研究』p. 175)を見る。
- 25) 特に当該裁判形態の執られるケースあるいは対象者について、
- ◎ “purgation by oath to the freeborn and purgation by hot iron or water to the unfree,..... purgation by oath for freemen and ordeal by fire for serfs.” (J. W. Baldwin, “The Intellectual Preparation for the Canon of 1215 against Ordeals” (*op. cit.*)), pp. 618–619)
  - ◎ accusations against slaves and the unfree must have been viewed as one of the main categories likely to result in the ordeal. The ordeal was not applied *only* to the unfree—there are numerous instances of the ordeal applied against free men—but a large body of legal material makes it clear that it was very commonly decided that compurgation (or, occasionally, the duel) was the proof of the free, the ordeal of the unfree: (以下証例あり一筆者); “in criminal cases the ordeal was applied most commonly to the out-sworn, to foreigners, and the unfree.” (R. Bartlett, *Trial by Fire and Water* (*op. cit.*)), pp. 32–33, 37 ((vide: 4, 8–9, 52, 95, 125, 140)))
  - ◎ “A slave arrested for an unspecified crime was brought to trial....., and sentenced to the ordeal by the hot iron.....this option (to clear himself by some kind of oath—筆者) was hardly open to a slave without free, law-worthy oath helpers.” (Paul R. Hyams, “Trial by Ordeal: The Key to Proof in the Early Common Law” (*op. cit.*)), p. 93)
  - ◎ “Zu ihm (das Gottesurteil—筆者) griff man wohl nur bei Eidesunfähigen (Frauen, Unfreien) oder wenn der Eidhelferbeweis mißlungen war” (H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte* (*op. cit.*)), S. 38)
  - ◎ “cases where the accused had forfeited his credit by some previous crime or was unable to produce compurgators.” (W. Stubbs, *Lectures on Early English History* (*op. cit.*)) p. 15)  
他に下記参照。J. M. Kemble, *The Saxons in England*, vol. I (*op. cit.*), p. 210. D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), pp. 76–77. F. Pollock and F. W. Maitland, *The History of English Law* (*op. cit.*), vol. I, p. 39; vol. II, pp. 598–603, 644. D. Whitelock, “Wulfstan Cantor and Anglo-Saxon Law” (*op. cit.*), pp. 87–90.
- 26) 青山著『社会の研究』p. 176。
- 27) “yrfe” とは “cattle” (A-S. D., p. 1300) であり、特定されていない。但し “Q” によれば “pecus” とあり、“armentum” でない点においてこれが小型の家畜であった可能性が強いと筆者は考える。
- 28) “ætbohte” その原形 “ætbefon” の語意は “attach; deprehendere, capere” (A-S. D. p. 20), “(abhanden gekommene Fahrhabe) im Anefang fassen bei, als Eigentümer dem Besitzer dessen Vieh anschlagen” (F. Liebermann, Bd. II, S. 8) などであり、アネファンクとして押さえられるこ

とを意味する。しかし具体的には “bei dem es früher kaufte” (R. Schmid, S. 147), “dem er es zuvor abgekauft hat,” (F. Liebermann, Bd. I, S. 165), “from whom he bought it” (F. L. Attenborough, p. 141; E. H. D. I., p. 421) とそれぞれ翻訳され, “yrfe bycge” の “bycge” (bycgan) と結びつけられている。“Q” の要を得た表現 “recipiat hoc (uenditor suus), a quo emit,” (その者から購入した (自身の売り手)) がそれを引受ける) はむしろこれらの解釈が妥当であることを示している。但し “übernehme es der [Gewährsmann], dem er es zuvor abgekauft hat,” (F. Liebermann, Bd. I, S. 165) の “[Gewährsmann]” は紛らわしい表現である。これは単に証人としての立会人ではなく, “(uenditor suus)” でなければならない。

- 29) したがって当該条項に関して「後期における奴隸の法的地位の上昇を一応推測し得る」(青山著『社会の研究』p. 179) との青山氏の解釈は、奴隸身分の枠内での地位の向上を説かれておられるのであり、筆者の立場から言えば不徹底と評さざるをえない。また David A. E. Pelteret はより明確に “the slave could be a principal in a legally recognized act and was answerable at law for it.” (D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence (op. cit.), p. 114) と述べているものの、その本質的理解は青山氏のそれと異なる。ここにみるこのような (A-S 後期における) セーオウ認識は從来一般にみられたそれであり、これが A-S 前期のセーオウ認識に少なからず混乱を与えるものであった。
- 30) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I. 所載のそれに拠る。
- 31) ロンドンの南南西 5 マイル “Reigate” の近郊 “Thundersfield” と考えられている。F. Liebermann, Bd. II, S. 225; Bd. III, S. 112. F. L. Attenborough, p. 210. E. H. D. I., p. 423 n. 5.
- 32) “sconam” (原形 “socn”) の語意はこの場合, “refugium, immunitas, Zuflucht, Asyl, seeking for protection, refuge, sanctuary” などの訳語が与えられるそれである。A-S. D., p. 893. R. Schmid, S. 653–654. F. Liebermann, Bd. II, S. 199; Bd. III, S. 113.
- 33) つまり「死刑 (Todesstrafe)」(F. Liebermann, Bd. III, S. 113)。
- 34) ちなみに原典 “sic comitum sic uillanorum,” の部分を F. L. Attenborough は “a noble or commoner” (F. L. Attenborough, p. 149) と英訳する。
- 35) “adsaca” の原形 “andsaca” の語意は “negator, renunciator” (A-S. D., p. 41), “Leugner, Verteidiger” (F. Liebermann, Bd. II, S. 14) などと訳され, 邦訳はこれに従った。但しこの部分は次の意訳(独訳)をみる。“wenn er kein Wort [zur Entschuldigung], wodurch *andsaca* [Leugnung] vorläge, vorbringt” (F. Liebermann, Bd. III, S. 114)
- 36) “colpus” とは “Hieb, Schlag, Stoss” (F. Liebermann, Bd. II, S. 37)。石, 泥炭等を罪人に投げつける刑罰は「行列笞刑 (gatlopp)」と呼ばれる。R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (op. cit.), p. 5. F. Liebermann, Bd. III, S. 114.  
なお、当該刑罰は他にスウェーデンの13世紀初期の編纂に成る「旧ヴェストトイエータ法書 (Äldr Västgötalagen)」の「窃盜の章 (Piuuœ bolkœr)」第3条〔拙稿「北欧中世 (スエーデン) における自力救済慣行一」(前掲) pp. 33–34, 43–44 註44〕, 12世紀と13世紀の交わりの時期に編纂, 成立をみるノルウェーの古法 “Bjarkeyjar réttr” 第147条〔拙稿「12—13世紀の『都市』ニダロスー」(前掲) pp. 57, 63–64 註69〕に窺い見ることができる。
- 37) これは第6項の場合と同様に、ここで規定されている方法以外のそれで殺害したことと解される。F. Liebermann, Bd. III, S. 114.
- 38) 三好氏によれば「あれほどの苛酷な刑罰を奴隸に課したことは、奴隸の頑強な抵抗に手を焼く王の狂った姿」(同著『王国の成立』p. 289)。
- 39) F. Liebermann, Bd. III, S. 114.
- 40) <sup>47</sup>F. Liebermann, Bd. <sup>48</sup>II, <sup>49</sup>S. 692 7 b); Bd. III, S. 114.

- 41) F. Liebermann はその理由は示さないものの, “*Die Sklaven und Sklavinnen eines Grossguts werden insofern je in einer~(Genossenschaft—筆者) gedacht.*” (F. Liebermann, Bd. II, S. 446 6)). 棒線筆者) と述べ, 当該 §§ 6-5・7 を用例としている。
- 42) 青山著『社会の研究』 p. 159。
- 43) 同書, p. 177。
- 44) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載のそれに拠る。
- 45) これの原形 “cweðan” の語意は “bestimmen, verordnen” (F. Liebermann, Bd. II, S. 44), “indicere, proclaim” (A-S. D., p. 178)
- 46) 「人 (man)」は具体的には当該条項文中および § 1-1 の規定文末に言及されている「共同団体 (gefarscipe)」である。かれらは自身をその構成員とし, かれらの所有するセーオウマンの盜難, 逃亡の際に相互に補償し合っている。
- 47) “wlite” とは “(beautiful) appearance, good look” (A-S. D., pp. 1259-1260), “Körperbeschaffenheit, Aussehn, Gestalt;” (F. Liebermann, Bd. II, S. 248), “Würde” (R. Schmid, S. 679)。セーオウマンは必ずしも一律な価値 (格) を持っていたのではないことを示している。
- 48) “yhte” の原形は “iecan” で, 語意は “vermehren, hinzulegen” (F. Liebermann, Bd. II, S. 121, 252). “ufon” つまり “ufan” とは “(from) above” (A-S. D., p. 1087), したがって盜難に遭ったセーオウマンの補償についてはとりあえず半ポンドが支払われ, 次にその価値 (格) に応じてそれに加えられたと解せられる。したがって次の文章に示されているように, 構成員から徴収された金額に「剩余 (ofer-eácan)」(R. Schmid, S. 162 Anm. c. 6 § 3) が生ずることも当然起りえた。F. Liebermann, Bd. II, S. 447 12 e), g); Bd. III, S. 120. VI As 6, 3], 4), 5), 12).
- 49) “forstalede” つまり “forstalian” とは “steal away, aufugere” (A-S. D., p. 318), “wegstehlen” (R. Schmid, S. 581). より具体的には “sich aus Sklavenpflicht wegstehlen” (F. Liebermann, Bd. II, S. 78)。
- 50) 前記「エセルスタン王第IV法典」 §§ 6-5・7 に投石, 投木による同様の処刑形態をみる。但し §§ 6-5・7 では本人による窃盗, 当該条項では本人の逃亡であり, 犯罪内容が必ずしも同一ではないものの, 同類にみなされているのか。F. Liebermann, Bd. III, S. 120 VI As 6, 3], 8).
- 51) 当該原典部分について “Q” によれば “omnis qui men habeat (hominem habebit)” とある。この部分を R. Schmid は “Jeder, der einen Mann hat” (R. Schmid, S. 163), D. Whitelock は “each man who possessed a man” (E. H. D. I., p. 425) とそれぞれ字句どおりに翻訳する。しかし次の 2 氏はより具体的に翻訳する。“jedermann, der (einen H) Sklaven hält” (F. Liebermann, Bd. I, p. 177), “each man who has a slave” (F. L. Attenborough, p. 161) つまり当該「人 (man)」は文頭のセーオウマンである。
- 52) “gefarscipe” の原義は “Society, brotherhood” (A-S. D., p. 391), “Genossenschaft, Friedengilde” (F. Liebermann, Bd. II, S. 91) で, これはロンドンにおける一種の相互扶助団体 (Genossenschaft für wechselseitige Rechtsverbürgung—R. Schmid, S. 588)。G. Soane, “Domestic Manners and Habits of the Anglo-Saxons” (*op. cit.*), pp. 444-445.
- 53) “scute” の原形 “sceotan” の原義は “to shoot, einschiessen” であるものの, この場合は “to advance money, contribute, pay, als Schoss zahlen” である。A-S. D., pp. 829-830. F. Liebermann, Bd. II, S. 190, 192.
- 54) “tocuman” とは “to-cuman” で, “cuman” とは “come, happen, accidere, evenire” (A-S. D., p. 173)。この場合具体的には “fassen, ertappen” (F. Liebermann, Bd. II, S. 212)。
- 55) F. L. Attenborough は具体的にはこれを投石刑 (「エセルスタン王第IV法典」 § 6-5) と考える (F. L. Attenborough, p. 214)。

- 56) “*anho*” は “(o) *nho*” で, “*hon*” とは “erhängen.” “(o) *nho*” は “man hänge ihn auf” (F. Liebermann, Bd. II, S. 166, 496)。
- 57) 語意は “das Kaufgeld, der Werth einer Sache, das Ersatzgeld, welches der Bestohlene erhielt” (R. Schmid, S. 543), “bargain money, price or market-price of what is stolen” (A-S. D, p. 148), “Ersatzgeld, eingeklagter Sachwert” (F. Liebermann, Bd. II, S. 31)。
- 58) 当該原典部分 “7 þœt ceapgild aríse a ofer XXX pæng oð healf pund,” について次の翻訳例を見る。(a) Und das Ersatzgeld steige immer über 30 Pfennige bis zu einem halben Pfund, (R. Schmid, S. 163) (b) Und das [uns zukommende] Ersatzgeld,.....steige jedesmal über [mindestens] 30 Pfennig bis zu einem halben Pfund [und] ferner hinauf, (F. Liebermann, Bd. I, S. 177 ((Vide : Bd. III, S. 120 VI As 6, 4)<sup>1)</sup>)) (c) When the value of the goods is more than thirty pence, the sum to be paid shall never be less than half a pound, (F. L. Attenborough, p. 163) (d) And the price [paid in compensation] for goods worth over 30 pence is always to mount as far as half a pound, (E. H. D. I., p. 425) 上記4例 (a) (b), (c), (d) はそれぞれ異なる表現となっている。筆者はさしあたり (a) (b) に準拠する。
- 59) F. L. Attenborough, D. Whitelock はこの語を補う。前註58参照。
- 60) F. L. Attenborough はこの語を補う (F. L. Attenborough, p. 161)。
- 61) F. Liebermann は原典文頭 “be urum þeowum mannum” 部分の独訳 “über unsere unfreien Leute” の “unsere” についてその理由は示さないものの “d. h. der einzelnen Gildegenossen, nicht, wie sonst, der Gilde kollektiv” (F. Liebermann, Bd. III, S. 119 VI As 6, 3)<sup>1)</sup> と解説している。

#### [X] エドムンド王第 III (III Eadmund) 法典 (942~946?)

§ 4 そして宣言はセルヴス (seruis)<sup>1)</sup>について（次のごときこと）である。もしかれらが共同して (simul) 窃盜を犯すならば、かれらのうち指導者 (senior) は捕えられ且つ殺され、あるいは絞殺されるべく (suspendatur), また他の一人ひとりは3度鞭で打たれ (uerberentur) 且つ頭皮を剥がされ (excorientur)<sup>2)</sup> そして小指は証拠として切断されなければならない。

当該条項のセルヴスについて検討する場合、問題とすべき第1は、かれらが窃盜を犯した点である。換言すればかれらは窃盜を働きうる生活条件にあったと考えられる。しかもかれらは「指導者」を擁する集団を形成することができる条件を持っているのである。これらの点を斟酌するならば、かれらはその呼称から一般に想定されるような、その所有者に囲われ、日常不断その監視下に生活し、その被給養に生きるいわゆる「家内奴隸」あるいは「労働奴隸」であったとする解釈の蓋然性は低いと思われる。

次に問題とすべき点は窃盜の動機である。つまりかれらが徒党を組み、窃盜を犯す冒険を敢行したのは相当の理由があった筈であり、少くともそれに成功した場合その成果は経済的、その他なんらかの点においてかれらに有利に作用したのではないか。つまりかれらは窃盜の成果をかれら自身のために活用しうる条件にあったものと思われる。

以上2つの論点から当該セルヴス像の推察を敢えて試みるならば、かれらは少くとも「小屋住

み」的形態をなす社会・経済的条件にあったと思われる。しかしここで留意すべきは、かれらが奴隸身分を脱していたか否かは当該史料自体からは不明であるものの、かれらの首謀者が「絞殺され」、共犯者の各人が「三度鞭で打たれ且つ頭皮を剥がされ」、「小指が切断される」という刑罰つまり体罰を論拠に、かれらが「奴隸」であったとする、一般的傾向である性急な結論はしばし留保が必要であろう。なぜならば、ここにまず想起すべきは、これが窃盜という当時にあってもっとも由々しい犯罪の1つであったのみならず、それが集団を以て犯されたこと、つまりそれが「強盜 (banditry)」<sup>3)</sup>にまで発展し、当時の社会的秩序を混乱に陥れんとするまでに立ち至っていたこと、また頭皮を剥ぐという刑罰は、およそ半世紀後において当時のそれに比してかなり高い社会的地位の者に対してなされる刑罰であったということ<sup>4)</sup>、さらに前記「エセルスタン王第IV法典」§§ 6-pr. 5・6・7にみた、体罰を蒙むりながらも一定の社会・経済的権能を享受したと考えられるセルヴス・アンキルラ、以上の諸点は一般に執られがちなその論断を前に斟酌すべき徵証ではないかと考えられる。

#### 《註》

- 1) これに次の訳語をみる。“Sklaven, Hörigen (Gesamtheit)” (F. Liebermann, Bd. II, S. 445; Bd. III, S. 129) “slaves” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 15)
- 2) 写本により“exto (r) p (p) entur” の異字体をみる。R. Schmid はその採用するテキストでは“extorpentur”とし、その語解として Du Cange に拠り“exstipentur”，また Thorpe に拠り“Stoning (torfung) を紹介している (R. Schmid, S. 180 Anm. c. 4)。本稿でとりあえず採用した“excorientur”は F. Liebermann による修正である。語意は同氏によれば、頭髪と共に頭皮を剥ぎ取ること (F. Liebermann, Bd. II, S. 66), A. J. Robertson によれば、この場合は頭皮の一部の剝奪だろうと解す (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 299)。
- 3) E. John, “The Age of Edgar” (*op. cit.*), p. 181.
- 4) “(Scalping, according to the laws of Cnut, was sometimes used as a punishment for men of much higher social class than Edmund's thralls.)” (*ibid.*)

#### [XI] エドガー王第 I (I Eadgar) 法典 (939~961?)<sup>1)</sup>

§ 2-1 人はその家畜を所有するその者 (ðam ðe þæt yrfe age, 家畜の持ち主) に賠償金 (ceapgyld)<sup>2)</sup>を与えるべし、そして人はその(残された)片方 (þæt oðer)<sup>3)</sup>を、人々 (mannum)<sup>4)</sup>を除いて、2分割し、一半はそのハンドレッド (hundrede) に、一(他)半はその領主 (hlaf-forde)<sup>5)</sup>に(分与すべく)、そしてその領主 (se hlaford)<sup>5)</sup>はその人々を確保すべし。

当該条項はそこに記されている「人々」が身分としての「奴隸」であったか否かについてなんら語っていない。しかし “homines (uel familiam)” という他の史料、またかれらは財産の一部として管理される対象であるのみならず、管理者の変更に際してはかれらの意向は無視されている、以上の点を斟酌し、推察するならば、少くともかれらは隸属的で、人格を欠く者であったと

判断することができるであろう。

### エドガー王第IV(IV Eadgar)法典(962~963)<sup>6)</sup>

§9 しかしながらもしそのことが5夜(niht, 日)以上共同放牧地(gemænre læse)において知られずにあるならば、われわれが上記に述べた(aer cwædon)<sup>7)</sup>ように(彼は)その家畜を喪失すべく、そして家畜番(hyrda)の各々はその皮膚を喪失しなければならない(polige þære hyde)。そしてそれ(について)(þæs)<sup>8)</sup>は彼が逃亡しようとしたその避難(先がどこであれ)、赦免はない。そしてしかも彼は、どのような証人(gewitnysse)の下にその家畜(orf)を購入した(bohte)<sup>9)</sup>のかについて宣言しなければならない。

当該条項は、売買行為には必ず「証人」を必要とするのみならず、もし「家畜を購入」し、それを「共同放牧地」に入れる場合、その村の証人を要件とするという一連の条項(§§ 6, 7, 8)につづくものである。さて当該「家畜番」について、かれらはその蒙むる「皮膚」つまり鞭打を根拠として、「非自由人(unfrei)<sup>10)</sup>」であったとする見解は1つの解釈でありうる。しかし上記「エセルスタン王第IV法典」§§ 6-pr. · 5 · 6 · 7 および「エドムンド王第III法典」§ 4についての卑見に一瞥を許されるならば、その体罰を唯一の論拠として「かれらは明らかに(身分としての)奴隸であった」<sup>11)</sup>と断定するには若干の逡巡を禁じえない。

### 《註》

- 1) ここに「エドガー王第I法典」と呼称するものの、これには問題もあり、他に「ハンドレッド(hundred)の法令(gerædnyss ((gerædnes)))」と呼ばれる。E. H. D. I., p. 429.
- 2) これは「盗み込まれた家畜がたまたま死亡した場合(si forte res ipsa furto ablata periit)」(Consiliatio Cnuti; Appendix—F. Liebermann, Bd. I, S. 193), あるいは「盗人が盗んだ家畜を屠殺した(der Dieb das gestohlene Vieh geschlachtet hatte)」(F. Liebermann, Bd. III, S. 132)場合、犯人の財産の中から捻出される補償金である。但しそれは賊物の価額(A-S. D., p. 148; C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 18 n. 3; W. Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward The First* ((op. cit.)), p. 536)である。本章〔IX〕「エセルスタン王第VI法典」§ 6-3, 註57参照。ちなみに、当時の史料“Judica Civitatis Lundoniae”(エセルスタン王治政時成立)にみる馬の“ceap-gild”はほぼ10シリングであった(T. P. Ellis, *Welsh Tribal Law and Custom in the Middle Ages*, vol. I ((op. cit.)), p. 377)。
- 3) 犯人の財産の中から「賠償金」を差し引いた残額(the rest [of the thief's property]—C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 18)。
- 4) この語は“Q”および“Consiliatio Cnuti; Appendix”(F. Liebermann, Bd. I, S. 193)によれば“homines (uel familiam)”とあり、“Mannen”(R. Schmid, S. 183), “den untergebenen Leuten”(F. Liebermann, Bd. I, S. 193), “men”(C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 18. W. Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History*—((op. cit.)), p. 70. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 17. E. H. D. I., p. 430), 「犯人の所有す

- る奴隸」「人びと（奴隸）」（青山著『社会の研究』pp. 381, 400 註 7）とそれぞれ訳語が与えられ、解され、2例を除いてはその社会階層（級）についてその所属が明示されていない。
- 5) “*ðam hlaforde; se hlaford*” はラテン語訳によれば “domino; dominus suus” (“Q”), “ius domini; domino” (“Consiliatio Cnuti; Appendix—F. Liebermann, Bd. I, S. 193）とある。これらの語は “dem Herrn [des Diebes]; der Herr” (R. Schmid, S. 183. F. Liebermann, Bd. I, S. 193), “his (the) lord” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 18. W. Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History—(op. cit.)*), p. 70. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 17. E. H. D. I., p. 430), 「フラーヴォルド」（青山著『社会の研究』p. 400 註 7）とそれぞれ訳語が与えられているものの、その具体像は示されていない。但し F. Liebermann は次のとく説明する。“Der Herr ist hier und c. 3 nicht regelmässig der König, auch nicht (wie Maltland *Domesday* 287 meint) der Hundredherr, der wohl damals noch selten war und sich gerade den Justizertrag des Hundred zuerst nahm, sondern wie in c. 7 der persönliche Herr des Beklagten, mit Strafgeldempfang.” (F. Liebermann, Bd. III, S. 132. Hu 2, 1]) つまり “der Herr des Beklagten” と “Strafgeldempfang” の双方を満足し、しかも場合によれば召喚を妨げることのできる（§7-1）立場にある “persönliche” な “Herr” を想定し、ここに封建的な臣従関係の成長を推察している (*ibid.*)。
- 6) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載、写本 “F” に拠る。
- 7) これは §8 で、大意は下記のごとし。家畜購入者が、村の証人を得ること (mid his tunscipes gewitnysse) なしにその家畜を共同放牧地へ持込んで後 5 日以内に、村人 (tunes men) がハンドレッドの長官 (hundrodes ealdrē) に報告するならば、村人および家畜番は罰金を科されないものの、家畜を持込んだ者は家畜を没収される。
- 8) 「皮膚の喪失」つまり鞭打。
- 9) “bohte” の原形は “bycgan” で、語意は “to buy” (A-S. D., p. 137)。
- 10) F. Liebermann, Bd. II, S. 510 “Hirten, 21”; Bd. III, S. 142.
- 11) “these herdsmen are evidently slaves (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 309. F. Liebermann の所説の紹介), 青山著『社会の研究』p. 182 註 17。

## [XII] エセルレッド王第 I (I Æðelred) 法典 (980~1013)<sup>1)</sup>

§2 そしてもしセーオウマン (þeowman) が神明裁判 (ordale) により有罪と判明した場合、人は一度目は彼に烙印を押さなければならない (mearcie)<sup>2)</sup>。

§2-1 そして二度目であるならば、その場合 (þær) その頭を除く (buton þæt heafod) 他のいかなる処罰もない。

当該法典 §1-5 によれば、自由人は有罪が判明した場合、一度目は被害額の 2 倍 (twygyhde) および人命金 (were) を支払い、且つ「その者はほかの悪行を再度慎しむ旨 (þæt he ælces yfeles geswice eft)」の「証人 (borgas)」をたてなければならない。これはその犯罪内容によるとはいえる、けっして軽微な処罰であったとはいえない。したがって再犯を敢行するならば、その者は「頭以外のいかなる他の処罰はない (nan oðer bot butan þæt hlaford<sup>3)</sup>)」 (§1-6), つまり絞

首刑となるのも納得がいく。

次にその違反者がセーオウマンである場合をみると、彼は一度目の犯行においては「烙印を押」される。但しここで留意すべきは、金銭的贖罪方法は条項に規定されていない点である。一般に「烙印」は「奴隸」身分に与えられる特徴的体罰の一形態（方法）と判断されている<sup>4)</sup>。しかしこの場合「烙印」に限定されたことは、自由人に対する処罰がそうであったように、概して厳格な処罰がその理由であったと解す余地も皆無ではないのであり、当該条項の体罰規定のみを以て当該セーオウマンの身分および社会的諸条件を一面的に断定することは早計ではないか。再犯は自由人もセーオウも等しい刑罰つまり絞首刑を受けたのである。すなわち、筆者は上記「エセルスタン王第IV法典」§§ 6-pr. • 5 • 6 • 7; 「エドムンド王第III法典」§ 4（「エドガー王第IV法典」§ 9）において分析を試み、概してこの頃みられたセーオウマンの享受する社会・経済的諸条件を斟酌することにより、かれらはある種の犯罪において金銭的贖罪方法がまったく許されていなかつたとは必ずしも断定することはできないのであった。これを積極的に換言するならば、かれらに一定の経済的、法的権利能力の余地はあった<sup>5)</sup>。

以上を要するに当該 §§ 2-pr. • 1 の特に体罰規定を論拠とし、セーオウマンの身分的、社会的諸条件を一面的に断定することは、当時の時代的背景およびそれに相応するかれらの社会・経済的状況を斟酌するならば、留保の余地があるようと思われる。換言すれば、当該セーオウマンに可能性として想定される一定の社会・経済的権能について明白な規定がない事態は、これが必ずしも皆無であったというのではなく、むしろこれが改めて規定する必要のない、普遍的事項でさえあった場合もありうるのであり、これを全否定することはむしろ慎重であるべきと考える。

#### エセルレッド王第 II (II Æðelred) 法典 (991 or 994)<sup>6)</sup>

§ 5-1 もしイギリス人がデーン人のスラール (Deniscne ðræl)<sup>7)</sup>を殺害するならば、彼を 1 ポンド (punde) を以て償うべく、そしてデーン人はイギリス人（のそれ）について、もし彼（前者）が彼（後者）を殺害するならば同様なるべし。

§ 6-2 そして次のこと（すなわち）、かれらにせよ、われわれにせよ他方の (oðres<sup>8)</sup>、つまり相手の、以下同じ）ウエールズ人 (wealh)<sup>9)</sup>も他方の (oðres) 盗人 (ðeof)<sup>10)</sup>も他方の (oðres) 被血讐者 (gefán)<sup>11)</sup>も受容されてはならない。

§ 5-1 によれば “ðræl” が殺害された場合に支払われる 1 ポンドは「奴隸の価格 (the value of a slave)<sup>12)</sup>」であったと一般に解されている。但しここで注目すべきは、その「価格」1 ポンドは他の史料にみるそれと同額であったとはいえ、殺害の代償が金銭によって表現され、この点で家畜等に対してとられる認識と異ならない点である<sup>13)</sup>。

次に § 6-2 原典 “underfon oðres wealh ne oðres ðeof” 部分は、たとえば “einen vom anderen [Contrahenten entlaufenen] Unfreien aufnehmen, noch den vom anderen [verfolgten] Dieb”<sup>14)</sup>, “shall harbour a slave belonging to the other party, or a thief pursued by them”<sup>15)</sup> とそれぞれ翻訳されており、特に注目すべきは “wealh” が「逃亡」<sup>16)</sup> 「奴隸」<sup>17)</sup> であったと解されている点である。しかし条文自体はなんら「逃亡」に相当する語彙を擁していない。そこで「逃亡」および「奴隸」として解されたその同じ時代背景において、またその解釈と等しい蓋然性として、「逃亡」とは異なる視点からこれを理解することはできないであろうか。その1つの試みとして、その移動=往来が条文の規定を必要とする程頻繁で、現実的に可能であった点に着目するならば、ここで規定の対象となった「ウェールズ人」は取引活動のために相手側へ赴かんとするものであったと考えてはいかがか。仮にこの解釈に一瞥の余地があるならば、ここに既に検討した「アルフレッド王・グズムル協定」§ 5 を想起することができる。すなわちそこでは筆者は、1語でいえば一定の社会・経済的条件を享受するセーオウを、より明確に言えば「奴隸」身分を脱却しつつあるその姿態を思考、分析した。しかしながら当該条項はその協定からさらにおよそ1世紀を経過した時代背景にあってみれば、一般論として当該「ウェールズ人」は A-S 前（早）期におけるその用語の由来に基づく一般的、通説的「語意」のまま、昔日と同一の社会的諸条件の下に留まっていたとは考えられないのではないか。つまりこれを敢言すれば当該「ウェールズ人」はもはや身分としての「奴隸」ではありえないのではないか<sup>18)</sup>。

上記のごとく当該 § 6-2, 「アルフレッド王・グズムル協定」§ 5, 両条項間に内容的類似性を想定し、両条項間に1つの発展的軌跡を想定する卑見に対して、前者が “wealh”, 後者が “ðeow” とある用語の相違を指摘し、それが社会的身分の相違を語るものとして卑見を否定することも可能である。そこで “ðeowman” が “þeofman” と誤写される場合<sup>19)</sup> のあったことを重視したい。事実 F. Liebermann はこの “wealh” に次のごとくの疑念を払拭しきれないでいる。すなわち, “dachte er an þeow, das mit wealh in anderem Sinne identisch sein kann?”<sup>20)</sup> つまり当該 § 6-2 に記される “ðeof” は “ðeow” の誤記（ないし、その語意）であったと解す可能性は皆無ではない。仮にこの一縷の可能性を生かすならば、原典 “oðres wealh ne oðres ðeof” は “oðres wealh ne oðres ðeow” が本来の文体であった筈であり、“wealh” の言い替えとして “ðeow” が並記される筈であったと解せられる。この筆者の解釈は、次に示すラテン語訳 (“Q”) に注目するならばその可能性は肯定的でありうる。すなわち, “Et ut nec ipsi neque nos alterius seruum uel inimicum receptemus.” つまりこれを確認すれば、原典の問題の部分はここでは “alterius seruum” として一括されているのである。かくして「アルフレッド王・グズムル協定」§ 5 とはその用語の点においても同一の軌道を想定することが可能ではなかろうか。

翻って仮に § 6-2 の “wealh, ðeof=ðeow” に関する筆者の解釈と比較した場合、§ 5-1 にみ

る“*ðræl*”はいかに考えるべきであろうか。当該条項自体からは憶測の域を超えることはできないとはいえ，“*ðræl*”の「価格」として1ポンドという金銭による表現は、奇しくもほぼ同時期の史料“Dunsæte”§7にみる“man mid punde”に符合し、これはまた「アルフレッド王・グズルム協定」§4においてみた“man”に相当し、あるいはその流れに沿うものであり、かくしてかれらは相応の社会的諸条件が与えられたものと考えられる。

### エセルレッド王第VII (*VII AEðelred*) 法典 (992~1011)<sup>21)</sup>

§2-3 (“Q”) すべてのセルヴス (*omnis seruus*)<sup>22)</sup>は、より良く（有効に）断食ができる (*ieiunare possit*)、また望むことを (*quod uult*) 自から (*sibimet*) 遂行する (*operetur*)<sup>23)</sup> ように、これらの3日間 (*illis tribus diebus*)<sup>24)</sup>は労働から解放されなければならない (*sit..... liber ab opere*)。

§2-4 (“Q”) もし誰かが自分の断食を破るならば、セルヴス (*seruus*)<sup>25)</sup>は自分の皮膚で (*corio suo*) 決済すべく、貧しき自由人は30デナリウス (*denarios*) (ペソス)、また王のタイヌス (*tainus*)<sup>26)</sup> (セイン) は120ソリドス (*sol.*) (シリング) を (それぞれ) 償わなければならぬ。

§3 (“D”) そして誰かがこれ (*þis*)<sup>27)</sup>を執行しない (行わない) ならば、彼はそれについてそれ (つまり) 法に布告されているそれ、そのように償わなければならぬ。(すなわち) 農民 (*bunda*) は30ペソス、スラール (*þræl*)<sup>28)</sup>は自分の皮膚 (*his hide*)、セイン (*þegn*) は30シリング (それぞれ) により (償うものとする)。

§5-1 (“D”) そしてセーオウマン (*þeowemen*)<sup>29)</sup>はこれら3日間は教会への訪問 (礼拝) (*ciricsocne*)<sup>30)</sup>のため、および彼が喜んで (*lustlicor*) その断食を勤める (*fæsten...gefæstan*) そのために労働から解放されて (*weordes gefréode*) いなければ (*beon*) ならない。

上記諸条項でまず §§2-3・4 (“Q”)について検討を試みる。§2-3 (“Q”) にみるセルヴスに許された労働からの解放はさしあたり宗教的理由によるものであり、必ずしもかれの人格についての公式な承認を前提とするものではなかったと思われる。しかしこの点は少しく検討の余地があるよう思われる。すなわち、彼が「望むことを自から」つまり他者からの強制ではなく、主体的に「遂行」した目的は、一説にあるように「施し物を与える」<sup>31)</sup>ことであったと思われるといえ、ここにまず注目すべきは、そもそも「施し物を与える」ことのできる社会・経済的条件を彼が持っていた点であり、次に注目すべきはその史料的根拠として彼は「望むことを自から遂行

する」つまり主体的、自主的に “arbeit”, “make” することができた点であり、これを敷衍すれば彼は一定の経済活動を可能とする社会的条件を事実上享受していたのみならず、法的にも承認されていた点である。したがって彼はその経済活動の果実として一定の財産を保持していたと思われる。しかもその有する財産はその処分とも一体であった筈であり、総じてその財産の獲得、蓄積および処分が社会的に承認されていた行為であったことは当然の前提でなければならない。さらにその理論的展開を試みるならば、その合法的な財産能力は罰金の支払い等一定の法的行為の根拠つまり権能としても機能したであろう。かくのごとくその帰納を試みられるセルヴスの社会的な姿態は「アルフレッド王法典」§43、「アルフレッド王・グズルム協定」§5以降において思考したセーオウマンのそれに重なる所多いといわなければならない。

翻って仮に上記のごときそのセルヴスについての分析に一瞥が許されるとするならば、§2-4 (“Q”) に言及されるセルヴスに与えられる「自身の皮膚」つまり鞭打ちはそれ自体彼の経済的能力の欠如を示すものであり、これはその分析と矛盾するように思われる。しかしここに確認、留意すべきは、第1に双方の条項にあるセルヴスは、かれらがそれぞれ異なる社会階層（級）に所属していたという明確な論拠のない以上、個々別々に論じられるべきではなく、かれらは統一的に一体のものとして理解されなければならない<sup>32)</sup>。第2に、たとえ彼による贖罪金の支払い能力が明確に規定されていないとしても、それは彼にそのための権能がまったく欠けていたことをただちに意味するものではなく、その潜在的権能を予想することは可能である。この場合既にその点について分析を試みた「エドワード王・グズルム布告」§8を想起することが適切であろう。

次に §§3 (“D”), 5-1 (“D”) について検討を試みよう。まず §5-1 (“D”) のセーオウマンについては §2-3 (“Q”) のセルヴスについての検討、分析結果を援用することができるであろう。しかし §3 (“D”) については少しく注意が必要と思われる。つまり §§2-3・4 (“Q”) は統一語彙たる「セルヴス」が用いられており、したがってかれらの社会的諸条件は統一的な理解が試みられた。しかるに §5-1 (“D”) においては「セーオウマン」、§3 (“D”) においては「スラール」、それぞれ異なる語彙が用いられている。そこでここに2つの論理的分析視点 (A) (B) を提起することができると思われる。すなわちまず (A) として、上記「エセルレッド王第II法典」§5-1 に言及されていたスラールの分析内容をここに適用するならば、当該 §3 (“D”) にみるスラールは §5-1 (“D”) にみるセーオウマンとは異なる社会階層に所属し、社会経済的にいかなる権能も欠如し、その贖罪のために「自身の皮膚」以外の方法を持たない、かくのごとき姿態である。但しここで留意すべきは第1に、仮に彼がかくして奴隸であったとするならば、彼の社会的代理となるべきその所有者たる主人の責任について言及されていない点である。第2に、彼はなるほどいかなる社会的人格も享受していなかったとはいえ、また教会はその人格を尊重してのことではなかったとはいえ、彼が一定の宗教儀式に参加を求められたという点である。

次に（B）について検討するに、まず §§ 2-3・4 (“Q”) と §§ 3, 5-1 (“D”) はそれぞれ等しい規定内容であったと思われ、しかも前者はそれが等しく「セルヴス」と規定されていた。そこで後者も問題の語彙は相互に等しく認識されていたと考えられる。つまり § 3 (“D”) の「スラール」は § 5-1 (“D”) の「セーオウマン」と同義語であり、双方は同一の社会階層（級）に所属していたと考えができる。さて上記（A）、（B）のうちいずれを妥当とすべきかその決定的論拠はないものの、§ 3 (“D”) の「スラール」の特徴が不明であり、また §§ 2-3・4 (“Q”), §§ 3, 5-1 (“D”) それぞれは統一的に理解することが肝要であるとするならば、さしあたり（B）の解釈の蓋然性がより高いように思われる。

以上の拙考に一顧が許されるならば上記諸条項にみる「セルヴス」、「スラール」、「セーオウマン」は、先学により “Sklav (e), slave”, 「奴隸」などの語が当てられているものの、かれらは身分としてはもはや「奴隸」と規定することは適当でないと解ざるをえない。これは「アルフレッド王法典」以降概して流れ来たった社会的趨勢に沿うものであったといえよう。

### エセルレッド王第 V (V *Æðelred*) 法典 (1008)<sup>33)</sup>

§ 2 そして我が主と彼の賢人 (witena) の布告は次のとおりである。人はキリスト教徒にして罪なき人 (Cristene menn 7 unforworhte)<sup>34)</sup> を海外へ (of earde), どのような異教徒に対してであれ (huru on hæþene leode), 売り渡してはならず、むしろ人は (次のことを) 热心に守らなければならない。(すなわち) 人は、キリストが彼自身の生命を以て買い取ったその命 (魂) を破滅させてはならない。

### エセルレッド王第 VI (VI *Æðelred*) 法典 (1008~1011)<sup>35)</sup>

§ 9 そして賢人の布告は次のとおりである。人はキリスト教徒にして罪なき人 (Christene menn 7 unforworhte) を海外へ (of earde), どのような異教徒に対してであれ (huru on hæþene þeode), 売り渡してはならぬ、むしろ人は (次のことを) 热心に守らなければならない。(すなわち) 人は、キリストが彼自身の生命を以て買い取ったその命 (魂) を破滅させてはならない。

### エセルレッド王第 VII (VII *Æðelred*) 法典

§ 5 (“Q”) そしていかなる者も海外へ売られる (extra uendatur) こと (なきよう), われわれは禁止する。もし誰かがこれを敢えて行うならば、その者は自身の司教が指示するように懲悔し、悔悛しないならば、神とすべての聖人の加護およびすべてのキリスト教界から排除されなければならない (sit preter)。

A-S社会後期に属する上記諸条件は、その規定内容に反してむしろ「キリスト教徒にして罪なき人」の売買の現実性を吐露しているといえよう。しかもその取引の対象としてのかれらは、人格性の有無を指標とすれば身分としての奴隸であったと解ざるをえない<sup>36)</sup>。しかし問題は、一般にセーオウ（セルヴス）の語彙を以て示される同時期（概して「アルフレッド王法典」以降）のかれらに与えられた、筆者によって検討、分析された社会・経済的条件といかに整合的であるかである。すなわち、概して奴隸身分を脱却し、あるいはその過程にあったと私考されるセーオウ（セルヴス）が、仮に当該諸条項に言及される「人」であったとするならば、これは論理的矛盾と言わなければならない。そこで筆者は次のごとく解釈を試みることにより、条項間の整合性を実現したいと考える。まず上記条項に言及されている「海外へ」、「どのような異教徒に対してであれ」の語句に注目するならば、この「人」の取引は国外とのそれであり、とりわけ北欧圏とのそれであったと考える。さらにこれを強調するならば、この「人」は既に検討された「アルフレッド王・グズルム協定」§4の「マン」、「エセルレッド王第II法典」§5-1の「スラール」にその系譜をもつ「人」であったと解せられるのではないか。仮にこの解釈に首肯の余地を許されるならば、上記に懸念された論理的矛盾を回避することができるであろう。

すなわちここにみる「人」は概して王、侯、貴族に所有されて給養を受け、たとえば家内あるいはその端諸的段階にある古典莊園の直営地において労働を強いられた奴隸であり、しかも北欧との取引において有力な商品たるそれであった。換言すればこの「人」は、当時A-S社会の国内において概して「セーオウ（セルヴス）」の語彙によって表現されながらも「奴隸」身分を脱却しあるいはその過程にある人々とは区別された、社会的な所（被）属関係を異にする「人」であったのである。

### エセルレッド王第VIII (VIII *Æðelred*) 法典 (1014)<sup>37)</sup>

§6 そして王と彼の賢人は十分の一税について、それが正しくあるように決定し且つ命じた (gecoren 7 gecweden)。（すなわち）教会に与えられる十分の一税の3分の1は教会の修復 (ciricbote) に向けられ、そして2つ目の部分(3分の1)は神のセーオウ(Godes þeowum)<sup>38)</sup>に、3つ目(の3分の1)は神の貧者 (Godes þearfum)<sup>39)</sup>と貧しき小セーオウ (earman þeo-wetlingan)<sup>40)</sup>に(向けられる)ということ。

当該条項にみる「貧しき小セーオウ」の語は「悔蔑的 (depreciatory)」<sup>41)</sup>であったとしても、問題は彼がいかなる社会・経済的条件にあったかにある。当該条文自体はこの点についてなんら積極的に語っていない。しかしこの点について敢えて推察を試みることとする。

まず当該条項の社会的背景に「活潑な奴隸取引の存在を推測」<sup>42)</sup>する見解は、この「小セーオウ」が身分としての「奴隸」であったと解していることは言うまでもない。たしかに既に言及し

たように当時 A-S 社会がとりわけ北欧圏と「奴隸取引」を行っていたという一般的な歴史背景は否定すべくもない。しかし問題はこの「小セーオウ」がその取引の対象としての「奴隸」であったか否かである。さてこの条文によれば十分の一税の使途の 1 つとして「神の貧者」がその援助の対象とされており、これと並置される対象としてこの「小セーオウ」が挙げられている。前者はキリスト教共同体畢竟それを支える村落共同体による援助を受ける人々であり、換言すれば共同体はかれらにいわばその成員として直接対応関係を持っているのであり、かれらはこの点において特定の階層に私的に所属する人々とは思われない。後者についても同様のことが言えるのではないかろうか。すなわち、仮に後者が特定の階層に私的に所属する人々で、しかも肉体的、人格的に所有される人々つまり身分としての奴隸であったとするならば、かくのごとき教会による援助は少くとも直接的な対象とはなりえなかつたのではないかろうか。仮にかれらの援助が目的であったとするならば、それはまず共同体員たるその個々の所有者を介していわば間接的になされざるべく規定された筈である。これを裏面から言えば、直接に法規定の対象となっているのみならず、直接援助の対象となっているかれらは少くとも「共同体員」として認識されていたのではないか。さらに附言すれば「貧しき」という語は、いやしくも独立した人格を有する点において互に「共同体員」の一構成員としての認識、配慮がその心情の底にあったればこそ発せられた言葉（表現）であったのではないか。そうであるとするならば、しかも「奴隸は共同体から除外されたもの」<sup>43)</sup>という学説の逆説が許されるならば、その帰結として当該「小セーオウ」は身分としての奴隸ではないと断ぜざるをえない。

以上の分析に仮に肯定的な一顧が許されるならば、当該 “beowetling” は、先学によって “Knecht”, “slave”, 「奴隸」という訳語が与えられ、またそのように理解されているにもかかわらず、その実態はその訳語が本来表徴としているその社会・経済的諸条件とは異なるものであったと言わざるをえない。つまりこれを要すれば、かれらはたとえば「アルフレッド王法典」以降の諸法典において一般に「セーオウ（セルヴス）」の語彙によって象徴されるそのような系譜にある人々で、極言すれば今や身分としての奴隸の枠を脱した者である。念のため附言すれば、かく考える筆者は当時繁栄した「奴隸取引」の現状を否定するものでないことは既述した。筆者が主張せんとする要点は、この「小セーオウ」はこうした取引の対象たる「商品」としての「奴隸」そのものを示すものではない、ということである。

総じて当該「エセルレツド王法典」に拠り検討、分析されたセーオウ（セルヴス）は、10~11世紀という年代にあって、これまでに醸成せられ来たった社会的諸矛盾の発現とそれに対応する社会構造の変化という潮流の渦中で、それに随伴せる社会的混乱の中に生き、これを自身の身分的上昇に活用せんとする姿勢を生かすことの可能な社会的諸条件を具有するものであったとして読み取ることができるのではないかろうか。

## 《註》

- 1) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I. 所載の写本 “H” に拠る。
- 2) “mearcie” (mearcian) の語義は “to make a mark on anything”, この場合特に “brand, brandmarken”。R. Schmid, S. 631. A-S. D., p. 674. F. Liebermann, Bd. II, S. 143. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 55.
- 3) 他の写本によれば “heafod” (“B”), “capud” (“Q”) とある。
- 4) R. Schmid は特に当該条項をその証例として, “Brandmarken, wird nur bei Unfreien erwähnt, die im Ordal schuldig erfunden worden sind,...” (R. Schmid, S. 656) と解説している。
- 5) J. Laurence Laughlin は当該 §2について “Although forbidden by some German codes, Anglo-Saxon law permitted the slave to go to the ordeal.” (J. L. Laughlin, “The Anglo-Saxon Legal Procedure” (*op. cit.*), p. 303) と説明している。さて同氏において、神明裁判はその被疑者の主張を強化すべく作用した (“In fact, the ordeal was a means of strengthening an assertion when oath-helpers failed,”—*ibid.*, p. 302) と考えられているのであるから、その “slave” の主張は一定程度保護、尊重されているとの認識がその説明の根底にあるものと解せられる。しかし神明裁判とそれの執行対象者の身分あるいは社会的地位を単純的に直接結合させることは危険であり、この点は既に指摘した（本章 [IX] 「エセルスタン王第II法典」 §19, 註25）。

なおこのような解釈の混乱、矛盾は青山氏にもみられるように思われる。すなわち、氏は一方において、神明裁判を受けるセオウマンについて「古典古代奴隸に比して、より『自由』なる法的処遇下にあったことの例証として」(同著『社会の研究』p. 176) 承認され、他方において、当該条項 §2 pr. のセオウマンに処される「烙印」を他の A-S 早期の諸法典を同時に典拠とし「奴隸身分の標識たる諸体罰」の1形態として挙げておられ（同書 p. 177）、資して氏の主張の基調をなす人格性欠如の被給養型奴隸の根拠とされているのであり、ここにセオウマン認識の混乱、矛盾は明らかであろう。

- 6) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I. 所載のそれに拠る。
- 7) これは北欧の史料に一般的にみられる語彙であり、その語意は通常 “Knecht, Unfreier, thrall, slave, servant” と解されている。R. Schmid, S. 670. A-S. D., pp. 1064-1065. F. Liebermann, Bd. II, S. 224. 本稿第I部第3章、『城西経済学会誌』第25巻1号、1992年、pp. 26-27。
- 8) この原典部分 “oðres wealh ne oðres ðeof ne oðres gefan.” において “oðres” に注目した場合、次の翻訳=解釈がある。1) “eines Andern Wälen..., oder eines Andern Dieb, oder eines Andern Feind” (R. Schmid, S. 209) 2) “einen vom anderen...Unfreien..., noch den vom anderen...Dieb oder einen anderen in Rache Befehden” (F. Liebermann, Bd. I, S. 225) 3) “a slave belonging to the other party, or a thief pursued by them, or anyone who is involved in vendetta with them.” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 59) 4) “the other party’s slave, or thief, or person concerned in a feud.” (E. H. D. I., p. 439) つまり “oðres” は形容詞で「相手方の」を意味し、相手方所属のそれらを保護してはならないにもかかわらず、事態はむしろそれが社会的傾向である、世情不安な当時の時代背景を描写している。
- 9) 語彙自体は「ウェールズ人」を意味する。しかしたとえば次のごとき訳語が与えられている。“Unfrei (er)”, “slave”, 「奴隸」。F. Liebermann, Bd. I, S. 225. E. H. D. I., p. 439. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 59. 青山著『社会の研究』p. 405。
- 10) 当該語彙自体は「盗人」であり、一般に “Dieb, thief” (R. Schmid, S. 209. F. Liebermann, Bd. I, S. 225. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 59. E. H. D. I., p. 439) の訳語が与えられている。しかしこの場合 “ðeow” と解す可能性も皆無ではない。
- 11) “gefa” の語意は一般に “a foe, adversarius” (A-S. D., p. 389)。これを少しく詳細にみると、 “Bluträcher”, “in Rache Verfolgter” (F. Liebermann, Bd. II, S. 90), つまり血讐を執行する者

とこれを受ける者の2義がある。F. Liebermannは当該条項を証例として“vom Nachbar gesetzlich Verfolgten”(ibid.)と述べているところから後者の語意に解しており、また「他の〔側の〕血讐下にある者」(青山著『社会の研究』p. 406)も後者として解しているのに対して、“anyone who is involved in vendetta”(A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 59), “person concerned in a feud.”(E. H. D. I., p. 439)はその区別は不明である。しかしこの点の分析は当該社会の究明に少なからぬ光を当てることになる。つまり仮に血讐を受ける者の保護が拒否されるとするならば、これは、血讐の履行が尊重されていることを語るものであり、この点において国家的公権、さしあたり王権の(未)成熟度の分析に有益な一助を与えてくれるであろう。但し本稿はその点の分析が主題ではない。本章〔III〕「ウィトレッド王法典」§ 27(『城西経済学会誌』第25巻2号<前掲>pp. 30, 39-41 註42-45)。

- 12) A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 316.
- 13) ウェールズ南東部地方に当該法典とほぼ同じ頃の10世紀後半に成立したと考えられている「布告」Dunsæte § 7によれば“man mid punde”(F. Liebermann, Bd. I, S. 378)と規定され、これが馬、牛、豚などの家畜の価格と並記されている。F. Liebermann, Bd. II, S. 692. F. L. Attenborough, p. 186. 田中著『封建制の形成』pp. 194-195。青山著『社会の研究』p. 165。本章〔II〕「フロスヘレ・エアドリック王法典」, 『城西経済学会誌』第25巻2号(前掲), p. 20 註2。本章〔IV〕「イネ王法典」, 『同誌』p. 71 註5。「同法典」§ 23-3, 『同誌』p. 50。
- 14) F. Liebermann, Bd. I, S. 225.
- 15) A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 59.
- 16) 青山氏もこのように解される(同『社会の研究』p. 394)。
- 17) “wealh”が被征服民族としてそれ自体概して「奴隸」身分を含意した点は、A-S族建国史に視点を置いた場合重要な論点である。しかしここで論すべきはかれらが一般論として「奴隸」であったと言うに尽きるのではなく、およそ10世紀末という年代の当該史料自体においてはたして身分としての奴隸であったといえるのか否かの議論でなければならない。さしあたり以下の文献を参照。John Blair, “The Anglo-Saxon Period”(op. cit.), p. 59. Marc Bloch, “Comment et pourquoi finit l'esclavage antique”, (op. cit.), p. 166 [Do. “How and Why Ancient Slavery Came to an End”, (op. cit.), pp. 25-26. 同「古代奴隸制の終焉」(前掲), pp. 311-312] H. M. Chadwick et al., *Studies in Early British History* (op. cit.), pp. 65-68. H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042”(op. cit.), pp. 395-396. R. M. Karras, *Slavery and Society in Medieval Scandinavia* (op. cit.), p. 30. F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (op. cit.), p. 397. D. A. E. Pelteret, *Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Form of Evidence* (op. cit.), pp. 51, 97, 102, 104, 480-484. Do., “Slave Raiding and Slave Trading in Early England”(op. cit.), p. 107, n. 69. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 317. R. Schmid, S. 673. W. Stubbs, *Lectures on Early English History* (op. cit.), p. 7. M. Wood, *Domesday A Search for the Roots of England* (op. cit.), p. 63. 青山著『社会の研究』pp. 162, 405 註51。黒須著『イネ法典の研究』pp. 190-193。

さてアングロ・ノルマン征服以前においてウェールズ地方に存在し、「全くその人格を否定せられ」(田中著『封建制の形成』p. 49), したがって「基本的に主人の動産の一部にすぎ」(永井一郎「『ウェールズ法』にみられる ailltについて」増田四郎先生古稀記念論集『ヨーロッパー経済・社会・文化』1979年, p. 158)なかったものの、「彼らの一部は王などから与えられた土地を保有し、その家族労働力と小農具をもって、多少とも独立的な小經營を行う可能性をもっていた」(同「『ウェールズ法』のカイスについて」『国学院経済学』第28巻1号, 1980年, p. 57)「奴隸」とされるカイス(caeth)についても興味が惹かれる。

なお“wealh”は「奴隸」と解される他に「外国人(奴隸)」とされる場合もある(R. Schmid, S.

673. A-S. D., p. 1173. F. Liebermann, Bd. II, S. 237. Cf., R. M. Karras, *Slavery and Society in Medieval Scandinavia* (*op. cit.*), p. 201 n. 25) ものの、これを“laet”(半自由人)<本章〔I〕「エセルベルト王法典」§26—『城西経済学会誌』第25巻2号(前掲)p.10註5>と結びつける見解(Arthur Weigall, *Wanderings in Anglo-Saxon Britain*, p. 173),あるいはより広い視野に基づく議論(F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), pp. 397-406)などがある。ところでウェールズの地にあってはウェールズ人の血統をひかない「外国人」は隸属民ではあったものの、さらにかれらの下位には家畜に比定される「眞の奴隸階級(class of real slaves)」(F. W. Maitland, “The Laws of Wales —The Kindred and the Blood Feud” (*op. cit.*), p. 205)が存在した。したがってウェールズおよびA-S それぞれの社会の比較検討には前者の社会内部におけるカイス, タイオグ(taeog)などを含めた重層的身分構造の解明も必要であろう。
- 18) エセルレッド王の治政の年代は当該両条項にみるよう、デーン人との協定は締結されてはいたものの、実際は協定は破られ、概してデーン人による侵略、下臣の反逆などによる「混乱(chaos)(による窮状)(a state of chaotic misery)」(H. P. R. Finberg, R. Whitlock)の時代、「無政府状態(anarchic)」(K. Crossley-Holland)の世情であったことは後述の史料“Sermo Lupi ad Anglos”によってその一端を知ることができる。なおエセルレッド王自身の性格を含め、彼をとりまく社会的、政治的背景などは下記の文献の指摘にとどめ、なによりも本稿の課題は逃亡、取引あるいは報復等のため双方の側を往来し、こうした社会的状況を活用することのできた「ウェールズ人」の社会的条件の検討でなければならない。R. P. Abels, *Lordship and Military Obligation in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 93-95. Henry Adams, “The Anglo-Saxon Courts of Law”, H. Adams & Others, *Essays in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), p. 38. Dorothy Bethurum (ed.), *The Homilies of Wulfstan*, 1957, p. 58. John Blair, “The Anglo-Saxon Period” (*op. cit.*), pp. 91-94. P. H. Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 91-93, 97-98. K. Crossley-Holland, A-S. Anthology, pp. 292-293. H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*), pp. 476, 508. C. W. Hollister, *Anglo-Saxon Military Institutions on the Eve of the Norman Conquest* (*op. cit.*), p. 11. Eric John, “The Return of the Vikings”, James Campbell, Eric John, & Patrick Wormald (eds.), *The Anglo-Saxons* (*op. cit.*), pp. 193-199. S. Keynes, *The Diplomas of King Æthelred “The Unready” (978-1016)*—(*op. cit.*), pp. xvi, 190, 202-208, 215-231. Do., “A Tale of Two Kings: Alfred The Great and Æthelred The Unready”, *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser. vol. 36, 1986, pp. 201-217. R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 61-62. B. Saklatvala, *The Origins of the English People* (*op. cit.*), pp. 109, 131-134. G. O. Sayles, *The Medieval Foundations of England* (*op. cit.*), pp. 142-145. F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 288-289. D. Whitelock (ed.), *Sermo Lupo ad Anglos*, 1952/1939, pp. 11-12. R. Whitlock, *The Warrior Kings of Saxon England* (*op. cit.*), pp. 135-138. E. L. Woodward, *A History of England* (*op. cit.*), p. 19.
- 19) たとえば本章〔XIII〕「クヌート王第II法典」§32(後述) F. Liebermann, Bd. II, S. 220, 221.
- 20) F. Liebermann, Bd. III, S. 154.
- 21) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載のそれに拠る。なお §§2-3・4 (“Q”) はラテン語, §§3 (“D”) および 5-1 (“D”) は A-S 語、それぞれによるものであり、後二者は当該テキストでは “VII a” と表示されている。
- 22) これには次の訳語が与えられている。“jeder Sklav”(F. Liebermann, Bd. I, S. 260) “all slaves” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 111) 「総ゆる奴隸」(青山著『社会の研究』p. 175)
- 23) “operetur”(原形“operor”)に次の訳語が与えられている。◎“arbeite”(F. Liebermann, Bd.

I, S. 260) ちなみに原典 “operetur sibimet quod uult” 簡所について次の A-S 語史料をみる。 “wyrcan heom sylfum pæt pæt hy willan;” (F. Liebermann, Bd. III, S. 180. E. H. D. I., p. 448 n. 1) ① “make” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 111) ② 「なし得んが為」(青山著『社会の研究』p. 175)

24) これについて次の規定がある。

§ 2-3 a (“Q”) Hii sunt illi tres dies: dies Lune, dies Martis et dies Mercurii proximi ante festum sancti Michaelis.

つまり聖ミカエルの祭日（9月29日）直前の月曜日、火曜日、水曜日の3日間である。

25) これに次の訳語をみる。“der Sklav” (F. Liebermann, Bd. I, S. 260) “a slave” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 111)

26) これは “þegn” のこと。但しこれには3つの階層があった。H. Ellis, *A General Introduction to Domesday Book, vol. I (op. cit.)*, pp. 45-50. F. Liebermann, Bd. II, S. 208.

27) 同法 §§ 1, 2-1～3 に規定された3日間の断食、定められた教会での礼拝の形式など。

28) これに次の訳語をみる。“Thräl” (R. Schmid, S. 242) “der Sklav” (F. Liebermann, Bd. I, S. 262) “a slave” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 115. E. H. D. I., p. 447) 前註7。

29) これに次の訳語をみる。“die Dienstleute” (R. Schmid, S. 243) “Sklaven” (F. Liebermann, Bd. I, S. 262) “slaves” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 115. E. H. D. I., p. 448.)

30) “ciricsócn” とはこの場合 “cirie” と “socn” の合成語で、前者の語意は “church” (A-S. D., p. 155), 後者のそれは “visiting of a place” (*ibid.*, p. 893), かくして “Kirchenbesuch” (F. Liebermann, Bd. I, S. 262; Bd. II, S. 35) と解される。しかし他方これは “church-privilege” (A-S. D., p. 156), より具体的には “ecclesiae immunitas; die Kirchenfreiung; das Ansuchen der Kirche, um da Schutz zu finden” (R. Schmid, S. 243, 547, ((654))), “Asyl” (F. Liebermann, Bd. II, S. 199) と解される。F. Liebermann (前説) は R. Schmid 説 (後説) を否定する (F. Liebermann, Bd. III, S. 181) もの、仮に後者の所説に従うならば当該セーオウマンには単に礼拝のためだけではなく、保護を求めた逃亡が保障されていたことになる。“die Dienstleute seien...befreit, für die Kirchenfreiung und dafür, daß sie das Fasten...halten.” (R. Schmid, S. 243)

31) “Arbeitsverdienst an Feiertagen ermöglicht Unfreien, Almosen zu geben;” (F. Liebermann, Bd. III, S. 180)

32) ちなみに、青山氏は一方において § 2-3 (“Q”) の「セルヴス」をヴィノグラードフの主張する「人格的隸属の刻印より解放されていた」事態を示す1例とされ (同著『社会の研究』p. 175), 他方において § 2-4 (“Q”) の「セルヴス」を財産を有せず「全く動産同然に扱われている」つまり人格欠如を示す1つの「事例」とされる (同書 p. 176)。同一語「セルヴス」に対するこのような不統一な理解はしかし自己矛盾である。

33) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載の写本 “G” に拠る。

34) “unforworht” の原義は “not criminal, innocent” (A-S. D., p. 1104), しかも F. Liebermann は “unforworhte” の語義を “die das Leben nicht durch Missetat verwirkt haben, nicht todsschuldige” (F. Liebermann, Bd. II, S. 228. vide. E. H. D. I., p. 442 n. 3) と解す。当該原典語句 “Cristene menn 7 unforworhte” 部分は, “Christenmenschen und Solche, die es nicht verwirkt haben” (R. Schmid, S. 223), “christliche Menschen und die [ihr Leben] nicht verwirkt haben” (F. Liebermann, Bd. I, S. 239), “Christian men who are innocent of crime” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 79), “Christian and innocent men” (E. H. D. I., p. 442) とそれぞれ翻訳されている。これらによると “7” の前後は相互に限定語の働きをしている。筆者はとりあえずこれに従った。しかしその前後の語彙を並列とする解釈も可能であり、この点は「クヌート王第II法

- 典」§3（後述）で問題となる。
- 35) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載の写本 “K” に拠る。
- 36) ちなみに青山氏はこれらの条項を、A-S 後期における「奴隸売却」の「却ってその流行を裏書する」と解すべき（同著『社会の研究』p. 166）事例とされる。しかし氏は他方同時期においていわゆる「有産奴隸」を「承認」されることも否定できない。そこで仮に双方のそれぞれが同時期における「奴隸」の異なる「種類」ではなく、等しく「奴隸」の特徴を示すものと解されておられるとするならば、氏の事例が正当性を持つためには「有産奴隸」の「所有権」が問題とされなければならず、双方に統一した整合性が実現していなければならないであろう。前註32参照。
- 37) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載の写本 “D” に拠る。
- 38) これが「聖職者 (Geistlicher, Gottesdiener, priest)」(R. Schmid, S. 604. A-S. D., p. 1053. F. Liebermann, Bd. II, S. 105) を意味することは言うまでもない。
- 39) “þearfum” (原形 “þearfa”) (adj) の原義は “destitute of, needing”, 転じて “a needy, poor person” (A-S. D., p. 1041)。この貧しき人々はキリスト教共同体 (Christengemeinde) の義務として養われ (eine allgemeine Christenpflicht) (F. Liebermann, Bd. II, S. 218. R. Schmid, S. 664), 特に教会によって養われる人々がこのように呼ばれた。
- 40) これは “þeow” に指小接尾辞 “ling” のついた語 (A-S. D., p. 1055), したがってとりあえず「セーオウ」と試訳した。なおこれに次の訳語をみる。◎ “Dienstmann (leute)” (R. Schmid, S. 245, 669) ◎ “Knecht” (F. Liebermann, Bd. I, S. 264; Bd. II, S. 221) ◎ “a (poor) slave” (A-S. D., p. 1055. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 121) ◎ “poverty-stricken slaves” (H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (op. cit.), p. 256) ◎ 「(貧窮) 奴隸」(青山著『社会の研究』p. 165)
- 41) A-S. D., p. 1055. なお A. J. Robertson もこれを追認するのみで、特に説明を加えていない (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 340)。
- 42) 青山著『社会の研究』p. 165.
- 43) 本稿第 I 部第 3 章『城西経済学会誌』第25巻1号（前掲）p. 33 註26。

### [XIII] クヌート王第 II (II Cnut) 法典 (1027~1034)<sup>19</sup>

§3<sup>20</sup> 人はキリスト教徒をあまりにも多く (ealles to swiðe)<sup>21</sup> 海外へ売却し (sylle) ないように、どのような異教の地に向けてであれ (on hæðendome huru) 連行し (gebringe) ないように、われわれは要請する (beodað)。むしろ人は (次のことを) 熱心に守らなければならない。(すなわち) 人は、キリストが彼自身の生命を以て買い取ったその命 (魂) を破滅させではならない。

当該条項はその規定の裏面的解釈によりある範囲の人々を海外へ、異教の地へ売却している現実を吐露するものと解すことができる。しかもその売却の対象たる人間「商品」としての「キリスト教徒」はその点において奴隸であったといえよう。しかしその奴隸が具体的にいかなる社会・経済的条件にあったかについては当該条項自体は何も語っていない。したがって推察の域を出ないとはいえ、筆者によって試みられたA-S期後期における、概して「セーオウ (マン) (セルヴス)」の語彙を以て表現される階層と対比させた考察については、上記「エセルレッド王第V法

典」§2, 同「第VI法典」§9, 同「第VII法典」§5 (“Q”) をめぐる検討, 分析を援用することができるであろう。

§20-1 多くの有力な者 (strec man)<sup>4)</sup>は, もし彼に (それが) 可能であり且つ許されるならば (gyf he mæg 7 mot), 彼の者 (his man)<sup>5)</sup>を, 自由人 (frigne) のためであれ, セーオウ (þeowne)<sup>6)</sup>のためであれ, 彼は容易に (eað) 彼の代理となれる (awerian mæge)<sup>7)</sup>として, 彼を法廷において弁護 (werian)<sup>7)</sup>しようとする。しかしあれわれはこの不正 (unriht) を許すつもりはない。

当該条項によれば, まず「有力な者」は自分の配下に「彼の」つまり自分の「者」として「セーオウ」をかかえ, しかもかれらに対しては「容易に彼の代理となれるとして, 彼を法廷において弁護し」うる関係にある。換言すれば, この「有力者」と「セーオウ」とは保護一被護関係, 場合によれば支配一隸属関係にあったものと考えられる。しかし規定によればそうした個人的な支配一隸属関係は「不正」であり「許され」ないのである。これは一方においてそうした保護=支配関係の現実的存在を吐露するものであり, 他方においてそれを否定せんとする政治的施策を示すものと解せられる。この制限は1つには王権の成長とその侵透, 1つにはその被護=隸属下のセーオウの社会的地位の向上, 以上の2点をとりあえず想定することができるであろう。双方のうちいづれが主要な要素であったかは, 断定しえないものの, 確実に言えることは, セーオウはもはや有力者たる個人の専断的権力の下には留まっていない, ということであり, これを歴史的視点に立ってさらに換言するならば, かつて数世紀を遡った年代において, セーオウが人格の欠如者として扱われた処遇の形式は残滓として「有力」な奴隸所有者層の意識に残留しつつも, それはいまや歴史的に過ぎ去ろうとしているということである。

§32<sup>8)</sup> そしてもしセーオウマン (þeowman)<sup>9)</sup>が神明裁判により有罪と判明した場合, 人は1度目は彼に烙印を押さなければならない (mearcie)。

§32-1<sup>10)</sup> そして2度目であるならば, その場合その頭を除く他のいかなる処罰もない。この条項においてみる「烙印を押さ」れた「セーオウマン」について, ただその「烙印」つまり体罰のみを以てこれを把握しようとするならば<sup>11)</sup>, 既に「エセルレッド王第I法典」§§2, 2-1において検討したように, それはステレオタイプで一面的な, しかもほぼ11世紀という段階においてはいまや時代にそぐわない理解に陥る危険性があると言わなければならない。

§45-2<sup>12)</sup> もしセーオウマン (þeowman)<sup>13)</sup>が労働する (wyrce)<sup>14)</sup>ならば, その行為にした

がって自分の皮膚 (*hyde*)<sup>15)</sup>あるいは皮膚贖罪金 (*hydgyldes*)<sup>16)</sup>を甘受しなければならない。

§ 45-3<sup>17)</sup> もし主人 (*hlaford*) が自分のセーオウ (*his þeowan*)<sup>18)</sup>を祭日に労働へと強制する (*nyde to weorce*) ならば、(彼は) そのセーオウ (*þæs þeowan*)<sup>18)</sup>を喪失すべく、そしてその後彼はフォルクフリー (*folcfrig*)<sup>19)</sup>となるべく、そしてその主人はその行為にしたがってデーン人 (の支配領域) では法破壊金 (*lahslit*)<sup>20)</sup>を、イギリス人 (の領域) では罰金 (*wite*) を支払うべく、あるいは自身の無罪証明をしなければならない。

§ 46-2<sup>21)</sup> もしセーオウマン (*þeowman*)<sup>22)</sup>がそのことを行う (*gedō*)<sup>23)</sup>ならば、彼は、その行為にしたがって、自分の皮膚あるいは皮膚贖罪金を喪失し (支払わ) なければならない。

§§ 45-2, 46-2によれば、セーオウマンは自主的に「祭日」を無視し、「法定斎日」を破っている。敢えてこのような行為を主体的に犯すからには当然それに値する実利的思惑があった筈であり、ここでなによりも注目すべきはそのための諸条件を享受していた点である。しかもそうした犯行のなされる動機があり、そのための条件をもっていたということは、なるほど一方においてかくのごとき犯行に対して体罰たる鞭打を受ける場合があったとはいえ、他方において一定額の金銭的支払いの可能性のあったことと符合しているのであり、ここに体罰のみを重視することが一方に偏した解釈であることは明確である。しかも後者の贖罪方法は、法的条文を以て規定されているのであり、かれらにとって金銭獲得の諸条件は単に事実として可能であったにとどまらず、法的に公認されていたと言わなければならない。かくのごとき分析に肯定的余地があるとするならば、これら諸条項に類似せる規定内容を持つ「エドワード王・グズルム布告」 §§ 7-1, 8においてその「セーオウマン」を、また「エセルレッド王第VII法典」 §§ 2-3・4 (“Q”)においてその「セルヴス」をそれぞれ検討、分析したその拙考を援用することができるであろう。したがってこれをさらに展開するならば、かれらセーオウ (マン) はもはや本来の意味での「奴隸」身分を脱却しつつあり、あるいは既に脱したものと考えることができるであろう。

以上試みられた分析は § 45-3において予想される「セーオウ」像と矛盾するものではない。すなわち、一方においてたしかにこのセーオウは主人によって祭日の労働を強制されており、したがってこの点において一定の支配=隸属関係にあったといえる。しかし他方そうした強制は当該セーオウのその主人からの離脱および一定額の罰金を以て禁止されているのである。これはなるほどそれが宗教的見地から施された指図であったことに疑いはないものの、当該セーオウは他の社会的階層 (級) の人々と等しくその処遇を受け、しかもかくのごとき法的配慮が施されている点は、上記に検討、分析せられたセーオウに与えられた社会的諸条件に対応するものであり、またそうした現実を前提として可能であったのではないか。したがってこれを単にそれが宗教的見

地からの指図であったとして当該条項のみを他の諸条項から分離し、個々につまり不統一に扱うこととは不適当ではなかろうか。さらに附言するならば、当該条項に使用されている語彙は他の上記諸条項と共に「セーオウ」であり、この点からもこれら諸条項は統一的な分析視角の下にその理解が試みられるべきであろう<sup>24)</sup>。

以上諸条項の検討、分析を顧みれば、一方において依然として本来の意味における奴隸が存在し、それは国際貿易における商品の一端を形成しつつ、その単純化された特徴的場面として言えば概して古典荘園の直営地労働を担ったと考えられる。しかし他方においてみるとセーオウ(マン)は、なるほど先学によって“Sklave, Höriger, Unfreier, slave”, 「奴隸」などの訳語が与えられているとはいえ、それが厳密な意味での「奴隸」と解されていたとするならば、かれらはもはやそれらの訳語が適切ではない歴史的、社会的段階に至っていたと言わざるをえない。ここに帰結されたセーオウ(マン)の分析結果は総じて「アルフレッド王法典」以来流れ来た潮流に沿うものであったといえよう。

## 《註》

- 1) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載の写本 “G” に拠る。
- 2) 類似規定を前記 [XII] 「エセルレッド王第V法典」 § 2, 同「第VI法典」 § 9 にみる。
- 3) “ealles” (原形 “eall”) とは “ganz, all” (A-S. D., p. 230. F. Liebermann, Bd. II, S. 58), “swiðe” とは “much, exceedingly, sehr, höchst” (A-S. D., p. 959. F. Liebermann, Bd. II, S. 207)。当該語句は次のごとく翻訳されている。“zu leicht” (R. Schmid, S. 273) “allzu rasch” (F. Liebermann, Bd. I, S. 311) “all too prevalent practice” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 177) 「凡て余りに過度に」 (青山著『社会の研究』 p. 166)

ところでこれはその裏面的解釈を試みれば、キリスト教徒であってもある一定範囲の人々であるならば売却が許されるということである。仮にこの一定範囲の中に犯罪者も入ると解すことができるならば、前記「エセルレッド王第V法典」 § 2, 同「第VI法典」 § 9 で “C(h)rístene men(n) 7 unforworhte” の部分を「キリスト教徒にして罪なき人」と解した場合の売却制限と同趣旨となろう。しか

		キリスト教徒		非キリスト教徒	
		I	犯 罪	者	II
			III	IV	
A		V Æðelred § 2 VI Æðelred § 9 ("7" を「にして」と解した場合) II Cnut § 3		I	II, III, IV
B		V Æðelred § 2 VI Æðelred § 9 ("7" を「および」と解した場合)		I, II, III	IV

しこれは当該箇所を「キリスト教徒および罪なき人」と解した場合（「エセルレッド王第V法典」§2, 註34）の壳却制限よりは後退することになる。これを図示すれば前頁のようになろう。

仮にこのような分析が許されるとするならば、当該 §3 のこの部分についての F. Liebermann の主張つまり “Diese Einschränkung ist geringer als die in unforworhte VI Atr” (F. Liebermann, Bd. III, S. 202) は上記図 (B) の場合との対比においてのみ妥当するものと解せざるをえない。換言すればこの主張を正当とするためには「エセルレッド王第V法典」§2, 同「第VI法典」§9 の問題の箇所 “7” を、筆者がその可能性を指摘したように、「および」と解さなければならないであろう（前記同法, 註34）。Cf., D. Whitelock, *Sermo Lupo ad Anglos (op. cit.)*, p. 38 n. 45.

ちなみに A. J. Robertson は F. Liebermann の所説を評し、これは「けっして法的認可を与えることを意図したものではない (It can hardly have been intended at this time to give legal sanction to the practice at all.)」(A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 352) と主張する。

- 4) これは “Q”, “Instituta Cnuti”, “Consiliatio Cnuti” においてはそれぞれ, “potentes siue fortis”, “fortes homines”, “austerus homo” (F. Liebermann, Bd. I, S. 323) とある。これに次の訳語が与えられている。“Mächtige” (R. Schmid, S. 283) “gewaltige Mann” (F. Liebermann, Bd. I, S. 323) “self-assertive men” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 185) “an overbearing man” (E. H. D. I., p. 457)
- 5) これは “Q”, “Instituta Cnuti”, “Consiliatio Cnuti” のそれぞれによれば, “homines suos”, “suos subiectos”, “suum hominem” とある (F. Liebermann, Bd. I, S. 323)。これに次の訳語が与えられている。“seinen Mann” (R. Schmid, S. 283) “seinen untergebenen Mann” (F. Liebermann, Bd. I, 323) “their men” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 185. なお字義どおりでは “a man of his”, “one of his men” だという。Ibid., p. 355) “his man (E. H. D. I., p. 457)
- 6) これに次の訳語が与えられている。“Knecht” (R. Schmid, S. 283) “unfreien” (F. Liebermann, Bd. I, S. 323) “slave(s)” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 185. E. H. D. I., p. 457)
- 7) “awerian”, “werian” それぞれについて次の訳語をみる。◎ “schützen” (R. Schmid, S. 283) ◎ “vertheidigen”, “vertreten” (F. Liebermann, Bd. I, S. 323) ◎ “representing”, “protect” (A. J. Robertson. *The Laws of the Kings*, p. 185) ◎ “defend” (E. H. D. I., p. 457) 但し原義にそれぞれ大差はない。筆者は相互の区別のため表記の邦訳とした。要するに苦況からの救出と弁護 (bequemer herausreissen, sichernd schützen—F. Liebermann, Bd. III, S. 205) を試みることである。
- 8) これは、その語順に多少の相違はある、前記 [XII] 「エセルレッド王第I法典」§2 と同一規定である。
- 9) これは他の写本では “ðeofman” とある。なお “f” と “w” は換置されたものと思われる。Cf. F. Liebermann, Bd. III, S. 207. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 356. E. H. D. I., p. 459 n. 6. 前記 [XII] 「エセルレッド王第II法典」§6-2 (註19)。またこの語彙は “Q”, “Instituta Cnuti”, “Consiliatio Cnuti” においてすべて “seruus” とある (F. Liebermann, Bd. I, S. 337)。また訳語として次の語が与えられている。“ein höriger Mann” (R. Schmid, S. 291) “ein Unfreier” (F. Liebermann, Bd. I, S. 336) “a slave” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 193. E. H. D. I., p. 459)
- 10) これは前記「エセルレッド王第I法典」§2-1 と同一規定である。
- 11) 青山著『社会の研究』p. 182 註17, 19。なお青山氏が同註17において掲げる次の条項も同時期の他の諸条項との整合性を考慮し、理解すべきであろう。つまりセーオウマンの蒙むる鞭打よりはむしろ彼の行う商業活動にこそ注目すべきである。

Norðhymbra preosta lagu. (probably 1020–1023)<sup>(a)</sup>

§ 56 もしこれら (þissa)<sup>(b)</sup> のうちいすれかを行う、その者は罰金を支払わなければならない。自由人 (friman) は12オール (ór), セーオウマン (ðeowman)<sup>(c)</sup> は皮膚 (hyde) に拋り。(但し) 必要のため需要とされる食料を運搬するに許された旅人は除く。また人は敵対関係 (unfriðe) のためにヨーク (Eferwic) と 6 マイルの距離の間を祭りの前夜に必要により旅行することができる。

※ (a) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所収のそれに拠る。

(b) 日曜日の取引、人民集会(への参加)、労働、および荷車、馬あるいは背負いによる荷物の運搬 (同法 § 55)。

(c) これに次の訳語が与えられている。“ein Höriger” (R. Schmid, S. 369) “ein Sklav” (F. Liebermann, Bd. I, S. 383) “a slave” (E. H. D. I., p. 475)

- 12) 同趣旨の規定を前記「エドワード王・グズルム布告」§ 7-1 にみる。
- 13) これは “Q”, “Instituta Cnuti”, “Consiliatio Cnuti” によれば “seruus” (F. Liebermann, Bd. I, S. 343) である。次の訳語が与えられている。“ein Höriger” (R. Schmid, S. 297) “ein Unfreier” (F. Liebermann, Bd. I, S. 343) “a slave” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 199. E. H. D. I., p. 461)
- 14) これは「祭日 (freolsdæg)」に労働する場合である (同法 § 44-1)。
- 15) 鞭打を受けること。
- 16) 当該「皮膚贖罪金」について、その金額は 6 シリング (F. Liebermann, Bd. II, S. 621; Bd. III, S. 208) であるものの、次の規定が参考になる。

#### Leges Henrici Primi

§ 78-3 もし隸属の (下にある) 者 (quis de seruitute) が自由人 (liberum) にもどるならば、返済の (を証する) 目撃者と共に解放の (を証する) 証人の臨席の下に30デナリウス (denarios) を自分の主人 (domino suo) に支払うべく、すなわち (それは) 彼が永遠にそれにふさわしいという印としての自身の皮膚の代価 (preium corii sui) (である)。

※原典テキストは L. J. Downer (ed.), *Leges Henrici Primi (op. cit.)* に拠る。なお「隸属の者」つまり当該史料に一般的にみられる “seruus” は、それ自身の詳細な検討は後の機会に譲るとし、とりあえずこの「セーオウマン」に類似せる社会的諸条件を享受したものと解すことができる。

- 17) 類似規定を前記 [VII] 「エドワード王・グズルム布告」§ 7-2 にみる。
- 18) これは “Q”, “Instituta Cnuti”, “Consiliatio Cnuti” によれば “seruus” とあり (F. Liebermann, Bd. I, S. 343, 345), 次の訳語が与えられている。“Hörige”, “Knecht” (R. Schmid, S. 297) “Sklave” (F. Liebermann, Bd. I, S. 343) “slave” (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 199. E. H. D. I., p. 462)
- 19) これはこの場合「自由人となる (to be a free man)」(E. H. D. I., p. 462) こと、「自由人としての諸権利を獲得する (obtain the rights of a freeman)」(A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 199) ことである。前記 [III] 「ウィトレッド王法典」§ 8, 註1 (『城西経済学会誌』第25巻2号 (前掲), p. 33) 参照。
- 20) 前記 [VII] 「エドワード王・グズルム布告」§ 7-1。
- 21) 類似規定を前記「エドワード王・グズルム布告」§ 8 にみる。

なお当該法典、上記「エドワード王・グズルム布告」および「エセルレッド王法典」にみた類似規定の存在はウルフスタン (Wulfstan) がそれら規定の作成に関わっていたと考えられるもの、この点は下記の文献に委ね、深入りしない。Ch. Brooke, *The Saxon and Norman Kings (op. cit.)*, p. 137. W. A. Chaney, *The Cult of Kingship in Anglo-Saxon England (op. cit.)*, pp. 179–180 n. 27. A. G. Kennedy, “Cnut's Law Code of 1018”, *Anglo-Saxon England*, vol. 11, 1983, pp.

- 57-81. H. R. Loyn, *The Governance of Anglo-Saxon England 500-1087* (*op. cit.*), pp. 86-87, 101-102, 157-158. F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 453-454. D. Whitelock, "Wulfstan and so-called Laws of Edward and Guthrum" (*op. cit.*), pp. 1-21. Do., "Archbishop Wulfstan, Homilist and Statesman", 1942, pp. 25-45. Do., "Wulfstan and the Laws of Cnut", 1948, pp. 433-452. Do., "Introduction to *Sermo Lupi Ad Anglos*, 1952/1939" (*op. cit.*), p. 10; revised edn., 1976, pp. 23-25. Do., "Wulfstan at York", 1965, pp. 224-225. Do., "Wulfstan's Authorship of Cnut's Laws", 1970, pp. 72-85. 以上 D. Whitelock の諸論文は Do., *History, Law and Literature in 10th-11th Century England* (*op. cit.*) に所収されている。Do., "Reviews", *The Review of English Studies, New Series*, vol. XII, 1961, pp. 61-66.
- 22) これは "Q", "Consiliatio Cnuti" によれば "seruuus" とあり (F. Liebermann, Bd. I, S. 345), 次の訳語をみる。"ein Höriger" (R. Schmid, S. 299) "ein Unfreier" (F. Liebermann, Bd. I, S. 344) "a slave" (A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 199. E. H. D. I., p. 462)
- 23) 「法定斎日を破る (riht fæsten abrece)」(同法 § 46-pr.) ことである。
- 24) 青山氏は「以上の諸条は、奴隸の『権利』の承認というよりか、クリスト教理念の反映と解すべきであるが、ともかくも奴隸は……『財産』を『所有』……することが認められている……」(同著『社会の研究』p. 175) として、その註10 (同書 p. 181) に「イネ王法典」§ 3 と当該 § 45-3 を挙げ、その証例とされる。筆者は「奴隸」に対する氏の結論的認識に異論はない。しかしつ筆者が強調したいのはその「キリスト教理念の反映」を単に社会と無縁な宗教的世界から的一方的な「反映」と解すのではなく、むしろその「理念の反映」は当時の社会と深くかかわった、ここではとりわけ筆者によりその分析が試みられた「奴隸」の、現実的にもはや無視できない歴史的段階に立ち至った、かれらの社会的地位の上昇との相互作用であった、と考えるのが筆者の立場である。したがって氏が「イネ王法典」§ 3 と当該 § 45-3 を合せ挙証とされるその方法論、つまりおよそ三百数十年の隔たりのある、異なる年代の史料を、あたかも時代の推移を無視されたかのように同一の分析視角で処理せんとされるのは問題であり、筆者が本稿を試みたのはまさにこの混同かくして混乱を解かんとすることに本質的出発点のあったことは既に縷述した。

## 第2章 遺言状、解放状、ドゥームズデー・ブック等の検討

上述第1章においては、第I部における問題提起とそれに対する筆者の理論的展望を踏まえ、おもに A-S 期の法典類を史料としてそこに検出される "þeow", "esne", "seruuus" 等の語彙について、かれらに特徴となる社会・経済的諸条件について検討し、分析を試みた。その結論を一語でいえば、およそ 9世紀の末葉の「アルフレッド王法典」をほぼその境界として、それ以前にみられるかれらは概して小屋住み形態をなし、その生活を営んでいた。しかしながら独立した人格はいっさい認められず、またかれらに委ねられた生産手段・用具等に対してはいかなる「所有権」も欠く、無所有な、身分としての奴隸であった。要するにその「小屋住み形態」は所有主による奴隸労働力の収奪形態の1つにすぎないのであった。

しかしながら「アルフレッド王法典」以後にみられる、概して "þeow", "seruuus" として史料に現われるかれらは、それ以前と同様に等しく小屋住み形態を営んでいたと考えられるとはいえる、一定程度の金銭、財産を獲得し、処分する条件を現実に享受していたのみならず、それらは

法規定を以て宣言されており、したがってそれは合法的であったのである。つまりかれらはもはや身分としての「奴隸」ではなく、あるいはその身分を脱する過程にあったと解せられる。かくのごとき社会・経済的条件を享受するかれらが一方において存在しつつも、他方において身分としての奴隸（語彙としてはおもに “man”, “þræl”）の存在も著しかった。かれらは一面においてその現象形態としてはなるほど当時の北欧貿易の「商品」であったとはいえ、他面においては概して当該時代の趨勢としていまや勃興しつつある大所領=古典莊園の直営地奴隸として被給養一労働奴隸の形態をとった。これは、それ以前における生産者たる奴隸自身にその生活、生産を委ね、その労働の成果のうち剩余労働部分を収奪するという労働力の間接的利用、したがって粗放で非合理的な収奪形態ではなく、労働力を直接に利用、収奪するという点においてより合理的、集約的、したがってより前進的で経済的な追求形態に対応するものであった。

さて当該第2章においては、上記のごとくおもに法典類を史料として試みられた検討、分析に対して、異なる史料つまり解放状、遺言状、ドゥームズデー・ブック等<sup>1)</sup>に拠り、これらの問題について検討する。しかしこれらの史料に拠る検討は既に田中、三好、青山の各氏によって実施されている<sup>2)</sup>。したがってここでは筆者との議論をより鮮明にするために、特に田中、青山両氏の見解を中心に、筆者が問題とする論点に的を絞り言及してゆくこととする。

[1] まず田中氏は、ほぼ10世紀中頃に成るスント・オーガステイン (St. Angustin) 修道院所蔵の福音書、ほぼ9世紀後半から10世紀後半に成るボトミン (Bodmin) 会堂旧蔵福音書、ほぼ11世紀中頃に成るバース (Bath) 修道院旧蔵福音書、ほぼ10世紀末に成る「人生の書 (Liber Vitae)」、以上のそれぞれに言及される都合16葉 (書中記号 [a] ~ [p], pp. 249-260) 余りの解放状を史料とし、解放は第三者に拠る場合と、自身に拠る場合のあったことを分析された。前者に拠る場合はあきらかに解放の直前において経済的諸条件を欠く、身分としての奴隸であったといえるだろう。この点は田中氏とその理解において相違はない。しかしながら筆者は後者の場合についての田中氏の解釈についてはその疑念を払拭しえない。すなわち田中氏は後者について次のように主張される。「その（自由の『贈與』の……筆者）對價物の提供者が被解放者自身である場合も存すると云ふことである。……此の場合に於ける被解放者は、彼が解放せられる以前に於て、事實上自己の *peculium* を有し、自己の身代金の支拂能力あるところの、『保有奴隸』であった、と云ふべきであると思はれるのである。」<sup>3)</sup> 氏がかくのごとく解される根拠は次の史料であり<sup>4)</sup>、以下筆者の疑問とする点について少しく検討を試みよう。

#### ◎ ボトミン会堂旧蔵福音書（10世紀後半）<sup>5)</sup>

さてこの本 (béc) により（次のことが）知らされている。（すなわち）エルフウイン (*Ælfwines*) の息子エルフリック (*Ælfric*) はプトラエル (Putraele) を自分のニードセオリング

(nydðeówetlinge)<sup>6)</sup> として隸属させよう (þeówian) とした。そこで、プトラエルはボイア (Boia)<sup>7)</sup>を訪れそして彼の兄（弟）であるエルフリック (Ælfríce his bréðere)<sup>8)</sup>との調停を懇願した。そこでボイアはエルフリックとこの合意 (spece)<sup>9)</sup>を裁定した。すなわち、プトラエルは8頭の牡牛 (oxa) をボトミンの教会の扉口でエルフリックに与え、そしてボイアにはその調停（の代償）として60ペンス (sixtig penga) を与え、かくして彼自身 (hine sylfne) と彼の子孫 (his ofspreng) を絶えず (æfre)<sup>10)</sup>自由 (freols) とし、そしてその日よりエルフリック、ボイア、すべてのエルフウインの子供およびその子孫に煩わされない (saccles)<sup>11)</sup>ものとし、（これは）次の証人に基づく。（つまり）ミサ司式司祭 (messepreóst) のアイザック (Isaac), 司祭 (presbyter) のウニング (Wunning), 司祭のセウルフ (Sewulf), 助祭 (diacon) のゴトリック (Godríc), 小修道院長 (prauost) のクフル (Cufure), ウインクフ (Win-cuf), ウルフウェルド (Wulfwerd), 司教の執事 (bisceopes stiwerd) であるゲステイン (Gestin), アルタカ (Artaca), キニルム (Kinilm), ゴトリック・マップ (Godríc map), ウルフケール (Wulfgér), またなおも多くの善良な人々。

#### ■ バース修道院旧蔵福音書（11世紀後半）<sup>12)</sup>

◎ ここにこの聖書において（次のことが）知らされている。（すなわち）ホルストン (Heorstúne)（村）のエゲルノーズ (Ægelnóðes) の息子レオフェノーズ (Leófenóð) は、バース (Baðon) の市長 (portgeréfan)<sup>13)</sup> レアフシルド (Leafcides) の立会いとそのすべての市民（の立会い）に基づき、彼（自分）と彼の子孫をバースの修道院長 (abbod) エルフシエ (Ælfslige) とすべての聖職者 (hirede)<sup>14)</sup>より5オール (oran)<sup>15)</sup>と12頭の羊 (sceapa) を以て買い取った (hæfð geboht)<sup>16)</sup>。キリストはこれを変更するその者をいつの日か (afre)<sup>17)</sup>盲目となさん。

◎ ここにこの聖書において（次のことが）知らされている。（すなわち）リントウン (Lintúnne)（村）のエゲルシエ (Ægelsige) は彼（自分）の息子ウイルシエ (Wilsige) を永遠の自由 (écean freote) とすべく、バース修道院長エルフシエ (Ælfslige) とすべての聖職者より買い取った (hæfð geboht)。

◎ ここにこの聖書において（次のことが）知らされている。（すなわち）ビテック (Byttices) の息子エゲルシエ (Ægelsige) は彼（自分）の息子ヒルデシエ (Hildesige) を永遠の自由 (écean freote) とすべく、バース修道院長エルフシエ (Ælfslige) とすべての聖職者より60ペンス (penegon) を以て買い取った (hæfð geboht)。

◎ 同福音書<sup>18)</sup>

◎ ここにこの聖書において（次のことが）知らされている。（すなわち）赤膚のエルフウイク（Ælfwig）は彼（自分）自身を修道院長エルフシエ（Ælfsige）とすべての聖職者より1ポンド（punde）を以て買い取った（hæfð geboht）。これはバースのすべての聖職者が証人となっている。キリストはこの書状（gewrit）を変更するその者を盲目となさん。

◎ ここにこの聖書において（次のことが）知らされている。（すなわち）フォルダン（Fordan）（村）のエアドリック（Eádríc）は彼（自分）の娘セイフ（Sægyfu）と彼女のすべての子孫を永遠の自由（écum freóte）とすべく、バースの修道院長エルフシエ（Ælfsige）とその聖職者より買い取った（hæfð geboht）。

上記6葉の史料は金銭と家畜を手段として自身、娘、息子およびその子孫の解放を勝ち取っている様子を語っている。ところでそのような解放方法が社会的に認められ、しかもここにみる金銭と家畜が自身およびその家族員ないしその子孫を解放せんとする者の真に所有物であったと解せられる（仮にそれが第三者の所有物であるならば、それは第三者による解放であり、その場合は文言が異なる。）点から判断すると、彼は既にそれらを獲得するための社会・経済的条件を現実的に確保していたのみならず、社会的承認の下にいわば「権利」として享受していたと判断せざるをえない。これをさらに展開するならば次のごとく演繹することができる。すなわち、一方においてたしかに「自由」を獲得している点は、法理的に言えばそれ以前は非自由つまり「奴隸」であったといえる。しかし他方において彼はかくのごとき社会・経済的諸条件を現実的且つ合法的に享受しているいわば有人格者であったのであるから、たとえ「保有奴隸」あるいは「有産奴隸」と呼ばれるとしても、実質的にはもはや「奴隸」であったとはいえないであり、したがってそのような呼称つまり身分規定的理解は不正確、不適当ではなかろうか<sup>19)</sup>。顧みれば彼はかくのごとき現実的諸条件にあったればこそ、その現実とは齟齬する「非自由」を意味する社会的呼称たる「ニードセオリング」を名実ともに払拭すべく、あるいは公式な「自由」を獲得すべく調停工作を画策し、自己の所有財産たる金銭や家畜をその手段として訴えたのではないか。そもそもこのような活動を実行しうること自体身分としての奴隸にはおよそ不可能であり、かくして相応しくない振る舞いである。

もとより「10世紀後半（the second half of the tenth century）」<sup>20)</sup>に成るものと解される上記ボトミン会堂旧蔵福音書中の史料、11世紀中頃に成るバース修道院福音書中の史料を以て、しかもその身分的実態がもはや変質したそれを以て、氏がA-S期一般として想定且つ表現される「奴隸」形態つまり「小屋住み奴隸」にして「保有奴隸」の論拠とされるのであれば、その「奴隸」形態の認識に大きな歪みが生ずるのはけだし当然である。縷述のごとくA-S期とりわけそ

の前期において想定される「小屋住み奴隸」をたとえば「保有（有産）奴隸」などと呼称することにより、これまで少なかぬ混乱を招来せしめたその理由、原因の1つはこのような史料の遡及的適用にあったのではなかろうか。史料の遡及的援用は一面において史料の絶対的のみならず相対的に僅少な年代についての研究においてはやむをえない方法ではあるものの、他面においてそれは危険な方法である。

[2] 次に田中氏はおよそ9世紀末から11世紀後半に成る17葉（書中記号〔α〕～〔ρ〕, pp. 266-271）あまりの遺言状を分析し、そこにみられる被解放者に「直営地奴隸」、「家内奴隸」<sup>21)</sup>など「その社会=經濟的規定に於て『被給養奴隸』たる文字通りの奴隸、いはゆる landless slave ——全面的に或ひは殆ど全くその生活諸手段をその主人に負ひ『主人の食卓から食餉を給せられ』主人と『一つ屋根の下に』すなはち莊園の場合領主又はその代官の住む莊館の前庭を圍む長屋（“Sklavenkaserne”）に集團的に収容されてゐる——が存した……」<sup>22)</sup>と推測された。

しかし氏は同じ時期10世紀から11世紀頃に成る遺言状の分析（同書, pp. 279-289<266-271>）から「解放せられざる奴隸が、屢々動産としてではなく、不動産として扱はれる」<sup>23)</sup>奴隸を指摘し、「土地の附屬物件の一つとして、土地の移譲に際しては元來土地と共に譲渡せらるべき・土地に緊縛されたる状態に在る……斯かる状態に於て、とりもなほさず、『保有奴隸』として、その奴隸なる法的身分より解放せられたりとする……推論は……ほぼ決定的に實證せられる所」<sup>24)</sup>とされる。さらに「……莊園の莊館から離れた領主直営地のどこか片隅に於て、夫々己れの住居——一片の庭地（croft, garden plot）の附屬せる小屋を有し、己れ自身の屋根の下に獨立の penates を營める『小屋住奴隸』=『保有奴隸』であつたのであり、彼等は、彼等の解放以前に於て既に、もとその主人より支給されたる乳牛・穀物等を事實上自己のペクーリウムとして有してゐた」<sup>25)</sup>のであり、かくのごとき「保有奴隸たること、火を賭るよりも瞭かなる所」<sup>26)</sup>と主張される。筆者が問題とするのはこのような氏の論述部分である。氏がかくのごとく主張されるその論拠たる史料は次の連の遺言状である。以下少しく検討を試みよう。

#### ● 司教テオドレッド（Theodred）の遺言状（942～951）<sup>27)</sup>

（以前省略）私はティット（Tit）<sup>28)</sup>にある土地を聖ポール教会（seynte Paules kirke）にその地上に（ðeron）存在するすべてと共に食物地代負担地（bédlonde）<sup>29)</sup>としてその教団に譲与する（an）ものの、そこにある人々（men）は除外し、（かれらは）私の靈魂（míne sóule）（救済—以下同じ）のためにすべて自由人（fré men）（たるべし）。また私はスーゼリー（Súðereye）<sup>30)</sup>にある土地を、それに（ðértó）所属するすべての漁場と共に聖ポール教会の教団に譲与し、またその人々（men）は司教の靈魂のために自由人（frie men）（たるべし）。そして司教のテオドレッド（Deodred）はティリングハム（Tillinghám）<sup>31)</sup>にある土地を聖ポール

教会のその教団へ譲与しそしてそこにある人々 (men) は私の靈魂のために自由人 (fré men) (たるべし)。……(途中省略) ……そして私はルーシングランド (Luðinglond)<sup>31)</sup>にある土地を私の姉 (妹) の息子オッファ (Offe) と彼の兄 (弟) に譲与しそしてその半数の人々 (men halue) は自由人 (fré men) (たるべく), またミン (ド) ハム (Mindhám)<sup>32)</sup>においても司教の靈魂のために同様たるべし。……(途中省略) ……また私は, ホクスン (Hoxne)<sup>33)</sup>にある私の司教直営地 (biscopríche)<sup>34)</sup>において, 人が私の靈魂のために10ポンド (púnd) を分配することを承諾し (an), また私は, 私がそこへ (ðértó) (つけ加えるべく) 獲得した (bigeten habbe)<sup>35)</sup> ホクスンにあるその財産 (erfe) を人が掘み, 人はそれを2分割し, 一半を大聖堂へそして (他半を) 私の靈魂のために分割せんことを望む。そして人は私がそこで発見した限りのものはそのままとすべく, またそこにある人々はすべて (men alle) 私の靈魂のために自由人 (fré men) (たるべし)。そして私は (次のことを) 望む。(すなわち) 人は私がそこで発見した限りのものをロンドン (Lundene byri) にとどめ置き, そして私がそこへ (つけ加えるべく) 獲得した私のものを2分割し, 一半を大聖堂へそして他半を私の靈魂のため (に処置するように), そしてそこの人々 (men) はみな自由人 (fré men alle) (たるべく), また人はヴィンネマンダン (Wunemannédúne) およびスセオン (Sceon)<sup>36)</sup>においても同様になす (処遇す) べく, またアレンハム (Fullenhám)<sup>37)</sup>においては人が私の者のいざれをも自由にせんと欲する (hwyne míne manne fré wille)<sup>38)</sup> 以外は, いま存在するがごとく人はとどめ置くべきである。(以後省略)

#### ■ 王族エルフギフ (*Ælfgifu*) の遺言状 (966~975)<sup>39)</sup>

(以前省略) すなわち (次のことが) 第1である。彼女は, 彼女が彼女の (肉) 体 (licaman) を横たえんと思っている (þæncð) オールド・ミンスター (Ealdan mynstær) へ, リサンバラ (Hrisanbeorgan)<sup>40)</sup> にある土地をそこに存在するがままのすべてを譲与するものの, 彼女は, あなたの許しにより (bæ)<sup>41)</sup>, それぞれの村において彼女の隸属下にあった (undær hiræ geðeówuð wæs)<sup>42)</sup> すべての刑罰奴隸 (*ælne witæþæównæ*)<sup>43)</sup> を人が自由とする (freoge) ことを欲している。(以後省略)

#### ■ エアルドルマン・エルフニー (*Ælfneah*) の遺言状 (968~971)<sup>44)</sup>

(以前省略) そして私は, 私が私の友人に遺贈したそれぞれの土地において, 人がすべての刑罰奴隸 (*ælcne witeðeówne man*) を自由とする (gefroegen) ことを欲する。(以後省略)

■ 従士ブリヒトリック・グリム (Brihtric Grim) の遺言状 (964~980)<sup>45)</sup>

ここに（次のこと）が知らされている。（すなわち）ブリヒトリック・グリム (Brichtric Grim) は、リムタン (Rimtúne)<sup>46)</sup>の土地を、彼<sup>\*47)</sup>が後にその土地につけ加えるべく労得したハイド (hide) (土地)と共に、彼の生涯 (his dege)<sup>48)</sup>の（終焉）後に譲与する。また（彼は）エセルスタン王 ( $\text{Æ}ðelstán cyning$ ) が授与した (gebócode)<sup>49)</sup>その古い不動産権利証書 (bæc)<sup>50)</sup>に (tō)<sup>51)</sup> (加え) エドレッド王 (Eádred cyning) が彼に授与した<sup>52)</sup>その不動産権利証書をオールド・ミンスター (Ealdan mynstre) に贈与するものの\*, 彼は、彼の時代 (tyma) (生命)が存続する限りはその土地の利用権を有するという条件に基づくものである。その後（その土地は）食糧 (mete)<sup>53)</sup>、人々 (mannum), およびそれぞれ（すべて）の品々 (þingan) により備えられているそのままに (swá gewered swá hit stande)<sup>54)</sup> 彼の靈魂の慰めとして当該所在地 (stowe)<sup>55)</sup>に行く (gange) (収められる) ものである。（以後省略）

■ エアルドルマン・エセルメール ( $\text{Æ}ðelmær$ ) の遺言状 (971~982)<sup>56)</sup>

（以前省略）それは次のことである。（すなわち）私は私の靈魂のためにまず第1に神に、私が私を横たえんと欲するウインタントセスター (Wintanceastre)<sup>57)</sup>のニュー・ミンスター (Niwan Mynstre) に金貨100マンクス (mancesa goldes), ペニー貨10ポンド (pund peneta), 私の聖堂、ルーファ (Lufa) が所有していた13ハイド (hida) の土地を食糧 (mete)<sup>58)</sup>と人々 (mannum)と共にそれがあるがままに譲与するものとする。（以後省略）

■ 尼僧院長ウインフレッド (Wynflaed) の遺言状 (950)<sup>59)</sup>

（以前省略）そして彼女は彼女の娘であるエセルフレッド ( $\text{Æ}ðelflæde$ ) に彼女の彫刻入りの金属環 (beáh)<sup>60)</sup>と彼女の外套の留金 (mentelpreóu)<sup>61)</sup>、またエベスバルナン (Ebbelesbur-nan)<sup>62)</sup>にある土地を、また彼女が気の向くままに（自由に）(leófost) 処分しうる永代（相続）財産 (éce yrfe)<sup>63)</sup>としての不動産権利文書 (bóc) を遺贈する。さらに彼女は彼女に人々 (manna), 家畜 (yrfes), およびその（地）上に存在する (bið)<sup>64)</sup>すべてを譲与するものの、彼女の靈魂のために人がそこ（所領）から (þæreof)<sup>65)</sup>人々 (mannon) および家畜 (yrfe) のそれぞれ (ægðer) を放棄する (dón)<sup>66)</sup>であろうものは除外する。またチオラトン (Ceorlatúne)<sup>67)</sup>において、彼女は彼女に、解放奴隸 (freótmannon) を除いて、さらに人々 (manna) と家畜 (yrfes) を譲与する。……（途中省略）……そして人はウルフワール (Wulfware) を解放し、彼女にとって好しい者に従うべく、また……ティーズ (ttyðe) も同様である。また人はウルフレード (Wulflæde) を、彼女はエゼルフレード ( $\text{Æ}ðelflæde$ ) とエドギーフ (Eádgyfe) に従うという条件に基づき、解放すべし。また彼女はエドギーフに1人の機織女 (crencestræn)

と1人の御針女 (semestran)<sup>68)</sup>を遺贈し、1人（前者）はエドギーフ (Eadgyfu), 1人（後者）はエゼリーフ (Ædelyfu) と呼ばれる。また人はイエルブルグ (Gerburg), ミスチン (Miscin), 彼の……、チナック (Cinnuc)<sup>69)</sup>のブルフルフ (Burhulfes) の娘、エルフシーグ (Ælfseige) と彼の妻、彼の姉娘、およびチオルステン (Ceolstánes) の妻を解放すべし。また人はチオラートン (Ceorlatúne)<sup>70)</sup>においてピフス (Pifus) とエドワイン (Eadwyne) および……の妻を解放すべし。またファカンカム (Faccancumbe)<sup>71)</sup>において人はエゼルム (Æðelm), マン (Man), ヨハンナ (Iohannan), スプロウ (Sprow) と彼の妻、エネファット (En [e] fætte)<sup>72)</sup>, イエルサンド (Gersande), およびスエル (Suel) を解放すべし。またコレスヒル (Colleshylle)<sup>73)</sup>において人はエゼルギーゼ (Æðelgeðe), ビカ (Biccan) の妻、エファン (Æffan), ベタン (Bedan), およびユルハン (Gurhannes) の妻を解放すべし。また人はウルフワールの（姉）妹たるブリーシグ (Bryhsiges) の妻、……（なる）この大工 (wyrhtan)<sup>74)</sup>, およびエルフウイーズ (Ælfswýðe) の娘たるウルフギーゼ (Wulfgyðe) を解放すべし。（以後省略）

#### ● 貴婦人ウルフワール (Wulfwaru) の遺言状 (984~1016)<sup>75)</sup>

(以前省略) そして私は修道院長エルフェール (Ælfere) にフェルスフォルド (Fersceforda)<sup>76)</sup> の土地を食糧 (mete)<sup>77)</sup>, 人々 (mannum), およびそこにて獲得する (getilod) すべての利得 (eallre tylðe)<sup>78)</sup>と共に譲与する。そして私は私の上の息子であるウルフメール (Wulfmære) にクラットフォルダトン (Clatfordtúne)<sup>79)</sup>の土地を食糧, 人々 (mannum), およびすべての利得と共に譲与する。またカムトン (Cumtúne)<sup>80)</sup>の土地を食糧, 人々 (mannum), およびすべての利得と共に (譲与し), そして私は彼にブダンカム (Budancumbe)<sup>81)</sup>の土地を半分, 食糧, 人々 (mannum), およびすべての利得と共に譲与し, 半分は私の下の娘のエルフワーレ (Ælfware) に食糧, 人々 (mannum), およびすべての利得と共に譲与する。\*そしてかれらは, それらができるだけ等しいように (rihtlícost) 正しく (rihte)<sup>82)</sup>屋敷 (heáfodbotl)<sup>83)</sup>をかれらの間で分割し, (かくして) かれらのそれぞれが等量を所有する\*。そして私は下の息子エルフワイン (Ælfwine) にリーグ (Leáge)<sup>84)</sup>にある土地を食糧, 人々 (mannum), およびすべての利得と共に譲与する。またホールトン (Healhtúne)<sup>85)</sup>の土地を食糧, 人々 (mannum), およびすべての利得と共に (譲与する)。またホックゲスタン (Hocgestúne)<sup>86)</sup>の土地を食糧, 人々 (mannum), およびすべての利得と共に (譲与する)。\*また金貨 30 マンクス (mancussa goldes) (を譲与する)\*。また私は私の上の娘ゴーダン (Gódan) にウンフロッド (Wunfrod)<sup>87)</sup> の土地を食糧, 人々 (mannum), およびすべての利得と共に譲与する。（以後省略）

● 徒士エルフエルム (*Ælfrhelm*) の遺言状 (975~1016)<sup>88)</sup>

(以前省略) そして私は彼女にカルレトン (Carletunes)<sup>89)</sup>を譲与し, そして私はギーストリンガーソルプ (Gyrstlingaðorpe)<sup>90)</sup>にある屋敷 (beáfodbotles)<sup>91)</sup>, また食糧と人々 (mannum)と共に (を含め) そこに存在するすべての所有財産 (æhta)<sup>92)</sup>を譲与する。(以後省略)

● エアルドルマンの妻エルフレッド (*Ælfflæd*) の遺言状 (1002)<sup>93)</sup>

(以前省略) そして私は私の生涯の (終焉) 後にウードハム (wuduhamæs)<sup>94)</sup>を我が領主 (hlauordæs)<sup>95)</sup>の母エルフスレーズ (ælfþræðe) に譲与する。そして彼女の生涯の (終焉) 後は, それはベオルチング (beorcingan) にある聖マリア (の) 施設 (修道院) (sēa marian stowæ)<sup>96)</sup>へ食糧と人々 (mannū) と共に, それがあるがますすべて行く (委譲する) ものとする。…… (途中省略) ……そして私は私の生涯の (終焉) 後レリング (lellinge)<sup>97)</sup>にある土地を, それが存在するままにすべてを, 食糧と人々 (mannū) と共に (次の) 条件によりエアルドルマン (*æaldorm*) のエゼルメア (æðelmære)<sup>98)</sup>に譲与する。(すなわち) \*彼は私の生涯の続く間真の友人, 私の人々 (mira manna) の擁護者 (forespreca), そして私の生涯の (終焉) 後は私の両親が葬られている (mine yldran onrestab)<sup>99)</sup>ストーク (stocæ)<sup>100)</sup>における聖なる施設の真の友人でありまた擁護者たるべきである\*。そして私はリシングトン (lissingtune)<sup>101)</sup>の土地を私の……であるエゼルメア (eðelmere) に食糧, 人々 (mannū) と共に, それが存在するますすべて (eal swa)<sup>102)</sup>を譲与する。(以後省略)

● 徒士ウルフリック・スポット (*Wulfric Spott*) の遺言状 (1002~1004)<sup>103)</sup>

(以前省略) そして私はモルカーレ (Mórcare)<sup>104)</sup>にワレスホー (Waleshō)<sup>105)</sup>, テオイエンデソルプ (Deogendeðorpe)<sup>106)</sup>, ウィットウェル (Hwítewille)<sup>107)</sup>, クラーネ (Clune)<sup>107)</sup>, バーレブル (Barleburh)<sup>107)</sup>, デュカマンネットン (Ducemannestúne)<sup>107)</sup>, モレスブル (Móreburh)<sup>107)</sup>, エッチングトン (Eccingtúne)<sup>107)</sup>, ベックトン (Bectúne)<sup>107)</sup>, ドネケスター (Donecestre)<sup>108)</sup>およびモーリックトン (Mórligtúne)<sup>109)</sup>にある土地を遺贈する。そして私は彼の妻にアルダルフェストレ (Aldulfestreó)<sup>110)</sup>を, 食糧と人々 (mannum) と共にそれが存在しているままに (ealswá) 譲与する。(以後省略)

● 大司教エルフリック (*Ælfric*) の遺言状 (1002~1005)<sup>111)</sup>

(以前省略) そして彼はダメルトン (Dumeltún)<sup>112)</sup>の土地をアバンダン (Abbandúne)<sup>113)</sup>に遺贈し, またその3ハイド (hída) (の土地) をエルフノーズ (*Ælfnóðe*) に彼の生涯にわたり (遺贈し), そしてその後 (後者の死後一筆者) はその他の部分と共にアバンダンに (委

譲するものとする)。そして彼は彼に10頭の牛 (oxan) と2人の人間 (men) を遺贈し、そしてそれらはその土地が所属する (hýre) その領主権 (láfordscype)<sup>114)</sup>に帰属する (filgan)<sup>115)</sup> (ものとする)。……(途中省略) ……そして彼が熱望することは、人が彼の生涯の (終焉) 後に、彼の生存中に有罪となったそれぞれ (すべて) の刑罰奴隸 (wítefæstne man) を自由にすべき (freoge) (ことである)。(以後省略)

#### ● スルケテル (Thurketel) の遺言状 (antea quam 1038)<sup>116)</sup>

(以前省略) まず第1に彼の靈魂のためにパレグロー (Palegráue)<sup>117)</sup> (の土地) およびヴィティンガム (Witinghám)<sup>118)</sup> (の土地) の一半を聖エドムンド (seynt Eádmund) (修道院) へ、また (他) 半をその司教に (譲与 ((an)) する)。そしてすべての私の人々 (alle míne men) は自由 (fré) (たるべく)、そしてそれぞれは自分の屋敷地 (toft)<sup>119)</sup>、自分の食用牡牛 (metecú)、および自分の食用穀物 (metecorn) を所有すべし (habbe)。(以後省略)

#### ● 徒士ケテル (Ketel) の遺言状 (1052~1066)<sup>120)</sup>

(以前省略) すなわち、私は私の生涯の (終焉) 後にスティステッド (Stistede)<sup>121)</sup>を私の父の魂とセフレダム (Seflædam) (のそれ) のためにクリスト教会 (Cristes kyrke)<sup>122)</sup>に譲与する。そして私の人々 (míne men) はすべて自由 (alle fré) たるべく、\*また私の代官たるマン (Mann) は、私が彼の手中 (haunde) に与えた自由なる土地 (fré lond) に、彼の生涯 (の間) いつまでも自由に (éuere fré) 留まるべく (sitte)<sup>123)</sup>、そして彼の生涯の (終焉の) 後においてもいつまでも自由に (and after his tíme éuer fré)<sup>124)</sup> (留まるべく)、そして彼の生涯の (終焉の) 後は、その土地は他の土地 (と同様) に従う (folege) (譲与される) べく\*、これを私は望むものである。……(途中省略) ……私が自由 (fré) を与えるすべての者、(そのそれぞれ) 彼は、その土地は除き (búten ðat lond)、彼が手許に有するすべての物 (alle þinge) を所有すべく、これを私は望むものである。(以後省略)

#### ● スールキル・エセルイース (Thurkill Æthelgyth) の遺言状 (c. 1066)<sup>125)</sup>

スールキル (Durkil) とエセルイット (Æðelgit)<sup>126)</sup>は、われわれ両人の生涯の (終焉の) 後にわれわれがそれを所有しているのと同じように完全にまたその限りにおいてウイゴルハム (Wigorhám)<sup>127)</sup>を、また半自由人 (men half fré)、セーオウ (þeówe)、および被解放民 (lisingas)<sup>128)</sup>を聖エドムンド (seynt Eádmunde) (修道院) に譲与する (unnen)。これを奪う (benime) 者は誰であれ、神は彼 (その者) から天国を奪うべし。

上記の諸遺言状において、ここではとりわけ、筆者の問題とする論点が含まれているのみな

らず、特に次の見解が表明されているスルケテルおよびケテルの遺言状について取り上げ、筆者による史料の分析、検討およびその論評を試みる。まずスルケテルの遺言状について次の解釈が試みられている。まず原典 “habbe” の原形 “habban” の一般的語意は “have, possess, hold, keep” など<sup>129)</sup>である。田中氏はこの場合特に “to keep, to retain” と解す<sup>130)</sup>。次に原典 “his toft, his metecú, his metecorn” の部分のうち、特に “his” つまり「人稱代名詞第三人稱單數の屬格」<sup>131)</sup>に着目される。次に “toft, metecú, metecorn” について D. Whitelock が参考すべく案内している<sup>132)</sup> “Rectitudines Singularum Personarum” § 8のみならず、その前後の条項たる §§ 7, 9, 9-1 を論拠とし、その結論として、当該遺言状の「男子奴隸」はすべて解放以前において「夫々己れの住居——一片の庭地 (croft, garden plot) の附屬せる小屋を有し、己れ自身の屋根の下に独立の *penates* を營める『小屋住奴隸』=『保有奴隸』であつたのであり、……乳牛・穀物等を事實上自己のペクーリウムとして有してゐた」<sup>133)</sup>と主張される。また D. A. E Pelteret は “It is reasonable to assume, therefore, that Thurketel's men were also already occupying tofts; what the will did was to confer permanent possession of these tofts on them.”<sup>134)</sup>と述べており、田中氏とほぼ等しい見解に立っているととりあえず解せられる。

なお主張の論拠（傍証）とされた上記 “Rectitudines Singularum Personarum”<sup>135)</sup>の諸条項は次のとおりである。

§ 7 エートスウェイン (*æhteswane*)<sup>136)</sup>について。直営地の豚の群の番をするエートスウェインには豚舎の仔豚 (stifearh) 1頭と、彼がベーコンを調製する時はその臓腑 (gewirce), またセーオウマン (*ðeowan man*)<sup>137)</sup>にふさわしいもの (gerihtu)<sup>138)</sup>がもたらさ (与えら) れるべきである。

§ 8 人 (manna)<sup>139)</sup> (男性) の食糧 (metsunge) について。それぞれのエスネ (esne)<sup>140)</sup>には食糧として12ポンドの良質の穀物 (godes cornes), 2頭の屠殺羊 (scipæteras), 1頭の良い食用牝牛 (god metecu), 土地慣習による木材伐採権 (wuduræden) がもたらされるべきである。

§ 9 女性 (wifmonna)<sup>141)</sup>の食糧について。女性のセーオウ (*þeowan wifmen*)<sup>142)</sup> (には), 食用の 8 ポンドの穀物, 冬期の副食用の羊 1頭あるいは 3 ペンス, 四旬節の副食用の豆 (beana) 1セスター (syster), 夏期における乳清 (hwæig) あるいは 1 ペンス (がもたらされるべきである)。

§ 9-1 すべてのエートマン (*æhtemannum*)<sup>143)</sup>にはかれらに必要不可欠なもの (nydrihte)<sup>144)</sup>

の他に、降誕祭の食事 (feorm) また復活祭の食事、耕作用農地 (sulhæcer) 1筆また収穫時の手一杯 (hærfesthand [f] ul) (の穀物) がもたらされるべきである。

次にケテルの遺言状において、解放の時点で「彼がその土地を除き手許に有するあらゆるもの<sup>を保つ</sup>」<sup>145)</sup>の遡及的解釈として「『土地を含めて手許に有する所のものある』保有奴隸たること、火を賭るよりも瞭かなる所である」<sup>146)</sup>と田中氏は主張され、しかも解放の時点で土地の所有は除外されたとはいえ「保有奴隸の小屋に附屬せる『庭地』は之を含まざるもの」<sup>147)</sup>、つまり「庭地」は継続して所有したと解されるのである。また D. A. E. Pelteret は “as slavas such men already were in control of property, including land, even if *de iure* they did not own it.”<sup>148)</sup>と述べ、ほぼ田中氏と等しい見解となっている。

さて以上先学による見解に対して筆者は次のように考える。まず第1にスルケテルの遺言状の文面でみる限り、“toft, metecú, metecorn”<sup>149)</sup>は解放される以前において被解放者によって、田中氏の言う“to keep, to retain”<sup>150)</sup>されていたことが明言されているわけではない。つまりそれらは解放と同時に自活のためにスルケテルによって与えられたと解す余地も全否定することはできない<sup>149)</sup>。これを裏返せば、彼は解放される以前はこれを保持していなかったと解せられるのである。

第2に、しかしながら仮に田中氏の主張に従い、スルケテルの遺言状の“toft”以下2点、ケテルの遺言状の「彼が……手許に有するあらゆるもの」は解放される以前に彼は既に保持（田中氏の言う“to keep, to retain”）していたと解したとしても、彼はこれらに自己の財産としての、自由処分権を含む「所有権」を有していたとの確証はない。より明確に言えば、それらの本質は、“Rectitudines Singularum Personarum” §§ 7, 8, 9 に規定せる品々のごとく、「彼等の本來受くべき物」<sup>150)</sup>（同法 § 9-1）つまり被給養、端的に言えば生命の維持、のための相当対象物にすぎなかった、と解すこともできる。これをさらに発展させたとしても、それらは個々人に食糧を与え給養する代りに、せいぜいかれらが自から生活資料を獲得し、最低限生命を維持できるよういかれらに委ねられた生産・生活の手段、用具などにすぎなかったと考えることもできる。このような分析は上記 D. A. E. Pelteret の引用文の中で“what the will did was to confer permanent possession of these tofts on them.”, “*de iure* they did not own it.”<sup>151)</sup> に着目するならば、その可能性は皆無ではない。つまり解放以前に与えられていた生産・生活の諸手段・用具は、一時的な (not “permanent possession”), 事実上の (not “*de iure*”) それにすぎなかったのであり、解放の時点以後はじめて “permanent possession”, “*de iure*” となりえたのである。しかもここで筆者が留意すべく強調したいのは、それらが賦与されるに際して被解放者の意向は史料に言及されていない点である。しかし顧みればそもそもこれは解放する者の利害得失がその動機であり、とりわけ靈魂救済が目的であったのであるから、その行為は解放者の意志によるもの、

敢言すれば恣意による一方的な恩恵であったことはけだし当然である。つまり筆者がここで指摘したいのは、解放はなるほど被解放者にとって少くとも好都合であったとはいえ、それは本質的にけっして被解放者の主体的な意思の結果ではない<sup>151)</sup>、という点である。以上筆者が提起する第2の論点を要すれば、それは奴隸支配の一形態つまり奴隸の労働力収奪の一形態・方法を示すものであった。この場合かれらは粉れもなく A-S 期早（前）期において一般に検出された、田中氏の主張されるごとく「小屋住み奴隸」であったといえる。しかし念のため再度附言すれば、かれらに対してもいわゆる「保有奴隸」ないし「有産奴隸」と規定ないし呼称することの不適切は既に縷述した。

第3に、翻ってスルケテルの遺言状の“toft”以下2点、ケテルの遺言状の「彼が……手許に有するあらゆるもの」は解放以前に保持（田中氏の言う“to keep, to retain”）されており、かくして「保有奴隸」、「有産奴隸」を分析される見解（田中説、他）に積極的に同意し、被解放者たるかれらはある種の土地や件の品々に処分権を含めた所有権を享受していたと解するならば、また上記 “Rectitudines Singularum Personarum” のうち §§ 7, 8, 9-pr. に記された品々は「かれらに必要不可欠なもの」（同法 § 9-1），換言すれば被給養つまり生命維持のための品々と解し、これとは対称的にそれ以外にかれらが受け取る食事、一定の耕地、および一定量の穀物（同条項）に着目し、この経済的意義を強調するならば、かれらはそれら一定の財産を事实上所有していたのみならず、それが法的条項によって規定されている点において、その所有は公認されたものと解することができ、したがって一定の法的権能を有していたことになる。すなわち、当該遺言状および傍証史料についてこのような解釈が仮に妥当であるとされるならば、かれらは解放される以前において既に実質的にも、法的にも「奴隸」ではなかったと判断せざるをえない。したがってこの場合の「解放」とは事実を追認することしかなく、現実に齟齬せるその呼称を廃棄することであったのである。

以上とりあえず2つの遺言状について試みられた分析を要すれば、解放される直前の状態は、彼が一方において被給養形態あるいは小屋住み形態にあり、身分としては奴隸であったこと、他方においてもはや身分としては奴隸を脱却した状態、これを敢言すれば中世的隸農身分であったこと、以上2つのケースをそれぞれ分析することができる。但し11世紀中頃という時代背景を特に重視、考量するならば、前者に想定されるよりわけ「小屋住み形態」の奴隸はもはや一般的とはいはず、むしろ後者を指定することがこれまでに試みられた他の史料の分析結果と調和的であるといえる。

[3] 次に田中氏はドゥームズデー・ブック (Domesday Book)<sup>152)</sup>を史料として次の見解を開陳される。すなわちまずデヴォン州 (Devonshire) にみる犁隊 (car〈r〉uca) とセルヴス (servus) の関係を示す次の史料を提示される。

- ◎「バクファスト *Bvcfestre* は修道院の首地たり。そは絶えて地租<sup>ゲルド</sup>を支拂ひしことなし。其處には一人の鍛冶、二組の犁隊とともに十人の奴隸あり。森林 *silua* は、長さ一リイグ *leuca*、幅半リイグたり。((*Bvcfestre est caput abbatiæ. Nunquam geldauit. Ibi est unus faber et x serui cum ii carucis. Silua i leuca longitudine et dimidia leuca latitudine.*))」<sup>153)</sup>
- ◎「修道院長、バクファスト *Bulfestra* と稱ばるる一つの莊を有す、而してそは修道院の首地なるが、こは絶えて地租<sup>ゲルド</sup>を納めたることなし。其處に修道院長、一人の鍛冶と、二組の犁隊を有する十人の奴隸とを有す、而して其處に修道院長三匹の豚〔を放牧料として懲する権利〕を有するも、〔そは〕長さ一リイグ *leuga*、幅半リイグの〔直營地としての〕雑木林 *nemusculum* に關して〔の事なり〕。((*Abbas habet i mansionem quæ uocatur Bulfestra et est caput abbatiæ et ista nunquam reddidit gildum. Ibi habet abbas i fabrum et x seruos qui habent ii carucas et ibi habet abbas iii porcos et i leugam nemoris in longitudine et dimidiā in latitudine.*))」<sup>153)</sup>
- ◎「ロルフ *Rolf*、ボールドウィンより許されてボアズリ *Boslie* を領有す。〔嘗て〕ブリクトリク *Brictric* なる者そをエドワード王時代に領有したりき、而してそは一ヴァーギトの土地を相當する地租を納めたりき。〔「征服」時に〕耕地は八組の犁隊〔による耕作〕に適せり。〔現在「調査」時に於て〕領主直營耕地には一組半の犁隊あり、而して〔農民保有耕地には〕一組の犁隊とともに七人の奴隸存す。其處には六〇エイカの〔共同地としての〕牧草地あり、又六〇エイカの〔共同地としての〕放牧地あり、又二エイカの〔共同地としての〕雑木林 *silua minula* あり。嘗ての〔時代、そは〕參拾志〔に價ひしたりき〕。今や（〔調査〕時において）そは四拾志に價ひす。((*Rolf tenet be Balduino Boslie. Brictric tenebat tempore Regis Edwardi et geldabat pro una virgata terræ. Terra est viii carucis. In dominio est i caruca et dimidia et vii serui cum i caruca. Ibi lx acræ prati et lx acræ pasturæ et ii acræ siluæ minutæ. Olim xxx solidos. Modo ualet xl solidos.*))」<sup>154)</sup>
- ◎「ボールドウィン、ボアズリ *Bosleia* と稱ばるる一つの莊を有す、そをブリストリク *Bristricu* なる者エドワード王の生き且つ死に給ひたる日に領有したりき、而して〔當時〕そは一ヴァーギド〔の土地〕に相當する地租<sup>ゲルド</sup>を支拂ひたりき。此の〔土地〕は八組の犁隊に依り耕作せられ得、而して今や夫れをロルフ *Roffus* なる者、ボールドウィンより許されて領有す。その〔土地〕に關して〔まづ〕ロルフ、一ファーリング *ferdinus* (=四分一ヴァーギト) と一組半の犁隊とを領主直營耕地に於て有す、而して、ヴィレンどもその他の（一殘

餘の）地面を〔農民保有耕地として〕保有し且つ其處に一組の犁隊を有す。其處（此の莊）に、ロルフは七人の奴隸と十二頭の牛と四十四の羊と十二匹の山羊と二エイカの〔共同地としての〕雑木林 *nemusculum* と六〇エイカの〔共同地としての〕牧草地と六〇エイカの〔共同地としての〕放牧地とを有す。此の〔莊〕は四拾志に價ひす，而して，ボールドウイン〔此の莊を〕〔「征服」時に王より〕受領せしひとき，そは參拾志に價ひしき。（*Balduinus habet i mansionem quæ uocatur Bosleia quam tenuit Bristricu ea die qua Rex Edwardus fuit vivus et mortuus et reddidit gildum pro i uirga. Hanc possunt arare viii carucæ et modo tenet eam Roffus de Balduino. Inde habet Roffus i ferdinum et i carucam et dimidiæ in dominio et uillani tenent aliam terram et habent ibi i carucam. Ibi habet Roffus vii seruos et xii animalia et xl oues et xii capras et ii agros nemusculi et lx agros prati et lx agros pascuæ. Hæc ualet xl solidos et quando Balduinus recepit ualebat xxx solidos.)*」<sup>155)</sup>

以上その他に史料1片<sup>156)</sup>を附加え，それらを論拠として D. B. 期のセルヴスは「『被給養奴隸』(*servi prebendarii*) より，既に『保有奴隸』(*servi casati*) に移行=轉化してゐたものと考へられ，彼等は，法的身分的に兎も角，その社會的經濟的實體に於ては，最早，マルクスの謂ふところの“self-sustaining serf [sich selbsterhaltender Leibeigene]”の範疇に入れられるべき者であつた，と……推断せられる」<sup>157)</sup>との見解を示される。かくして氏は，かれら (the Domesday *servus*) は売買の対象とされたとする H. P. R. Finberg の見解<sup>158)</sup>を批判される<sup>159)</sup>。筆者がここで提起する問題点の要点は，D. B. にみるこのセルヴスは氏のごとく一元・一義的解釈に尽きるであろうかということである。すなわち，セルヴスと犁隊の関係に言及せる問題の箇所を挙げれば①*Ibi est...x serui cum ii carucis* ②*Ibi habet abbas...x seruos qui habent ii carucas* ③*In domino est...vii serui cum i caruca* ④*Ibi habet Roffus vii seruos* である。さてセルヴスは①と③においてかれらがその所領に「存在 (est)」せることを，②と④においてはかれらが「所有 (habet)」の客体たることをそれぞれ読み取ることができる。次にセルヴスと犁隊との関係に目を転ずるならば，①と③においてセルヴスと犁隊両者間の所有一被所有関係は不明である。つまり“cum”はなんらセルヴスの犁隊に対する所有関係を明示するものではなく，せいぜい双方がいわばワン・セットとなっている状態が示されているにすぎない。しかしこのことは両者間ににおける所有一被所有の直接的関係を一方的に否定するものではない。つまり直接的関係の存在を想定することも可能である。この想定の可能性は，②*x seruos qui habent ii carucas*において窺うことができる。但し両者の間に所有一被所有という直接的関係の存在を想定する場合において注意深く分析すべきは，その関係の存在がセルヴスの享受する一定の法的・經濟的権能に基づくことである。

く、主体的な関係であったのか、あるいはセルヴスの意思は無視された、第三者（領主）による恣意的で一方的な強制力に因るものであったのか、である。仮にそれが前者つまりセルヴスの自主・独立的な意志に基づく関係であるとするならば、(イ)彼はもはや身分としての奴隸として規定されることは不適切と言わねばならない。仮に後者つまり第三者の強制に因るそれであるとするならば、(ロ)彼はいわゆる「小屋住み奴隸」と規定することができる。しかしながらセルヴスと犁隊双方に所有一被所有関係をまったく否定し、双方がともに生産用具として第三者の所有の対象として認識されていると想定するならば、(ハ)彼はいわば被給養＝労働奴隸であったといえる。こうして当該 D. B. から 3 様の「セルヴス」形態を理論的に分析することができるであろう。したがってもしこの分析に肯定の一顧が得られるとするならば、氏が当該史料に「保有奴隸」を一元・一義的に想定されるのは問題といわなければならない。

さてここで想起すべきは当該史料 D. B. の時代背景たる 11 世紀末葉という年代であり、これを考量するならば、理論的に分析された 3 様の「セルヴス」態様のうち、概して(イ)と(ロ)を想定することが上記諸史料の分析、検討の結果に適合的と思われる。顧みれば氏が当該史料 D. B. において「保有奴隸」を分析されはしたもの、第 1 に氏の主張はそもそも「保有」、「奴隸」のいずれに重点を置かれ、しかもその本質をいかに理解されておられるのか不明、曖昧であり、第 2 にこれを「ヴィレンとは混同されてゐる」と観る立場に立つとき、テクスト解釋上のアポリアー ( $\alphaπορία$ ) は立ちどころに雲散霧消する<sup>160)</sup> になるほど首肯の余地はあるとはいえ、氏によって A-S 期の早期においても、つまり A-S 期全般を包括的に対象とされ、しかも基幹的奴隸形態としては一元的、静態的観点に拠るこの同じ「保有奴隸」という規定表現を適用されることは、その場合問題、端的に言えば矛盾、を生じないのであろうか。縷々如上のごとく、氏によつて主張される「保有奴隸」概念にまつわる混乱、矛盾は残念ながら必ずしも「雲散霧消」しているとはいえないのではないか。

以上解放状、遺言状、および D. B. の分析、検討を顧みれば、氏が「小屋住み奴隸」＝「保有奴隸」を主張される論拠であるそれら諸史料のうちとりわけ遺言状に基づいて氏の主張を要約して論評するならば、第 1 に指摘すべきは、その譲与行為には「人」と他の生産手段・用具とが一体のまま譲与される場合、あるいは前者のみが分離され、解放され、後者が譲与される場合があった。いずれのケースにおいてもその行為の行われる以前の状況を推察すれば、なるほど人とその土地等とがあたかも「本來的不可分離の原則」(田中)に基づくワン・セットであったかのごとく分析、解釈することは可能である。しかしここで留意すべきは、史料自体にはそれらがその「原則」を保証されたワン・セットであったという積極的根拠は示されておらず、その確証はない。したがって人は土地等の生産手段・用具と、その本質においてもその利用のされ方においても相違はなく、生産用具の一部として処遇されたと考えることができる。このような社会的条件

にあるかれらはいわば被給養奴隸と規定することができるであろう。かれらは解放状の一面においてみた、第三者の手に拠り身分解放を遂げる人々に相応するといえよう。

第2に、人と他の生産手段・用具とが一見ワン・セットとしてみなしうる点において、人が土地に直接的関係、つまりなんらかの所有一被所有関係をもっていた（いわば氏の言う「不可分離の原則」の実現）ことを読み取ることも可能である。しかし問題はその関係の実態である。つまりそれが一種の表象的態様であり、その本質は人に対する一種の支配形態でもありえたのである。すなわち、人と一見一体でありえた生産手段・用具は、実は労働力自体ではなく、それらを用いて獲得される労働の成果を媒介に収奪されるべく、かれらの領主から一方的且つ強制的に委ねられた、一種の支配形態の道具立てでありえたのである。したがってかれらが一見土地と一体であるかのごとき恣態を示すことにより、かれら自身がいわば「不動産として扱はれ」<sup>161)</sup> ようとも、かれらはその土地=「不動産」に対していかなる法的権能を享受しているのでもなく<sup>162)</sup>、畢竟かれらはあくまでも土地等の「不動産」と同質の所有の客体にすぎないのであり、それら「不動産」に自由な権能を揮いうる主体とはなりえない<sup>163)</sup>。したがってかれらは本質的には無産で人格欠如の奴隸であったのである。このような筆者による「奴隸」認識は、結局かれらがたとえば、「有用な動産 (a valuable chattel)」、「市場向きの商品 (a marketable commodity)」(D. A. E. Pelteret)<sup>164)</sup> であり、土地と共に移譲されることはあるても、それは「所有主を変えただけ (the slaves simply changed owners)」であり、かれらが「動産であった (the slave was indeed a chattel)」(W. Davies)<sup>165)</sup> 点に変りはない、という本質論に辿り着く。したがってこの分析に首肯が得られるとするならば、田中氏が、かれらは「不動産として扱はれ」たと考えられ、しかもこの場合その不動産に対してなんらかの法的権能を享受したと想定されておられるのであるならば、この点において「保有奴隸」という規定的呼称と共に、それは不適当な認識と言わざるをえない。

第3に指摘すべきは、人と生産手段・用具の間に一見してみられるワン・セット的関係において、もし後者に関して（慣習）法に基づく一定の権能が前者に賦与されていた<sup>166)</sup>と解することも可能である。仮にこの想定に従うならば、かれらはまさに氏の主張されるように「奴隸なる法的身分より解放せられ」<sup>167)</sup>ていたのであり、この点においてかれらはもはや奴隸ではなかったと言わなければならない。ここに演繹されたかれらの社会的状況は、上記解放状の検討のその一面においてみた自分の財産を用いて自己ないしその家族等の身分解放を遂げるかれらに、また D. B.において、その犁隊に一定の自身の固有な権能を揮うことができると解釈した場合のセルヴスに符合し、また既に本稿において試みられた他の史料（とりわけ A-S 期後半に所属する法典類）による分析結果に相応するものである。すなわち、かれらは概して日常生活の形態上では A-S 前期にみられたのと等しく「小屋住み形態」をなしつつも、その委ねられた生産用具の一部やそ

の生産および生活の過程において獲得された財貨の一部にいまや事実上ののみならず法的に所有権が認められていたのであり、加えて売買等におけるその処分権のみならず、自身およびその家族員等の身分解放や犯罪等にかかる経済的・法的責任負担に際してもこれを活用することが許されたと想定することができる。したがって如上かくのごときかれらに対して与えられる「保有奴隸」という規定的表現は不適切であると言わざるをえない。こうして氏による「保有奴隸」概念には、既に縷述のこととはいえ、二重の論点からの混乱や矛盾が内在しているのではないかとその懸念を指摘せざるをえない。

以上総じて A-S 後期に所属する史料たる解放状、遺言状、D.B. に拠り、しかも田中氏の所説のうち、とりわけ疑問とする論点の批判的再検討という方法により辿り着いた結論を 1 語でいえば、従来いわゆる「奴隸」とされてきた階層にまず理論的に 3 様の社会的存在形態を分析することができた。しかしその時代背景を考慮し、その実態に迫るならば、概して 1 つには被給養型奴隸を想定することができ、かれらは主に新興間もない古典荘園の直営地の労働力を担ったものと考えられ、もう 1 つは奴隸身分を脱した、新興の社会階層たる農奴的農民を想定することができる。ここで留意すべきは後者の社会的状態をとりわけ A-S 前（早）期にみられる類似形態に適用することの危険を再認識することである。これは、従来表象的形態にとらわれ、A-S 期全般を包括的に対象とすることから生じた「奴隸」認識の混乱から脱出するために必要な要点である。

[4] 青山氏は A-S 早期に属するエセルベルト王法典から A-S 後期に属する遺言状、解放状、D.B. 等ほぼ 6 世紀から 11 世紀に及ぶ史料を論拠として、一方において被給養の家内および農耕奴隸、他方において小屋住み形態の「有産奴隸」「保有奴隸」、それぞれの存在を指摘される。しかし後者に想定される『保有』は決して彼らの十全なる再生産を保証したとは思えない。」<sup>168)</sup> 点において、またそれに類する者の前者に比較して史料的数量の少数例<sup>169)</sup>をその理由として、前者を A-S 早（前）期のみならず、後期におけるその社会的存在形態の基幹的形態とされる。

ところで氏が「有産奴隸」「保有奴隸」分析の根拠とされる史料は概して 9 世紀末から 12 世紀に及ぶいわゆる A-S 後期に属する解放状、遺言状、D.B. などである。しかしながら A-S 後期においてその存在を分析される「所有（保有）奴隸」は、氏がこれを副次的存在形態として主張されるにもかかわらず、A-S 期の前期および後期において「小屋住み奴隸」たる「保有奴隸」（田中氏）、「A-S 型奴隸」（三好氏）を主要にして特徴的な存在形態と主張される見解と、その形態自体の認識としては同類であるのみならず、A-S 期の後半に属する史料による分析結果を含めて、A-S 期の全般におけるその存在形態の確認の論拠とされるその方法論において異ならないのであり、ただ一方とりわけ田中氏はそれを積極的に援用せんとし、他方つまり青山氏はそれを消極的に評価される点に相違があるにすぎない。しかしここに筆者がとりわけ問題とするの

は史料のそのような分析および論述方法であり、そこに少くない疑念を抱かざるをえないのである。したがって「有産（保有）奴隸」を分析せんとされるその論拠とその操作方法については再検討をする必要がある。すなわち、一般にその存在が想定されている被給養形態の奴隸、小屋住み形態の奴隸のうち、前者についてはその史料的根拠およびかれらの社会・経済的様様等について本稿ではさしあたり焦眉の議論ではない。但し2つの奴隸形態のうちいずれがその社会において基幹的な形態であり、それらはいかなる社会的、歴史的変遷を辿ったのかは本稿で言及すべき重要な論点の1つではあるものの、本稿の論述上の順序ではまず「有産奴隸」に関して分析、検討し、それらの議論の結果を踏まえ、次にそれら奴隸形態の社会構成および変遷史等に論及してゆきたい。

まず青山氏が「有産奴隸」の論拠とされる史料は以下一連のものである<sup>170)</sup>。

#### ■ アルフレッド王の遺言状（871～877）<sup>171)</sup>

これが遺贈である。（すなわち）アルフレッド王(Alured king)<sup>172)</sup>はシャフツベリー(Sceafutesburi)（修道女院）に神と聖マリーとすべての神の聖徒を讃える(loue)ために、わが魂の（救済の）必要(wearne)<sup>173)</sup>により、つまり100ハイド(hide)（の土地）を食糧(mete)および人々(manne)と共に、すべてそれが存在するままに明確な口調により(on halre tungan)<sup>174)</sup>譲与する。

#### ■ シルフレッド(Silflæd)の遺言状（10世紀後半—11世紀）<sup>175)</sup>

まず第1にマディングフォード(Mardingford)<sup>176)</sup>の村の教会(túnkirke)に5エーカー(acres)（の耕地）と一箇所の宅地(toft), 2エーカーの採草地(médwe)および荷車(waynegong)2台分の木材(wude)（を譲与し）、また私は私の土地居留民(landseðlen)<sup>177)</sup>にかれらの宅地(toftes)を（かれら）自身の所有財産として譲与しそして私のすべての人々(alle mine men)を自由(fré)と（なさん）。

ところでシルフレッド、スルケテル、ケテル、それぞれの遺言状について青山氏は次の見解を披瀝される。そこでこれに対する筆者の見解をとりあえず表明しておきたい。青山氏はまずスルケテルの遺言状において、自由を与えられた者("alle mine men fré")が宅地("toft")を与えられた("habbe")のは解放の時点ではなく、「事実上保有していたものが解放を機に更めて公的に認められた」<sup>178)</sup>と解される。またケテルの遺言状において、「土地が含まれていたのか」どうかは「厄介な問題」ではあるものの、とにかく「奴隸が解放以前に何らかの『財産』を『手中にしていた』」<sup>178)</sup>点についても同様の解釈を与えられる。次にシルフレッドの遺言状において、

「土地居留民」について、次に続く「自由」を与えられた「人々」(“alle mine men fré”)と関連させることにより、これを「奴隸身分」<sup>179)</sup>と解し、ここにおいてみる「宅地(“toftes”)」の譲与も上記と同様に解され<sup>180)</sup>、上記の解釈の補強とされるのである。かくして上記諸史料の分析から「『有産奴隸』の存在があったこと、……解放以前における事実上の宅地その他の保有が、解放と共に謂わば法的に追認せられたことを記したとなすべきこと、これらの点を一応容認すべきように思われる。」<sup>181)</sup>と結論される。

まずシルフレッドの遺言状において史料自体をみた場合、史料は第1に「‘landsehtlen’ とその後に続く奴隸とが同一客体を指」<sup>182)</sup>していることを積極的に明記しているわけではない。むしろ史料は“landseðlen”と“alle mine men”とを語彙としては個別に指摘し、記述しているのである。第2に「宅地」あるいはその他「手中にしていた」「財産」は解放の時点以前において保有していたことも明記しているわけではない。「宅地」あるいは「手中にしていた」なんらかの「財産」は遺言状の作成時点においてともかくも譲与され、所有物となるべくその意志が表明されているにすぎないのである。史料の記述表現に先入観を入れず従順たらんとするならば上記のごとき諸点をまず確認することができる。

さてここで上記3種の遺言状についておよそ3様の解釈、分析を試みることができる。第1に、彼は解放以前は「宅地」あるいはその他の「財産」に「所有」は言うまでもなく、「保有」もしていなかった。つまり解放を契機に彼は自活のために「所有」すべく与えられた、との解釈である。これを裏返せば彼はその解放以前は無所有にして被給養の奴隸であったことを意味する。第2に、彼は「宅地」あるいはその他の「財産」を解放以前において「事実上保有していた」(青山)と解す場合である。しかしこの場合問題は「保有」の具体的な内容である。これはここでさらに(a), (b)2つに分けられる。(a)「宅地」およびその他の「財産」がいわば生産手段・用具であったと解し、しかも彼はこれらを外見上「保有」しており、いわばワン・セットとなっているように見えようとも、その「保有」つまりワン・セットの実態は彼の自主・独立で主体的な意思に関わりのない、むしろそれを無視された、一方的に強制され、委ねられた生活=生産的諸条件であったと解することも可能である。つまりその「保有」=ワン・セット形態は表象的現象にすぎず、その「保有」に対してはいかなる所有権、占有権などの法的権能を想定することができないのである。これはいうまでもなく労働力自体ではなく、その労働の成果を収奪せんとする支配形態の一方法であり、その身分的本質は被給養奴隸となんら相違はなく、ただそれとは「小屋住み」形態をとっていた点にその相違を見るだけである。(b)次にケテルの遺言状における「彼が手許に有するすべての物」，“Rectitudines Singularum Personarum”で「かれらに必要不可欠なもの」(§ 9-1. その具体的品々は同 §§ 7, 8, 9-pr. に列挙) およびそれ以外の「農地」や便宜(同 § 9-1), 以上は「奴隸財産」<sup>183)</sup>と解し、したがって彼は「生産手段の保有から全く排除さ

れざる『有産奴隸』<sup>183)</sup>と解す場合である。つまりこの場合彼は自身の固有な一定の経済的・法的な権能を反映せる「保有」権を享受していたのである。青山氏が規定的表現をされる「保有奴隸」、「有産奴隸」、「土着奴隸」(「土地付奴隸」), 「土地占有農民」の「保有」, 「有産」, 「土着」, 「占有」はかくのごとき理解に基づくものと思われる。したがって仮に「保有」, 「有産」等にこのような含意が想定されるのであるならば、彼は解放以前の段階においてもはや身分としての「奴隸」として規定され、呼称されることは不適当であると判断せざるをえない。これを敢言すればかれは既に農奴的農民の階層に入っていたと解さざるをえない。したがって仮にこの分析に肯定的一顧を得られるとするならば、当該段階にあるかれらの社会・経済的諸条件は、その形態が A-S 期の早(前)期において一般的であったと筆者の考える「小屋住み奴隸」と外見的には類似していようとも、それらと混同してはならず、またそれは概念規定としての「小屋住み奴隸」を分析するためのいわば指標となりえないことは明らかである。従来の学界にみられた A-S 期の「奴隸」をめぐる混乱の一因は双方を峻別することなく混用したことにあるのであり、したがってその混乱の再整理の糸口もここに見い出されると考えられる。以上議論された諸論点は次に掲げる 2 つの「約定」についても同様に分析、検討することができるであろう。

#### ■ シャーボン (Sherbone) 教会の約定 (1012)<sup>184)</sup>

そこで次のようなこととなった<sup>185)</sup>。(すなわち)(エドムンド〈Eadmund〉)皇太子( $\text{Æ}þeling$ )は食糧(mete)と人々(manon)とすべての品々(þingon)と共にそれが存在するままにその土地について20ポンド(punda)をその教団員(hyrede)に保証し(sealde), そして彼の生涯の間利用し、そして彼の生涯の終了(eode)<sup>186)</sup>の後は再びそれがその時存在していたように食糧と人々とすべての品々と共にその聖なる場所(halgan stowe)へ(返還するものとする)。

#### ■ ウースター (Worcester) 教会とフルダー (Fulder)との約定 (11世紀初頭)<sup>187)</sup>

さて〔この書類(gewrite)において〕 ウィゲラセスター (Wihgeraceastre) の教団(員)(hirede)<sup>188)</sup>とフルダー(Fuldr)との間においてなされた協定について知らされている。すなわち、彼は彼が借用したルディンタン(Ludintune)<sup>189)</sup>のその土地を 3 ポンド(pundum)と引替えに 3 年間保有する。そしてその土地の利用権は 3 年間継続し、そして 3 年のうちに(binnon)<sup>190)</sup>その教団(員)が彼に手渡したのと同額を以てその土地を返還するものとする。すなわち 12人のセーオウマン(þeowe men)<sup>191)</sup>, 2 組の犁隊(gesylhðe oxan)<sup>192)</sup>, 100 頭の羊(sceapa), および荷車 50 台の穀物(half hundred foðra cornes)である。

引きつづき青山氏が「有産奴隸」の論拠とされる史料を掲げれば、

■ エルフウォルド (*Ælfwold*) の遺言状 (997~1012)<sup>193)</sup>

それぞれの司教区において刑罰セーオウ (witeþeow), あるいは彼は自身の財産を以て (mid his féo) 買取るその各人は自由 (freot) たるべし。

■ ポトミン会堂旧蔵福音書 (10世紀後半)<sup>194)</sup>

◎ この書面にて次のことが知らされている。(すなわち) セウイン・ピンカ (Sewine Pinca) は自身を (silfne) 10 シリングで司祭エドメール (Edmæres), ……(途中省略)……を証人として, ウィリアム (Willelme) より買取った。アルフリック・ハルス (Alfric Hals) が取引税 (toll) を取得した。

◎ この書面にて次のことが知らされている。(すなわち) フエラ (Feale) の息子であるレーウイン (Leowine) は司祭ウィリアム (Willelmes), ……(途中省略)……を証人としてヤコブの教会においてアルフリック (Alfrices) の息子であるウルフオルド (Wulfworde) より半ポンドで彼自身と彼の子孫 (hine silfne 7 his offspring) を買取った。そして市場の役人であるアルワード (Alword) とダーリング (Dirlinges) の養子であるアルワイン (Alwine) が王の収入として取引税を徴収した。

上記「エルフウォルドの遺言状」, 「ポトミン会堂旧蔵福音書」, および「バース修道院旧蔵福音書」<sup>195)</sup>都合 4 葉の史料を論拠として青山氏は「アングロ＝サクソン後期, 奴隸と呼ばれる非自由人中には, おそらく自らの『財産』を以て自らを買取る(解放金を支払う)ことにより, 解放を獲ち得る程の『有産者』の存在したことが明らかであり, 類似の史料はなおかなり存在するのである。」<sup>196)</sup>と結論される。さてここで仮に氏の結論を前提とした場合まず指摘すべきはその「自らの『財産』」による自己解放は正当な手続であったといえる。したがって当然その前提となる「財産」所有も合法であった筈である。そこで問題となるのは, 自己の身分解放を遂げるに足る「財産」を合法的に所有することに可能な, 法的権能を享受する者を「奴隸」と規定しうるか否かである。概して氏による規定的呼称たる「有産奴隸」, 「保有奴隸」, 「土着奴隸」, また氏によって「奴隸身分」と解せられる「土着占有農民」, 以上に共通する氏の認識は, 一方において生産手段・用具に対する, 一定の法的権能を予想, 前提とする「保有」, 「占有」, 「有産」であり, 他方において身分としての「奴隸」である。顧みればここに窺うことのできる「奴隸」の法的待遇と経済的態様にかかる混乱(矛盾)を整理せんと試みたのが本稿の主題であった。

## 〔5〕 ドゥームズデー・ブック (Domesday Book) (11世紀末葉)

(1) 国王がその地を有し, 一六名のヴィラーニと二名のボルダリィと一名のセルヴスとが四

台の犁を保有する (“Ibi habet Rex xvi uillanos et ii bordarios et i seruum habentes iii carucas.”)<sup>197)</sup>。

(2) 領主と直営耕地には一組半の犁隊あり，而して〔農民保有耕地には〕一組の犁隊とともに七人の奴隸存す (“In dominio est i caruca et dimidia et vii servi cum i caruca.”)<sup>198)</sup>。D. B. をめぐる先学の諸見解のうちで特に筆者にとって疑問とする論点について改めて問題とし，筆者は次のように考える。まず上記2例を青山氏は「犁隊の一部，即ち耕作用家畜を保有することが明記され，従って耕地をも保有することを推測せしめる『セルヴィ』の姿が稀に存する」<sup>199)</sup>その証例とされる。なお氏と同趣旨の観点から他にデヴォン州のバックファスト (Buckfast) における2台の犁を持つ10人の“slaves”，サマセットのムーアタウン (Moortown) における1ヴァーゲイトを保有する6名の“slaves”，以上のD. B. の記録を紹介しているH. C. Darby<sup>200)</sup>を挙げることができるであろう。

さてその証例とされる(1)を検討するならば，ヴィラヌス，ボルダリー，セルヴス都合19名の団体が4台の犁隊を“habentes”つまり“habeo”していることは言えるものの，とりわけここで問題となるのはかれらのうちでセルヴスがその4台の犁隊のうちいづれの部分（家畜<sup>201)</sup>あるいは犁）を“habeo”していたのかであり，それが共同の“habeo”であったのか否かを含めその実態は明確でない。当該文体の持つこのような点についての疑問はR. Lennard<sup>202)</sup>も等しく抱くところである。たしかに文法的には“seruum”は“habentes”的意味上の主語であり，この部分の英訳の1例<sup>203)</sup>もこの理解に従っている。しかしラテン語に浅学な筆者の憶測によれば“seruum”は単に“habet”的目的語にすぎず，“habentes”的意味上の主語にかかわらない可能性も皆無ではないのではないか。つまり真意は“*Ibi habet Rex xvi uillanos et ii bordarios habentes iii carucas, et i seruum*”。であるとその解釈を試みる場合である<sup>204)</sup>。

次に(2)について青山氏は“servi”による犁隊の保有を説かれ，H. C. Darby<sup>205)</sup>も同様にこの犁隊はかれらの所有物であったと説いている。さて“vii servi cum i caruca”において“cum”がこのように所有関係をそのまま語る重要な語彙であるとは，ラテン語に浅学な筆者は承知しておらず，したがって“cum”から所有関係をただちに結論づける解釈に少くない不安を感じえない。敢えて直截に疑問を述べれば，“vii servi”も“i caruca”もともに当該所領における所有財産の客体であり，“cum”は前者が後者の所有の主体であったことをなんら明示していないのではないか。<sup>206)</sup>

つまり上記諸例においてセルヴスは犁を一見「所（保）有」しているようにみえようとも，その実態はセルヴス本人の意思とは無関係に，と言うよりはむしろ領主から恣意的に生産用具として与えられ，資して「セルヴス」の利用（収奪）のための一方法にすぎないのではないか。<sup>207)</sup>

したがってこの場合いわば主客立体的にみえるワン・セット現象の要素たるセルヴスと犁それぞれの本質はともに当該所領における領主による所有の客体、つまり「所領の資源 (the demesne resources)」<sup>208)</sup>であり、端的に言えば「生産用具 (the equipment of the lord's demesne)」<sup>209)</sup>に一元化されうるものではないのか。このような解釈は、D. B.においてその取引税<sup>210)</sup>としては唯一言及されているものの、一般的であったと解せられる売買の対象とされる“slave”の状況に即応し、また青山氏自身強調されるように「奴隸」<sup>211)</sup>が「農民保有地・犁等の生産手段を保有する農奴的農民から割然と区別され」<sup>211)</sup>、「水車・魚梁・石切場等々の『資産』と共に並記され」<sup>211)</sup>る「記述スタイル」<sup>211)</sup>とむしろ一致するものである。

翻って上述の解釈とは異なりこれらセルヴスは、青山氏の見解に従い犁隊の一部、即ち耕作用家畜を保有（し）……、従って耕地をも保有する……『セルヴィ』<sup>212)</sup>であり、これが「かかる『保有奴隸』」<sup>212)</sup>であったと解するならば、氏自身「区別されている」と主張される「農民保有地・犁等の生産手段を保有する農奴的農民」<sup>213)</sup>とは一体いかなる「区別」があると言えるのであろうか。双方の主張が自己矛盾でないとするならば、その主張の溢路は氏にとって「程度」の問題に向かわざるをえず、この点は既に指摘した<sup>214)</sup>。しかしここに氏によって提示された「保有奴隸」と「農奴的農民」の区別、峻別を「程度」によってその解決を求める方法は、その基準をいかに定めるかが要点であるとはいえ、そもそもこれは立場により一定でありえない。したがってこの方法は不明瞭であり、敢言すれば非科学的であると言わざるをえない。そこでこの（自己）矛盾あるいは「程度」の問題から脱する真の解決の道は、「セルヴィ」つまり「かかる『保有奴隸』」をその呼称にもかかわらず「奴隸」ではなく「農奴（的農民）」と規定することであり、それが氏自身の見解に忠実たりうことにもなるのである。11世紀末葉という時代背景を念頭に置くならば、A-S期の早期をはるかに遡った年代以来、使用されて来たった“servus”という語彙にその実質的変質が齎されたとしてもけっして不思議ではない。しかもこの場合、D. B.においては他律的な労働に従事する者が“servus”と表記された（“The compilers of the Domesday Book used the word *servus* when describing domestic servants with reluctance.”）<sup>215)</sup>という点を想起する必要がある。さらに指摘するならばこのような解釈は、如上本稿においてA-S期の後半に所属する解放状、遺言状、法典等の史料に拠り分析した結果とも符合しているのである。かくしてここに当該セルヴスを「保有奴隸」として奴隸範疇に入れ、「小屋住み奴隸」の用例とされるならば、その現象形態は類似していようとも論理的に不適当と言わざるをえない<sup>216)</sup>。

以上 D. B. にみるセルヴスについての理論的分析を要すれば、一方において無所有、非人格の奴隸を、他方において奴隸身分を脱した零細で隸属性の農民層を想定することができる。前者の範疇に入るものの第1は、生産手段・用具とは原則的に分離され、労働力のみが収奪されるいわば被給養型奴隸、第2は生産手段・用具が原則的には第三者から恣意的に一体化され、それらに

よる生産の成果が収奪されるいわば「小屋住み奴隸」をそれぞれ想定することができる。しかし11世紀末葉という時代的背景を考慮に入れるならば第2の想定は一般的には否定的と考えざるをえず、前者は新興間もない荘園の直當地奴隸として社会的に機能していたと考えられる。

次に奴隸身分を脱したと解せられる「セルヴス」を想定し、この隸属農民層に近接し、ほぼ同一の範疇に入ると推測されるものの第1に“*œhtemann*”を挙げることができる。かれらは“*to own, possess*”を意味する北欧語“ágan”との合成語で“*owned person*”<sup>217)</sup>を意味し、11世紀中頃ロチェスター大聖堂(Rochester Cathedral)の所領(Wouldham所在)の史料に現われる。かれらはこれを一語で言えば身分的には解放されているものの、単純な肉体労働に従事し、直當地奴隸に近接する存在である<sup>218)</sup>。第2にコリベルティー(*coliberti*)を想定することができる。かれらは身分的解放を遂げていたという点、またD.B.の記載形態、以上よりその近接階層として挙げることができる。(この場合、かれらが集団的解放奴隸であるとする解釈には異説<sup>219)</sup>があるものの、この点は措く。) 実質的に当該コリベルティー類に属すものとし“*near-landless peasants*”<sup>220)</sup>であるコタリー(*cotarii*)<sup>221)</sup>、ボルダリー(*bordarii*)あるいはボヴァリー(*bovarii*)<sup>222)</sup>などを具体的に比定することができるであろう<sup>223)</sup>。いずれにせよかれらは社会的に質的転換を遂げつつあったといえる。なおコタリーの歴史的由来の1部を家父長的奴隸制に求めるE.A.Kosminskyの見解<sup>224)</sup>はとりあえず1つの理論的可能性としてこれを首肯することができる。しかしこの点を超越し、かれらの淵源が直接タキトゥス(C. Tacitus)期のセルヴスに求められるならば<sup>225)</sup>、しかもそれらのセルヴス(念のため附言すればA-S期後期に史料に記される「セルヴス」ではない)が無媒介に「コタリー層を拡大した」<sup>226)</sup>、つまりこれを直言すればコタリー層はそれらセルヴスの直系である、と説くならばこの点は首肯し難い。なんとなれば、タキトゥス期のセルヴスはけっして“*their own small holding*”(E.A. Kosminsky)を所有していたのではなく、したがって“*slaves had settled on the land*”ではなく、まさに文字どおり“*slaves had been settled on the land*”(Do. 下線筆者)であったのであり、土地を生産手段として委ねる経営はなによりもセルヴスの所有者の意図によるものであり、換言すればかれらセルヴスを「繋き止めておく方法」<sup>227)</sup>であったのである。したがって外見的形態は『ゲルマニア』およびA-S期早(前)期に一般的にみられる「小屋住み奴隸」と、たとえばコタリーに比定されるD.B.にみるセルヴス、双方の間に類似性が窺えるとしても、その本質はそれぞれ異なる別個なものであった点に留意すべきではなかろうか。前者から後者へ移行するためには質的(=身分的)転換を経なければならなかったのである。但しその質的転換にあたっては、「小屋住み奴隸」という形態がそれ自身社会的、歴史的前提として大きな役割を果しつつ、それを取り巻き、随伴して進行した生産力の上昇という社会経済的発展がそれ自身の形態的、質的転換を齎さざるをえなかつたのである。もちろん一般に言われているように神の前の平等を説くキリスト教の教義も一定の

役割を演じた点も無視できないとはいえるが、当時教会は奴隸所有者社会を維持するいわば体制の側面にあった点も見落してはならないであろう。

以上青山氏においていわば「有産（保有）奴隸」を分析するための論拠とされる遺言状、約定、解放状、D. B. の諸史料を筆者の立場からその再検討を試みた。その要点は、それら史料にみる「人々」、「土地居留民」、「セーオウ（マン）」、「セルヴス」と、生産手段・用具との一体的現象（ワン・セット）をいかに理解するかにあった。これは次の三様の理論的解釈が可能である。まず第1に、かれらは生産手段・用具に人格の承認を前提とするいかなる所（保）有関係も享受していなかったと想定することができる。但しその具体的形態として、(イ)労働力のみを収奪されるいわば「被給養形態」、(ロ)労働の成果を収奪されるいわゆる「小屋住み形態」、をそれぞれ想定することができる。なおここで前者との比較において後者について留意すべきはその本質である。すなわちかれらと生産手段・用具との間に明確な法的関係を史料において確認することはできないのであり、したがってかれらが状況により「家畜等の財産と共に飽く迄も……所有物として、その恣意により土地から切離されて他の者に譲渡され」<sup>228)</sup> うるという身分的処遇=本質に前者とはいささかの相違もなく、これを極言すれば双方は単に異なる側面の異なる現象形態にすぎないのである。しかしながらここに設定されうるこの「小屋住み奴隸」に対して青山氏は「有産奴隸」、「保有奴隸」、「土着奴隸」、「土地占有農民」などの規定的呼称を与えられ、しかもこれに対して一定の法的権能を想定、前提とする「有産」、「保有」、「占有」を観念されるのである。ここにこれら「保有」等の「程度」の議論では済まされえない、それを越えた本質的問題点があることは明らかである。

第2に可能な理論的解釈は「人々」、「土地居留民」、「セルヴス等」と生産手段・用具との間に、前者の後者に対する一定の法的権能に基づく保有（占有）関係を想定することである。しかしここで留意すべきは当該想定のその先に帰結すべき論点である。すなわちそれは、かれらが一定の法的権能を享受していたという点において、その史料上の呼称にもかかわらず、もはや身分としては奴隸とはいはず、「農民保有地・犁等の生産手段を保有する農奴的農民」であったと結論せざるをえない点である。しかしながら顧みればこのような点に立脚する分析とその理解は、およそ10～12世紀という考慮すべき時代背景とむしろ整合的である。つまりこれまでに検討された概してこれらの時代に成る法典類等の諸史料の分析結果と一致しているのである。そればかりではない。これはなによりも氏の主張を尊重し、その混乱（矛盾）を回避することとなるであろう。当該時代背景を念頭に、上記挙証の諸史料を論拠として総じていえば、第1の(イ)に想定される形態は荘園の直営地奴隸として歴史的に機能し、(ロ)に想定される形態はもはや当時の社会・経済的諸条件には原則的に不適切、非現実的であり、その歴史的役割はほぼ終了したと考えられる。第2の想定は農奴制成立の端緒的社会にふさわしく、またこのように理解することが上記挙

証の諸史料の分析結果としてはもっとも相互に調和的であり、したがって妥当であると考えられる。

上記の諸史料から分析、検討された、いまや「奴隸」身分を脱した、当該時代背景に即応する新生間もない「農奴的農民」の姿は次の史料においても示唆されていると考えられる。

#### ◎ イギリス人へのルパスの説教 (*Sermo Lupi ad Anglos*) (11世紀初頭)<sup>229)</sup>

そして自由人の諸権利 (freoriht) は取上げられ、スラールの権利 (ðrælriht)<sup>230)</sup>は制限され、そして寛大なる責務は切詰められる。自由人 (Frigemen) は自立の維持が許されず、好きな所へも行けず、自分の財産を好きなように処理することもできない。またスラール (þrælas)<sup>231)</sup>は自身の自由な時間 (agenan hwilan) に労苦によって獲得したものを、あるいは善良なる人々が神の恩顧によりかれらに賦与し、また神への愛により施しとしてかれらに与えた、そうした品々を留保することが許されない。

当該史料について青山氏は「奴隸主達が無視し彼らを苛酷に扱ったこと（に対する一筆者）……キリスト教的ヒューマニズムの影響<sup>231)</sup>を読み取る。筆者はその指摘を否定しない。しかしこにおいて筆者がその点以上に注目したいのは、当該史料が当時のスラールの享受する現実的のみならず既に公認されていた筈の社会・経済的条件をむしろ吐露している、と考えられる点である。この分析は如上検討したように一般に当時の史料に現われる語彙としての「奴隸」を包み込む、抗し難い時代的趨勢に対応しているものと考えられる<sup>232)</sup>。このような分析は必ずしも的外れで、筆者1人の見解だとは思われない。すなわち D. Whitelock はスラールについて、労働による嫁ぎの権利を読み取り、これを自己解放の事例と関連させ、かくして「奴隸の所有権は現実的には認められていた」<sup>233)</sup>と説き、また D. Bethurum は、“slave”（「奴隸」）は法により留保することのできた自分の所得を処分することができ、これが「奴隸」の諸権利の1つであった<sup>234)</sup>、と説いている。但し上記2女氏に対して指摘し、疑念を表明すべきは、一方においてそのスラールにおいて法的権能の賦与を想定しておきながら、他方では依然として、これに概念規定語たる“slave”を与え、これを否定していない点である<sup>235)</sup>。筆者はここにみられる混乱（矛盾）を解くべく時代の趨勢を考慮し、前者の論点を積極的に認識し、「スラール」像を鮮明に描かんとするものである。なお、ここに窺えた混乱については少しく説明を加えておくことが適當と考える。

さて既述のごとく当該史料の時代背景は一般的に言えば古典荘園制の初期的段階にあり、当該形態により合理的な経営が目ざされていたことは言うまでもなく、それはその直営地の経営についても例外ではない。直営地経営は一方において農奴の賦役に依存しながらも、歴史の前進的展望に立つならば、農奴に対する依存は弱まるることはあっても強化される傾向はない。他方こうし

た傾向の反対局面として直営地奴隸に対する当面の支配は、それが歴史の長期的展望から観れば反動的であるとはいえる、それが強化される性向は否定し難かったと考えられる。つまり当該社会においては部分的にこうした人間性を無視した隸属性の支配の性向＝傾向も否定できず、これがかつての奴隸身分を脱しつつある、前進的な時代の潮流に沿う階層に対して反動的に作用する余地のあったことも否定できないであろう。しかしこうした新旧錯綜した社会的蠕動の展開する中にあって、かつて奴隸身分にあったとはいえた今や、その呼称においてその残滓を残しながらも、その身分を脱しつつ、前進的な社会関係に向うかれらの動向に着目せんとするのが筆者のここでの観点である。次に掲げる上記と同一の史料に窺いみる、逃亡し、旧所有者への報復を行ったスラールは、そのような前進的道路の途上にあるものであり、且つそれを可能ならしめる社会・経済的諸条件に合致する人々であり、これを象徴的に言えばあたかも「セイン」のごとく遇されうる人々であった。かれらは仮にも歴史の反動的潮流に乗る人々ではなく、むしろ歴史の前進的それに乗るべき方向にあり、しかもその混乱の渦中にあってその歴史的事態（＝傾向）を不可逆的に固めつつある人々であった<sup>236)</sup>。

#### ● イギリス人のルパスの説教<sup>237)</sup>

どのスラール (*þræla*)<sup>238)</sup>も主人から逃亡しそしてキリスト教徒から海賊となるものの、そしてその後セイン (*þegne*) とスラールの間で敵対的衝突 (*wæpengewrixl*)<sup>239)</sup>の発生することとなり、もしスラールがセインを不面目にも打ち倒す (*fullice a fille*)<sup>240)</sup>ならば、彼のどの親族にも贖罪金は支払われない (*ægilde*) ままである。そもそもセインが、彼が以前所有していた (*ær ahte*) スラールを不面目にも打ち倒すならばセインの贖罪金 (*þegengilde*)<sup>241)</sup>を支払うのである。……（途中省略）……そしてしばしばスラール (*þræl*)<sup>242)</sup>はかつて彼の主人であった (*ær wæs his hlaford*) セインを非常にしっかりと縛り上げ (*cnit*)<sup>243)</sup>、そして彼を神の怒りの結果として (*þurh*)<sup>244)</sup>スラールとしてしまう (*wircdō*)<sup>245)</sup>。

#### 《註》

- 1) 本章で使用する Johannis Mitchell Kemble (ed.), *Codex Diplomaticus Ævi Saxonici*, 6 vols., 1839-48/1964 は以下 J. M. Kemble, *Cod. Dipl.* と、また A. J. Robertson (ed.), *Anglo-Saxon Charters*, 1956 は以下 A. J. Robertson, *A-S. Charters* とそれぞれ略記する。なお既述本稿主要文献略記法については前記第1章註1（『城西経済学会誌』第25巻2号〈前掲〉pp. 7-8）参照。
- 2) 田中著『封建制の形成』pp. 245-308。三好著『王国の成立』pp. 276-286。青山著『社会の研究』pp. 183-208。
- 3) 田中著『封建制の形成』pp. 261-262。
- 4) なお氏は以下問題とされる解放状および遺言状については、氏の主張の根拠とされる箇所（章句）のみを要約される。筆者はその解放状、遺言状について原典に則してできる限り関係箇所の全訳を試みた。

- 5) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 981, vol. 4, p. 314 に拠る。他に Do., *The Saxons in England*—, vol. I, (*op. cit.*), pp. (501) 502–503 (504). B. Thorpe, p. 628. Arthur W. Haddan and William Stubbs (eds.), *Councils and Ecclesiastical Documents Relating to Great Britain and Ireland*. vol. I, 1964/1869, p. 680. E. H. D. I., p. 609.
- 6) 原形 “nid-þeowetling” の語意は “one who is forced into slavery (for an unsatisfied claim)” (A-S. D., p. 719)。次の訳語をみる。“a compulsory serf” (B. Thorpe, p. 628) “a need-serf” (J. M. Kemble, *The Saxons in England*—, vol. I, (*op. cit.*)), p. 502) “Sklav; unfrei” (F. Liebermann, Bd. II, S. 156) 「入用奴隸」(田中著『封建制の形成』p. 252. 三好著『王国の成立』p. 282)
- 7) 彼は「助祭 (diaconus)」だという。田中著『封建制の形成』p. 252. 三好著『王国の成立』p. 282。
- 8) この部分の「彼の (his)」の「彼」とは明らかに Boia である。つまり Ælfric と Boia は兄弟である。次の訳文例もこうした理解を示している。“the enslavement was abandoned at the intercession of Bora, Ælfric's brother, on payment to Ælfric of eight oxen:” (A-S. D., p. 719) “Then came Putrael to Boia and begged his intercession with his brother Ælfric:” (J. M. Kemble, *The Saxons in England*, vol. I, (*op. cit.*)), p. 502) “then came Putrael to Boia, and prayed his mediation with Ælfric his brother” (B. Thorpe, p. 628) “Putrael by a fee of 60 pence to Ælfric's brother induced him to intercede with Ælfric” (H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*)), p. 507; “Then Putrael came to Boia and begged for his intercession with his brother Ælfric.” (E. H. D. I., p. 609) “He (one Putrael—筆者) then solicited the support of Boia, Ælfric's brother, who successfully negotiated with Ælfric.” (D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*)), p. 234) しかしながら田中氏が「プラエル, Boia……なる者の許を訪れ, Ælfric の兄弟 Ælfric との間の調停方を懇願……」(同著『封建制の形成』p. 252) と解されるのは誤解あるいは誤植と思われる。
- 9) “spece” とはこの場合 “spræc” であり、語意は “sentence, decision, agreement, terms” と解せられる。A-S. D., pp. 899, 903, 904.
- 10) “áfre” とは “ever, always, allemal” (A-S. D., p. 10. B. Thorpe, p. 628. J. M. Kemble, *The Saxons in Englad*—, vol. I (*op. cit.*)), p. 502. F. Liebermann, Bd. II, S. 5), より明確には “for ever, kunftighin” (F. Liebermann, *ibid.* E. H. D. I., p. 609)
- 11) “saccles” とは “sacleás” であり、その語意は “free from charge or contention, unmolested” (A-S. D., p. 807)
- 12) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 933, 934, 935, vol. 4, pp. 270–271. に拠る。他に Do., *The Saxons in England*—, vol. I (*op. cit.*), pp. 497–498。
- 13) “portgeréfa” は文字どおり “port-reeve” (A-S. D., p. 777)。その任務の1つはその “port” 内のすべての取引の証人となること (to witness all transactions by bargain and sale effected within the port.—*ibid.*) であった。なお青山氏によればこれは国王の役人たる「市場役人」(同著『イギリス封建王制の成立過程』<前掲> pp. 144, 146, 370)
- 14) “híred” はこの場合 “the members of a religious house” (A-S. D., p. 537)
- 15) “ora” はデーン人より導入せられた貨幣。Norðhymbra preosta lagu に多く言及されている。ウェセックス, マーシャでは 1 £ = 4 halbmark = 8 mancus = 16 (15, 12) dere (oran). A. Ballard, *The Domesday Inquest* (*op. cit.*), p. 26. H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (*op. cit.*), pp. 24–25. P. Edward Dove, *Domesday Studies: being the Papers read at the Meeting of the Domesday Commemoration 1886*, vol. I, 1891, pp. 341, 389. H. Ellis, *A Gene-*

- ral Introduction to Domesday Book, vol. I (op. cit.), pp. 161, 165–166.* F. Liebermann, Bd. II, S. 167. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest (op. cit.)*, p. 132. Pamela Nightingale, “The Evolution of Weight-Standards and the Creation of New Monetary and Commercial Links in Northern Europe from the Tenth Century to the Twelfth Century”, *The Economic History Review, 2nd Ser., vol. XXXVIII, No. 2, 1985*, pp. 194–195. D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), p. 239. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, p. 326. R. Schmid, S. 591–595. F. Seeböhm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, pp. 341–343.
- 16) “*geboht*”は“*ge-bycgan*”の過去分詞形、語意は“*bought*”で、この場合具体的には“*redeemed*” (A-S. D., p. 375)
- 17) “*afre*”は“*æfre*”であるものの、この場合の語意は“*ever, always*”など(前註10)ではなく、“*unquam*” (A-S. D., p. 10)と解す。なお田中氏は「こを變更するほどの者」(同著『封建制の形成』p. 255. 傍点筆者)と“*ever*”を強調の意に解し、J. M. Kemble, は“*Christ blind him that ever setteth this aside*” (J. M. Kemble, *The Saxons in England—, vol. I (op. cit.)*, p. 498)とする。
- 18) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 1351, vol. 6, p. 209. 他に Do., *The Saxons in England—, vol. I (op. cit.)*, p. 507. B. Thorpe, p. 642.
- 19) ちなみに、三好氏は前掲ボトミン会堂旧蔵福音書史料について「プラエルは、それまで小作形態の奴隸としてかれの家産を持っていた。かれの主人はプラエルがかなりの家産を蓄積していることを知り、……このことは七王国時代の奴隸が小作形態をとり、剩余労働の留保分をしだいにかれらの手中に蓄積していたことを示すものである。」(同著『王国の成立』p. 283)と説かれる。つまりプラエルは奴隸と解されている。ここで筆者が問題として提起するのは、七王国時代の、法的根拠のないせいぜい事実上にすぎない「留保分」と10世紀後半の、社会的承認を得た(と筆者は考える)「留保分」の「蓄積」が同列の線上に、同質なものとして論ぜられている点である。
- 20) E. H. D. I., p. 609.
- 21) 田中著『封建制の形成』p. 274。
- 22) 同書 p. 279。
- 23) 同書 p. 285。
- 24) 同書 p. 287。
- 25) 同書 p. 289。
- 26) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 957, vol. 4, pp. 202–203. に拠る。他に Do., *The Saxons in England—vol. I (op. cit.)*, p. 499. B. Thorpe, pp. 512–515. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 2–5. E. H. D. I., pp. 552–554.
- 27) 写本により“*Cic*”とあり、St. Osyth, Essex の古い名称。D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 2 n. 3, 101. E. H. D. I., p. 553 n. 7.
- 28) これに次の訳語をみる。“*the support of their table*” (J. M. Kemble, *The Saxons in England—, vol. I (op. cit.)*, p. 499) “*table land for the convent*” (B. Thorpe, p. 513) “*an estate to provide sustenance for the community*” (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 3. E. H. D. I., p. 553) 邦訳語は田中著『封建制の形成』p. 284に拠る。
- 29) Southery, Norfolk (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 101. E. H. D. I., p. 553 n. 8)。他の解釈としては“*the land in Surrey,*” (J. M. Kemble, *The Saxons in England—, vol. I (op. cit.)*, p. 499. B. Thorpe, p. 513)。
- 30) Essex にある所領 (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 101. E. H. D. I., p. 553 n. 9)。

- 31) Lothingland, Suffolk (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 102)。
- 32) Mendham, Suffolk (J. M. Kemble, *The Saxons in England—, vol. I (op. cit.)*, p. 499. B. Thorpe, p. 514. D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 101)。
- 33) Hoxne, Suffolk (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 102)。
- 34) これは D. Whitelock によれば “episcopal demesne” (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 5. E. H. D. I., p. 554)。
- 35) “bigeten” は原形 “be (i)-gi (y) tan” の過去分詞で、語意は “obtain, seize, acquire” (A-S. D., pp. 79, 100, 101)。
- 36) Wunemanndúne, Sceon はそれぞれ Wimbledon, Sheen で Surrey の所領。但し前者は不明ともいう。B. Thorpe, p. 515. D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 103. E. H. D. I., p. 554 n. 4.
- 37) Fulham, Middlesex (B. Thorpe, p. 515. D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 103. E. H. D. I., p. 554 n. 5)
- 38) B. Thorpe は “hwye” を “hye”, さらにこれを “hewen” と解し, “the convent will free my men” と英訳する (B. Thorpe, p. 515)。しかし D. Whitelock は “hwye” ないし “hwe” は O. E. の “hwone”, “míne manne” は複数所有格と解し, “one wishes to free any of my men.” (D. Whitelock, *A-S Will*, p. 5. E. H. D. I., p. 554) と英訳する。筆者は後者に従った。
- 39) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 721, vol. 3, p. 360. 他に Do., *The Saxons in England—, vol. I (op. cit.)*, p. 496. B. Thorpe, p. 553. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 20-21.
- 40) Princes Risborough, Buckinghamshire (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 119)。
- 41) これの原形は “be” で、語意は “upon, with” (A-S. D., p. 69)。
- 42) “geðeówuð” の原形は “geþeówian” で、語意は “to make a slave, enslave, zum Sklaven machen, verknechten” (A-S. D., p. 455. F. Liebermann, Bd. II, S. 100)。
- 43) D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 111-112.
- 44) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 593, vol. 3, p. 128. 他に B. Thorpe, p. 528. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 24-25。
- 45) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 628, vol. 3, p. 181. 他に B. Thorpe, pp. 518-519. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 18-19.
- 46) Rimpton, Somerset (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 118)。
- 47) \*-\* 部分は田中氏がその挙証史料（遺言状）で省略される箇所である。以後当該箇所はこの記号を以て表示する。
- 48) 原形は “de(æ)g”, 語意は “day” であるとはいえ、この場合 “the time of a man’s life” (A-S. D., pp. 193, 198)
- 49) これの原形は “gebocian” で、語意は “give or grant by book or charter” (A-S. D., p. 375)。なおエセルスタン王が授与した年代は938年とされる (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 118)。
- 50) これの原形は “bóc”。この場合の語意は “charter” (A-S. D., p. 113), 具体的には売買, 贈与等における土地権利書 (R. Schmid, S. 537)。
- 51) これは次のごとく補われ、解されている。“in addition to” (B. Thorpe, p. 518), “as a supplement to” (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 19)
- 52) 書記の筆写によるところは956年だという (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 118)。ちなみにエドレッド王の在位は一般に946～955年とされる。
- 53) “mete” とは “food” (A-S. D., p. 681), “meat” (B. Thrope, p. 519), “Speise” (F. Liebermann, Bd. II, S. 145)。しかしこの場合 D. Whitelock は “cattle” と英訳し (D. Whitelock, *A-S. Will*, p. 19), 田中氏は双方を含むものと解される (同著『封建制の形成』p. 282)。本稿では「食糧」

と一括邦訳する。

- 54) この部分は、たとえば “so provided as it stands” (B. Thorpe, p. 519), “stocked as it is” (D. Whitelock, *A-S. Will*, p. 19) と英訳されている。なお当該原典部分のうち特に “gewered” について P. Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century*—(*op. cit.*), p. 193; D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 118 参照。
- 55) 原形 “stów” の原意は “a place; a place which is built, a house or collection of houses” など (A-S. D., p. 924)。具体的には “that foundation” (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 19) で、それがオールド・ミンスターであることは言うまでもない。
- 56) 原典テキストは D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 24-25。
- 57) Winchester (A-S. D., p. 1235. D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 25)
- 58) D. Whitelock は “the produce” と英訳する (D. Whitelock, *A-S. Will*, p. 25), 前註53。
- 59) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 1290, vol. 6, pp. 131-132. 他に Do., *The Saxons in England*—, vol. I (*op. cit.*), p. 505. B. Thorpe, pp. 533-536. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 10-13。
- 60) これは円環金属装飾品 (metal made into circular ornaments) であり、指環、腕輪、王冠などである (A-S. D., p. 70)。したがって必ずしも “bracelet” (D. Whitelock, *A-S. Will*, p. 11), 「腕環」 (田中著『封建制の形成』 p. 275) に限定されるものではない。David A. Hinton, *Alfred's Kingdom Wessex and the South 800-1500*, 1977, p. 27 fig. 8; plate No. XXIX. R. Jessup, *Anglo-Saxon Jewellery* (*op. cit.*), pp. 45, 48, 67-69, 97, 100, 129-135; plate. III, VII, XXXV~XXXVI. R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 40-41, 48, 67-68.
- 61) 一般に (楕) 円形であったという。D. Whitelock, *A-S. Will*, p. 110.
- 62) Ebbesborne Wake, Wiltshire (D. Whitelock, *A-S. Will*, p. 110)
- 63) “yrfe (ierfe)” の語意は一般に (相続) 財産を意味し、具体的には家畜等の動産を意味する場合、あるいは土地など不動産を意味する場合がある (A-S. D., p. 1300. R. Schmid, S. 680. F. Liebermann, Bd. II, S. 121)。
- 64) これの原形は “beón” で、語意は “be, exist, become” (A-S. D., pp. 85, 106)。
- 65) 当該原典部分 “ðær ofdón” について、D. Whitelock は “þær of dón” と解しており (D. Whitelock, *A-S. Will*, p. 10), 筆者はこれに従い、邦訳を試みた。
- 66) “dón” の語意は一般に “to do, make, cause” であるものの、ここでは特に “dón of” で “to take off, doff” (A-S. D., p. 208) と解すのが妥当であろう。“what.....there shall be taken away” (B. Thorpe, p. 534) および “what shall be given from it” (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 11) は受動形で翻訳されてはいるものの、筆者は原典 “man scel.....ðær ofdón” のうち “man.....dón” を尊重し、能動形で邦訳した。その含意が「家畜の一部は之を教會の祭壇に供へ (?), 奴隸の一部は之を解放すべきこと」(田中著『封建制の形成』 p. 275) は言うまでもない。
- 67) D. Whitelock, 青山氏はこれを Charlton Horethorne, Dorset (D. Whitelock, *A-S. Will*, p. 110. 青山著『社会の研究』 p. 196) と考えられている。ちなみに筆者 (1988 年現在の行政地図に依る一以下同じ) は Somerset のそれを確認することができる。
- 68) J. M. Kemble, *The Saxons in England*—, vol. I (*op. cit.*), p. 505. D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 111. 田中著『封建制の形成』 pp. 276-277, 292 n. 79.
- 69) Chinnock, Somerset (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 110)。但し青山氏は Dorset 所在とされる (青山著『社会の研究』 p. 197) もの、筆者は前者を確認する。
- 70) Malmesbury 近郊 Charlton, Wiltshire (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 122)。
- 71) Faccombe, Hampshire (Whitelock, *A-S. Wills*, p. 111)。

- 72) これは “Enefæt” (B. Thorpe, p. 535), “Ene the fat” (J. M. Kemble, *The Saxons in England—, vol. I* (*op. cit.*), p. 505), 「『太っちょの』Ene」(田中著『封建制の形成』p. 276) と表記され、渾名と思われるものの、発音のまま表記した。
- 73) Coleshill, Berkshire (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 111)。
- 74) この “wyrhta” は一般に “wright”, 「工人」(田中著『封建制の形成』p. 276) に解されているもの、必ずしもこの職種に限定されるものではない。A-S. D., p. 1288. F. Liebermann, Bd. II, S. 251.
- 75) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 694, vol. 3, p. 294. 他に B. Thorpe, pp. 529–530. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 62–65.
- 76) Freshford, Somerset (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 174)。
- 77) これはここで “meat” (B. Thorpe, p. 529), “produce” (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 63), 「食物（家畜・穀物）」(田中著『封建制の形成』p. 279) と翻訳されている。前註53, 58。
- 78) これの原形 “tilþ” の語意は “gain from labour, produce of labour” (A-S. D., p. 985)。「農業諸利益」(田中著『封建制の形成』p. 279)。但し B. Thorpe は “tilth” (B. Thorpe, p. 529) とする。
- 79) Claverton, Avon (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 174)
- 80) Winford からおよそ 7 マイルの Compton Dando, あるいは Butcombe 近在の Compton Martin と考えられている (Somevset) (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 174)。
- 81) Butcombe, Somerset (*ibid.*)
- 82) “rihtlicost” の原形は “rihtlíc” で、語意は “right, just”, etc (A-S. D., p. 798)。“rihte” の語意は “in accordance with justice or equity, correctly”, etc (A-S. D., p. 797)。したがってトートロジーの邦訳となっている。
- 83) これは “a chief dwelling, principal mansion” (A-S. D., p. 514. B. Thorpe, p. 529)。但しこれは当該年代においては附属地も含む (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 136. F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 473)。住居用建物の考古学的復元は容易でない。その概観を推察するにとりあえず下記参照。C. J. Arnold, *An Archaeology of the Early Anglo-Saxon Kingdoms* (*op. cit.*), pp. 23–37. J. Blair, “The Anglo-Saxon Period (c. 440–1066)” (*op. cit.*), p. 54. K. Crossley-Holland, *A-S. World*, p. 226. R. Hodges, “The Anglo-Saxon Migrations” (*op. cit.*), p. 43. R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons*, vol. I, (*op. cit.*), pp. 217–225. R. Jessup, *Anglo-Saxon Jewellery* (*op. cit.*), pp. 26–30; plate. I, II. Philip Rahtz, “Buildings and Rural Settlement”, D. M. Wilson (ed.), *The Archaeology of Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 49–98. Leslie Webster, “Anglo-Saxon England AD 400–1100”, Ian Longworth & John Cherry (eds.), *Archaeology in Britain Since 1945, 1986*, pp. 133–139. Stuart Wrathmell, “Peasant Houses, Farmsteads and Villages in North-East England”, Michael Aston, David Austin, & Christopher Dyer (eds.), *The Rural Settlements of Medieval England*, 1989, pp. 247–267. D. M. ウィルソン著・田中康行訳『アングロ＝サクソン人』(前掲), pp. 73–78。黒須著『イネ法典の研究』pp. 30–50, 66–75。
- 84) Leigh-on-Mendip, Somerset (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 174)
- 85) Blackford 近在の Holton, Somerset (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 175)
- 86) B. Thorpe はこれを “Hoxton” と綴るもの (B. Thorpe, p. 530), 所在地は不明だという (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 175)。
- 87) Winford, Somerset (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 175) とされる。但し筆者は Avon のそれは確認することができる。
- 88) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 967, vol. 4, p. 300 に拠る。他に B. Thorpe, p. 597. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 32–33.

- 89) Wratting の北東 2 マイルの Carlton, Cambridgeshire (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 136)。
- 90) Gestingthorpe, Essex (*ibid.*)
- 91) 前註83。
- 92) “æht” の語意は “possession, property, cattle”, etc (A-S. D., p. 13), “Fahrhabe” (F. Liebermann, Bd. II, S. 6)。特に複数形(þá æhta)では “Das, was man besitzt, das Vermögen überhaupt” (R. Schmid, S. 525), “properties” (B. Thorpe, p. 597) であり、とりあえず「所有財産」の邦語を与えた。
- 93) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 685, vol. 3, pp. 273-274. 他に B. Thorpe, pp. 523-525. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 38-41.
- 94) Woodham, Essex (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 140)
- 95) 筆者はこれの原形を “hláford” と解した。
- 96) Barking, Essex にあった尼僧院だという (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 106)。なお筆者は Suffolk の Barking を確認することができる。
- 97) Lawling, Essex (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 145)
- 98) 当該人物の詳細は D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 144-145 参照。
- 99) 原典 “yldran” の原形を “eldran” と解し、その語意 “elders, parents” (A-S. D., p. 245) に従い邦訳した。B. Thorpe, は “parents” (B. Thorpe, p. 525) とするものの、D. Whitelock は “ancestors” (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 41) とする。
- 100) Stoke-by-Nayland, Suffolk (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 105)
- 101) Liston, Essex (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 145)
- 102) 原典に従い 2 語として扱う。“all as it stands” (B. Thorpe, p. 525) はこのような理解に基づくものと思われる。但し D. Whitelock は “ealswa” として 1 語に扱う (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 40)。この場合は邦訳の「すべて」は省くことになる。
- 103) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 1298, vol. 6, p. 148. 他に B. Thorpe, pp. 545-546. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 48-49. E. H. D. I., p. 587.
- 104) 当該人物の詳細は D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 155 参照。
- 105) 不確実ではあるが Wales, Yorkshire, あるいは Walsall, Stafford と考えられている (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 155. E. H. D. I., p. 587 n. 8)。なお筆者は、前者はとりわけ South-Yorkshire のそれ、後者は West-Midland のそれを確認することができる。
- 106) 不明だという (D. Whitelock, *A-S. Will*, p. 155)。
- 107) これらは順に Derbyshire にある Whitwell, Clowne, Barlborough, Duckmanton, Mosbrough, Eckington, Beighton と考えられている (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 155. E. H. D. I., p. 587 n. 9)。なお筆者は Mosbrough, Beighton は South-Yorkshire 所在のそれぞれを確認することができる。
- 108) Doncaster, Yorkshire (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 155. E. H. D. I., p. 587 n. 4)
- 109) 不明だという (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 115)
- 110) Austrey, Warwickshire (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 156. E. H. D. I., p. 587 n. 10)
- 111) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 716, vol. 3, pp. 351, 352. 他に Do., *The Saxons in England*—, vol. I (*op. cit.*), p. 496. B. Thorpe, pp. 549-551. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 52-53. E. H. D. I., pp. 589-590.
- 112) Dumbleton, Gloucestershire で、当該所領について D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 153-154, 162; E. H. D. I., p. 573.
- 113) Abingdon, Berkshire (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 162)

- 114) “láfordscype”つまり“hláfordscipe”の語意は“lordship, rule”(A-S. D., p. 540)であり、この場合具体的には10頭の牛と2人の人間に対する「領主権」である。さてこれについてP. Vinogradoffは、アビンドン修道院がエルフノーズの生存中においても彼および彼が遺贈を受けた土地に揮うことのできる領主権(“Abingdon gets authority over Ælfnoth and his land even before it falls by reversion into the hands of the monks,”—P. Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century; Essays in English Mediaeval History* (*op. cit.*), p. 345)と解しているのに対して、田中氏は遺贈を受けたエルフノーズが彼の生存中揮うことのできる領主権と解している(同著『封建制の形成』p. 283)。詳細な点で見解が異なっているとはいえ、要するにここから読み取れる趣旨はそれらがその土地と一体となっている(“They are not to be given or sold away from the estate.”—D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 162; 「本來的不可分離の原則」—田中著『封建制の形成』p. 283)ことを示しているとはいえ、本稿のこの場において指摘すべきと筆者の考える問題点は、その一体は誰の意志によるのかであり、端的に言えばこの「2人の人間」は自分の権利、意思によってその土地と一体でありえたのか、あるいは遺贈者ないし受贈者の権利、意志に基づくのかにある。
- 115) この原形は“felgan”で、語意は“stick to, go or come under, below or beneath anything, etc.”(A-S. D., p. 275)。
- 116) 基本原典テキストはJ. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 959, vol. 4, p. 294。他にDo., *The Saxons in England*—, vol. I (*op. cit.*), pp. 499–500. B. Thorpe, p. 580. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 68–69.
- 117) Palgrave, Suffolk (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 179)
- 118) Fressingfield 近郊 Whittingham, Suffolk (*ibid.*)
- 119) これが現代北欧語“tomt”的北欧古語<他に“tom(p)t”, “topt”, etc. と綴られる>であることには疑はない(さしあたりE. Hellquist, *Svensk Etymologisk Ordbok*, bd. II (*op. cit.*), p. 1202)ものの、ここでは深入りしない。ここに建られるべき住居用家屋について前註83。
- 120) 基本原典テキストはJ. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 1339, vol. 6, p. 199。他にB. Thorpe, pp. 581–582. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 88–89.
- 121) Stisted, Essex (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 202)。
- 122) Christchurch Cathedral (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 223)
- 123) この原形は“sittan”で、語意は“to stay, dwell, etc.”(A-S. D., p. 879)であるものの、具体的には“occupy”(D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 89), 「保持」(青山著『社会の研究』p. 188)である。
- 124) 当該原典箇所は次の文章と矛盾する。B. Thorpe, D. Whitelockのテキストではこの部分は欠落しているものの、その理由は特に言及していない。ちなみに青山氏も後者のテキストに拠っている(同著『社会の研究』p. 203 註17)ためにこの点についての言及はない。
- 125) 基本原典テキストはJ. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 980, vol. 4, p. 308に拠る。他にDo., *The Saxons in England*—, vol. I (*op. cit.*), p. 500. B. Thorpe, pp. 591–592. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 92–93. なお、これは田中氏の主張する「保有奴隸」の直接的論拠として挙げられているものではないとはいえ、上記史料に等しい趣旨として例示しうるであろう。
- 126) この2箇所とWigorhámとの関連をめぐってはD. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 205–206。
- 127) Wereham, Norfolk (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 206)。
- 128) 当該原典箇所“ðo men half fré þeówe and lisings.”について、B. Thorpeは“half þe men fré”と解し、“let half the men be free, serfs and ‘lisings.’”(B. Thorpe, pp. 591–592), J. M. Kembleは“let them free half the men, both þeóws and lisings.”(J. M. Kemble, *The Saxons in England*—, vol. I (*op. cit.*), p. 500)とそれぞれ英訳し、“serf”と“lising”の半数を解放する

- との理解を示している (cf., D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 206)。しかるに D. Whitelock は “half-free” (D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 93), 田中氏は「半ば自由 (halffre) なる [者たち]」(田中著『封建制の形成』p. 298) とそれぞれ解している。筆者は後者二人に従った。なお “li (ey) sing” について前第1章〔I〕エセルベルト王法典, 註5<『城西経済学会誌』第25巻2号(前掲), p. 10>参照。
- 129) A-S. D., pp. 496-497.
  - 130) 田中著『封建制の形成』p. 287。
  - 131) 同所。
  - 132) D. Whitelock, *A-S. Wills*, p. 179.
  - 133) 田中著『封建制の形成』p. 287。
  - 134) D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), p. 189.
  - 135) 原典テキストは F. Liebermann, Bd. I 所載のそれに拠る。
  - 136) この語に次の訳語をみる。“der gutshörige Schweinhirt” (R. Schmid, S. 379, 525; *vide*. 378 Anm. c. 7) “a cowherd, swineherd, who belongs to the property of his lord” (A-S. D., p. 13) “leibeigen (er) Schweinhirt” (F. Liebermann, Bd. I, S. 449; Bd. II, S. 6) “a herdsman slave” (E. H. D. II., p. 877. R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 64) “unfree swineherd” (D. Whitelock, *The Beginnings of English Society* (*op. cit.*)), p. 109) 「奴隸の豚番」(田中著『封建制の形成』p. 286. 青山著『社会の研究』p. 188)
  - 137) この語に次の訳語をみる。“einen hörigen Manne” (R. Schmid, S. 379) “einem unfreien Manne” (F. Liebermann, Bd. I, S. 449) “a slave” (E. H. D. II., p. 877. R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*)), p. 64) “bondmen” (D. Whitelock, *The Beginnings of English Society* (*op. cit.*)), p. 109) 「奴隸(たる者)」(田中著『封建制の形成』p. 286. 青山著『社会の研究』p. 188)
  - 138) この語彙に次の語解をみる。“rectitudines” (“Q”) [ちなみに “rectitudo” とは “righteousness, correctness, customary right or service, etc”—R. E. Latham (ed.), *Revised Medieval Latin Word-List from British and Irish Sources, 1973/1965*, pp. 395-396]. “what is right, a right, due, etc” (A-S. D., p. 431). “was sonst an Rechten” (R. Schmid, S. 379). “was (Unfreien, Hintersassen) gebührt” と独訳されるものの, “Gerechtsame” と解されている (F. Liebermann, Bd. II, S. 97). “the dues” (E. H. D. II., p. 877. R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*)), p. 64). “the rights” (D. Whitelock, *The Beginnings of English Society* (*op. cit.*)), p. 109). 「物」, 「もの」(田中著『封建制の形成』p. 286. 青山著『社会の研究』p. 188) 以上の語解, 訳例で注目すべきはそれが単なる品物ではなく, 一定の慣習法に基づくものであったと考えられる点である。
  - 139) この語に次の訳語をみる。“der Männer” (R. Schmid, S. 379). “der männlichen [Hörigen]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 449). “men” (E. H. D. II., p. 877). 「男子隸屬者」(田中著『封建制の形成』p. 286). 「男〔奴隸〕」(青山著『社会の研究』p. 188)
  - 140) この語に次の訳語をみる。“einen hörigen Knecht” (R. Schmid, S. 379) “einem Knechte” (F. Liebermann, Bd. I, S. 449) “slave” (E. H. D. II., p. 877) 「奴僕」(田中著『封建制の形成』p. 286)
  - 141) この語に次の訳語をみる。“Weibsleute” (R. Schmid, S. 379). “[höriger] Weiber” (F. Liebermann, Bd. I, S. 450). “Women” (E. H. D. II., p. 877). 「女子隸屬者」(田中著『封建制の形成』p. 286. 「女〔奴隸〕」(青山著『社会の研究』p. 188)。
  - 142) この語に次の訳語をみる。“hörigen Weibsleuten” (R. Schmid, S. 379). “der unfreien Frau” (F. Liebermann, Bd. I, S. 450. “a female slave” (E. H. D. II., p. 877). 「奴隸の女子」(田中著『封建制の形成』p. 286). 「奴隸の女」(青山著『社会の研究』p. 188)。

- 143) これの原義は “husbandman, farmer, ploughman” (A-S. D., p. 13) である。しかしこの訳語を見る。“Gutsleuten” (R. Schmid, S. 379) “Leibeigenen Leuten” (F. Liebegmann, Bd. I, S. 450) “slave” (E. H. D. II., p. 877) 「奴隸」(田中著『封建制の形成』p. 287. 青山著『社会の研究』p. 188)
- 144) これは領主（主人）の立場から見て必要と判断される品々である。“notwendige Gebühr, was (von Seiten der Gütsherrschaft dem Leibeigenen) mindestens zusteht” (F. Liebermann, Bd. II, S. 155-156)
- 145) 田中著『封建制の形成』p. 288. 氏の邦訳。
- 146) 同書, p. 289.
- 147) 同所。
- 148) D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), p. 188.
- 149) It is very likely that some at least of these were descendants of slave who had been granted the properties on being liberated.” (*ibid.* pp. 368-369) この文章は “cottagers” の由来を述べたものであるものの、筆者が関心とする点は “slaves” に掛る形容詞節の部分であり、本文との関係でいえば、この “properties” を “toft, metecorn, metecú” に当嵌めて考えることができるのではないか、という点である。Cf., *ibid.*, p. 290.
- 150) 田中著『封建制の形成』p. 287. 氏の邦訳。
- 151) “they (the slaves—筆者) might be handed over together with lands granted to the church,... ...he (the slave—筆者) could be transferred from one owner to another, with apparently no voice in the transaction.” (W. Davies, *Wales in the Early Middle Ages* (*op. cit.*)), p. 66) この文章は譲与過程を語ったものであり、特にかれら (“the slaves”) の身分解放に言及されているわけではないとはいえ、筆者がその問題を提起する、かれらに与えられた社会的処遇、あるいはかれらの社会的立場など、それらの本質を観察するに有効である。
- 152) “Domesday Book” は以下 “D. B.” と略記する。
- 153) 田中著『イングランド初期経済史の諸問題』(前掲) p. 263。
- 154) 同書, p. 265.
- 155) 同書, pp. 265-266。
- 156) 「自由民は固よりまた不自由民、家と耕地持分とを有したる者は固よりまた小屋に住みし者 (*hominibus, tam servis quam liberis, tam in tuguria tantum habitantibus, quam in domos et agros possidentibus*)」(D. B. 当時の史料と解されている「マリアーヌス年代記のヘリフォード司教ロベールに依る抜萃 (Excerptio Rodberti Herefordensis Episcopi de Chronica Mariniani)」—田中著同書, p. 262)
- 157) 同書, pp. 258 (262)
- 158) “There is no ambiguity in the position of the Domesday *servus*: he is a slave, the *theow* of the Old English laws. He can be bought or sold, and a passage in the Sussex Domesday implies that such transactions will normally take place in the open market, at an average price of twenty shillings, or eight times the value of an ox.” (H. P. R. Finberg, *Tavistock Abbey A Study in the Social and Economic History of Devon* (*op. cit.*)), p. 60)
- 159) 田中著『イングランド初期経済史の諸問題』(前掲) p. 259。
- 160) 同書, p. 266。
- 161) 田中著『封建制の形成』p. 279。
- 162) ちなみに、ウースター教会の所領に関するチャーターで、“Their (men.....who were to be transferred with the land mentioned in the charters.—筆者) legal status is not mentioned.” (D. A. E.

Pelteret, “*Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence* ((op. cit.)), p. 265) という。

- 163) なるほど他にかれらと「不動産」=土地との緊密な関係を検証することはきでる。たとえば、4世紀末のローマ皇帝勅裁書に“We have ordered them so to adhere to the soil that they ought not to be moved away from it for even a moment.” (W. L. Westermann, “Between Slavery and Freedom” ((op. cit.)), p. 223) と命ぜられている“ascripti glebae”的ように。しかしながらこれに確認すべきは、かれらの土地との結合は、かれらの個有な権利に基づくものではなく、強制による場合もあったという点である。なお“ascripti glebae”についてはさしあたり A. H. M. Jones, *The Later Roman Empire*—(op. cit.), pp. 800-803. P. R. Hyams, *King, Lords and Peasants in Medieval England*—(op. cit.), pp. 25-37, 269-272。エム・ヤ・ショウモフ「ローマ帝国における封建化の過程の問題によせて」(前掲) pp. 205-207。船田享二「ローマの土着農夫制」(前掲) pp. 11 (1)-12 (20)。

なお解放奴隸に関する次の主張は参考となる。“The freedmen, however, pass with the land, either to the next leaseholder or to the owners of the estate. In practice they have security of tenure, but the fact that they have it by express stipulation, and not as of right, shows how much their lot depends on grace and favour.” (H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” ((op. cit.)), p. 510) 当該文章の中で筆者が強調したいのは解放され、仮に土地が与えられるとしても、それは“not as of right”であり、畢竟“grace and favour”に依存せざるをえなかつた“security of tenure”的実態であり、その脆弱性である。

- 164) “Each (charter—筆者) implicitly portray the slave in terms of being a valuable chattel”, “it is sufficient to show that slaves were a marketable commodity and gives another rare insight into the theft of slaves for the purposes of trading them within the country.” (A. E. Pelteret “*Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence*” ((op. cit.)), pp. 262, 263 ((257, 278, 279))) なお、前記第1章〔V〕アルフレッド王法典(『城西経済学会誌』第25巻2号<前掲>, pp. 101-103) 参照。

- 165) “they (slaves—筆者) might be handed over together with lands granted to the church,..... These were grants made by pious landowners, for the sake of their own or their family's souls; the slaves simply changed owners. It is these latter instances which call to mind the fact that the slave was indeed a chattel; he could be transferred from one owner to another, with apparently no voice in the transaction.” (W. Davies, *Wales in the Early Middle Ages* ((op. cit.)), p. 66)

なお A. Ballard, は次のように主張している。“In spite of their (D. B. にみる slaves—筆者) vendibility, they were treated as men, and not as chattels.” (A. Ballard, *The Domesday Inquest* ((op. cit.)), p. 110) 売買の対象となったかれらが“men”として扱われたとの認識は、筆者にとっては矛盾である。なお前記第1章〔V〕アルフレッド王法典(『城西経済学会誌』第25巻2号<前掲> pp. 101-103) 参照。

- 166) „The slave was exempted from toil on Sundays and holydays; here and there he became attached to the soil, and could only be sold with it; sometimes he acquired a plot of ground, and was suffered to purchase his own release.” (J. R. Green, *A Short History of the English People* ((op. cit.)), p. 53) 他に R. H. C. Davis, *A History of Medieval Europe*—(op. cit.), p. 195(前記第1章〔V〕アルフレッド王法典 註56<『城西経済学会誌』第25巻2号<前掲> p. 110>)。但し当該文章中“He would still belong to his master and could be bought or sold or given away with the land.”は前後の文章とは矛盾する)。『同誌』 pp. 101-103 参照)。

- 167) 田中著『封建制の形成』 p. 285。
- 168) 青山著『社会の研究』 pp. 200-201。
- 169) 「…『保有奴隸』を示す条は、『ドゥームズデイ＝ブック』の厖大なる記述中で、謂わば九牛一毛にも比すべき全くの僅少な例外にとどまる。」(同書, p. 192)  
「…『セルヴス』の犁の保有を録した先の事例は、却って、それが全くの例外的記述であった…」(同書, p. 194)  
「…諸例は、…土地よりも切離された動産として譲渡・贈与の対象となる場合の一般的であったことを示す…。…奴隸主にその価格（解放金）を支払って自由を買取る場合…。…自らを買取り得る有産奴隸の場合…（よりも一筆者）第三者により買取り解放せられる場合が遙かに多かった…」(同書, p. 199)  
「…全体として人格否認の貫かれた法典上の諸規定を顧みる時、…アングロ＝サクソン後期の農耕奴隸が、…多少とも土地を含む生産手段を保有する土着奴隸のかなりの存在（にもかかわらず一筆者）、…多くは依然として基本的には無産、且つ、…奴隸主より全面的或いは大部分を給養され、…また譲渡・売買される存在にとどまっていた…」(同書, p. 201)
- なお残存史料の多寡が、当該社会における存在形態の構成、したがって基軸的形態をそのまま反映するものと解す氏の方法論それ自体の問題点については本稿第I部第2章（『城西経済学会誌』第25巻1号＜前掲＞p. 12）において言及した。
- 170) 以下氏の主張の論拠となった諸史料の中で、既に田中氏の挙げられたそれと同一のものは省略した。
- 171) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 310, vol. 2, p. 106. に拠る。他に, A. J. Robertson, *A-S. Charters*, p. 24.
- 172) これの作成された年代について871—877年 (A. J. Robertson, *A-S. Charters*, p. 284), あるいは871—878年 (J. A. Giles (ed.), *The Whole Works of King Alfred the Great*, vol. I (*op. cit.*)), p. 388) とされる。
- 173) これの原形を “pearf” と解し、語意は “need, what is needful, advantage, profit, etc.” (A-S D. pp. 1040-1041)。これに “the benefit” (A. J. Robertson, *A-S. Charters*, p. 25), “the warning [safty]” (J. A. Giles (*ed.*)), *The Whole Works of King Alfred the Great*, vol. I (*op. cit.*), p. 388) の英訳をみる。
- 174) “tungan” の原形は “tunge” で、語意は “tongue, speech, words, etc.” (A-S D., p. 1019)。この句は一般に “viva voce” (口頭で) と解され、したがって “in plain language” (A-S. D. p. 1019), “with hale tongue” (J. A. Giles (*ed.*)), *The Whole Works of King Alfred the Great*, vol. I (*op. cit.*), p. 388) であり、 “unequivocally” (A. J. Robertson, *A-S. Charters*, pp. 284, 338) である。
- 175) 基本原典テキストは J. M. Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 947, vol. 4, p. 282 に拠る。他に Do., *The Saxons in England*—, vol. I (*op. cit.*), p. 499. B. Thorpe, p. 593. D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 94-95.
- 176) Marlingford, Norfolk (D. Whitelock, *A-S. Wills*, pp. 206-207)
- 177) これの原形を “landselta” と解せば、語意は “an occupier of land, a tenant” (A-S. D., p. 619)。類似語 “lantsidilo” の語意は “colonus, indigena” で、本来は土地在住の自由民を指す (J. Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer*, Bd. I (*op. cit.*)), S. 439)。J. M. Kemble は単に “tenants” (J. M. Kemble, *The Saxons in England*—, vol. I (*op. cit.*)), p. 499) と英訳する。青山氏はこれを「土地占有農民」と邦訳し、しかもこれをほぼ「奴隸身分」と解される（同著『社会の研究』 pp. 189, 196）。
- 178) 青山著『社会の研究』 p. 189。
- 179) 同所。D. A. E. Pelteret は「自由人 (freemen)」と解す (D. A. E. Pelteret, “Late Anglo Saxon

- Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence* (*op. cit.*), p. 190)。
- 180) D. A. E. Pelteret も同意見である (D. A. E. Pelteret, *ibid.*, p. 189)。
- 181) 青山著『社会の研究』p. 190。
- 182) 同書 p. 189。
- 183) 同書 p. 190。
- 184) 原典テキストは A. J. Robertson, *A-S. Charters*, pp. 146-147.
- 185) これは皇太子エドムンドが Scireburnan (Sherborne, Dorset) 教会から Holancumbe (Holcombe Rogus, Devon) の所領の貸与を受ける際の約定条件である。ちなみに, Holancumbe は一方において Holcombe Rogus (A. J. Robertson, *A-S. Charters*, p. 534) とされ, 他方では Holcombe (*ibid.*, p. 147. 青山著『社会の研究』p. 195) とされる。後者は前者と同一の地名と解せられているものの, 筆者は Holcombe Rogus, Devon および Holcombe, Kent を確認することができる。
- 186) 原形は “eodor” と解し, 語意は “limit, end, etc” (A-S. D., p. 252)。
- 187) 原典テキストは A. J. Robertson, *A-S. Charters*, pp. 154-155.
- 188) Worcester 教会
- 189) Luddington, Warwickshire (A. J. Robertson, *A-S. Charters*, p. 402)
- 190) 原形は “binnan” で, 語意は “within, in, into” (A-S. D., p. 102)。A. J. Robertson はこれを “by the end of three years (A. J. Robertson, *A-S. Charters*, p. 155) とし, 青山氏もこれに従う (「三年後」—青山著『社会の研究』p. 195)。筆者はこの場合原義に従った。
- 191) これに “slaves” (A. J. Robertson, *A-S. Charters*, p. 155), 「奴隸」(青山著『社会の研究』p. 195) の訳語をみる。
- 192) “gesylhðe (gesylhð)” の原義は “a plough” (A-S. D., p. 450) である。したがってこれは「2頭の犁耕用牛」と邦訳することができる。しかしこの場合は “a team (of oxen) for a plough” (A-S. D. Suppl., p. 423) と解せられており, 先学 (A. J. Robertson, *A-S. Charters*, p. 155. 青山著『社会の研究』p. 195) と同様筆者はこれに従った。
- 193) 原典テキストは A. S. Napier & W. H. Stevenson (eds.), *The Crawford Collection of Early Charters and Documents*, 1895, p. 23 に拠る。
- 194) 原典テキストは B. Thorpe, pp. 632, 636 に拠る。
- 195) 田中氏により既に挙証されており, 原典テキストは前註18に拠るそれである。
- 196) 青山著『社会の研究』p. 191。
- 197) 青山著『社会の研究』pp. 192, 204 註25。邦訳文は青山氏に拠る。
- 198) 同書, pp. 192, 204 註26。邦訳文は田中氏 (前註154) に拠る。
- 199) 同書, p. 192。
- 200) “10 slaves who had 2 teams (*qui habent ii carucas*)”, “6 slaves held a virgate (*vi servi qui tenent i virgatam*)” (H. C. Darby, *Domesday England* (*op. cit.*), p. 72) なお D. A. E. Pelteret もここに掲げられた Buckfast, Boasley の用例を挙げている。但しその解釈は H. C. Darby, 青山氏のそれと異ならず, “servus” の身分に関する言及はない (D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), p. 360 & n. 111)。
- 201) 1 犁隊 (carruca) 雄牛 (bos) 8頭, という一般論に検討の余地はある。とりあえず下記文献参照。 H. P. R. Finberg, “The Domesday Plough-Team”, *The English Historical Review*, vol. LXVI, No. CCLVIII, 1951, pp. 67-71. Reginald Lennard, “Domesday Plough-Teams: the South-Western Evidence”, *ibid.*, vol. LX, 1945, pp. 217-233. Do., “The Composition of Demesne

- Plough-Teams in Twelfth-Century England”, *ibid.*, vol. LXXV, No. CCXCV, pp. 193–207. Edward Miller & John Hatcher, *Medieval England: Rural Society and Economic Change 1086–1348*, 1978, pp. 13–14. J. S. Moore, “The Domesday Teamland: A Reconsideration”, *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th. ser., vol. 14, 1964, pp. 109–130. H. G. Richardson, “The Medieval Plough-Team”, *History*, vol. 26, 1942, pp. 287–294.
- 202) “One cannot make much of a statement that  $x$  *villani* and  $y$  *bordarii* have  $n$  teams, for it is impossible to tell how the ploughbeasts were distributed between the two classes.” (R. Lennard, “The Economic Position of the Domesday Villani”, *The Economic Journal*, vol. LVI, 1946, p. 245.) 但し R. Lennard は “*Ibi v villani et iij servi habent v carucas*” を、ヴィラーヌスのみによる caruca 所有の証例文から除外し, “*Terra est iij carucis Has habent ibi vj villani cum i servo,*” をその証例文とする。つまり前者についてその比率は不明であるとはいえ、セルヴスによる caruca 所有の可能性を全否定していないのであり、後者についてはその可能性を全否定 (very improbable) しているのである (*ibid.*, pp., 246–247 n. 2)。
- 203) “There the king has 16 villeins and 2 bordars and 1 serf who have 4 ploughs.” (W. Page (ed.), *The Vitoria History of the Counties of England—A History of Derbyshire*, vol. I, 1970/1905, p. 329)
- 204) なお D. A. E. Pelteret は “servus”, “bovarius”, および “plough” の相互関連を論ずるもの (D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), pp. 305–317), “plough” の所有関係については言及、明言していない (*ibid.*, pp. 319–357 の処々に言及している “servus” と “plough” についても同様である)。
- 205) “Only rarely do we hear of slaves with, apparently, their own teams; thus at Boasley in Devon...there were 1½ teams on the demesne, and the only recorded population was 7 slaves with one team (*vii servi cum i caruci*).” (H. C. Darby, *Domesday England* (*op. cit.*), p. 72)
- 206) H. P. R. Finberg は当該 Buckfast と Boasley の証例について “servus” による “caruca” 所有に懷疑的である (H. P. R. Finberg, *Tavistock Abbey A Study in the Social and Economic History of Devon* (*op. cit.*)), p. 60 & n. 3)
- 207) “Indeed it would seem that these *servi* sometimes had arable plots, and had oxen, which were to be distinguished from the demesne oxen of their lords—not indeed as a matter of law, but as a matter of economic usage.” (F. M. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (*op. cit.*)), p. 59)
- “The Domesday ‘servus’, however, was not a slave as we understand the word, and he did have ploughs and he did have land, with this proviso, that he held them at the will of his lord.” (P. E. Dove, *Domesday Studies: being the Papers read at the Meeting of the Domesday Commemoration*, vol. I (*op. cit.*)), p. 362)
- “the ‘hutted’ slave (*servus casatus*) who was given a bit of land and told to keep himself—and work for his owner in return.” (John Clapham, *A Concise Economic History of Britain From the Earliest Times to 1750*, 1949, p. 24.)

後2例について少しくコメントすれば、前者において “the Domesday ‘servus’” がなるほどそのようなものであったとしても、それは畢竟 “at the will of his lord” であり、したがって “ploughs”, “land” からの分離も “at the will of his lord” であった筈である。

後者においてその主張は必ずしも明瞭ではないものの、“There can be no doubt that lords with slave ploughmen or other slaves often found that it saved trouble, instead of feeding and

- housing them, to let them have a bit of land and run up a hut of their own." (*ibid.*, p. 50) から判断するならば, "to let them have a bit of land and run up a hut of their own" つまり "servus casatus" は "trouble" の "save" に適合した, したがって奴隸利用の一つの便法にすぎなかつたのである。
- 208) "Many of the slaves enumerated in 'Domesday Book' were clearly counted as part of the demesne resources of landowners:" (R. H. Hilton, *The Decline of Serfdom in Medieval England* (*op. cit.*), p. 16) "slaves were the chattels of their masters, employed as instruments of production in agriculture or industry, receiving food, clothing and shelter from the master and possessing nothing." (*ibid.*, p. 12)
- 209) "They (the *servi* and *ancillae* of Domesday Book—筆者) are normally regarded as part of the equipment of the lord's demesne, and in most entries they can be distinguished clearly enough from the general body of the manorial peasantry." (F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England*, (*op. cit.*), p. 469) また H. R. Loyn も同様の論調を説くものと解せられる (H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), pp. 349–350)。
- 210) "the account of the borough of Lewes.....contains a grim reminder of the general status of slaves for it tells us that the toll paid on the sale of a man was 4 d." (H. C. Darby, *Domesday England* (*op. cit.*), pp. 72–73) A. Ballard, *The Domesday Inquest* (*op. cit.*), pp. 110.
- 211) 青山著『社会の研究』p. 193。他に, たとえば F. M. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (*op. cit.*), pp. 51–52. 前註205。
- なお筆者は「記述スタイル」と身分の関係について究明する余裕はないものの, たとえば西部地域では "servi" は "villani", "bordarii" よりも前に記録されているという。“In the western countries of Wilts, Dorset, Devon, and Somerset, the Servi are usually ranked, or at least placed, before the Villani and Bordarii.” (H. Ellis, *A General Introduction to Domesday Book, vol. II*, 1833, p. 502 n. 8) これに対して Kent 地方では "servi" は教会の後に言及されているという。“It is observable, that in Kent the Servi are usually placed after the mention of church, as in fol. 10, under Badlesmere; 'Ibi æcclesia et II. servi'.” (*ibid.*, p. 461 n. 4) さらに, 13世紀後半の Hundred Rolls のある部分では "servi" の記述後に, たとえば "et tenant ut libere tenentes", "Et tenant ut cotarii" と記述されているという。P. E. Dove, *Domesday Studies: being the Papers read at the Meeting of the Domesday Commemoration 1886, vol. I* (*op. cit.*), p. 362.
- 212) 青山著『社会の研究』p. 192。傍点筆者。
- 213) 同書, p. 193。傍点筆者。
- 214) 本稿第 I 部第 2 章 (『城西経済学会誌』第25巻 1号 <前掲> pp. 13–14)。
- 215) G. Duby, *Rural Economy and Country Life in the Medieval West* (*op. cit.*), p. 193.
- 216) 下記の証例にみる "servi", "ancilla" はもはや本来の身分的概念としての奴隸とはいえないであろう。◎Buckinghamshire の Bledelai マナーの "servi" は自身の金銭で犁の鉄製部分を購買している (H. Ellis, *A General Introduction to Domesday Book, vol. I* (*op. cit.*)), pp. 265–266)。◎Worcestershire の D. B. は最大の "ancilla" の人数 (101)\* を記録している。しかも彼女等に対しては食用穀物, 豆等一定量の報酬がその労役に対して与えられている (*ibid.*, vol. II (*op. cit.*)), p. 504 & n. 1)。

なお下記の文章で文中の "late in England" が仮に D. B. 期と解せられるとするならば, 上記と類似せる論点として検討の余地はあるであろう。“What was happening late in England.....was a process.....by which slaves were provided with landed holdings from which they gained their own and their families' subsistence.” (R. H. Hilton, *Class Conflict and the Crisis of Feudalism* (*op. cit.*)), p. 110)。

*dalism Essays in Medieval Social History* (*op. cit.*), pp. 67–68) また次の文章で, “the Anglo-Saxon slaves (*theows*)”が仮に D. B. 期に想定されているのであるならば, 上記と類似の論点において検討の余地はあるものの, “before 1066”一般であるならば多いに問題のある主張と言わねばならないであろう。“The Anglo-Saxon slaves (*theows*) with the low wergild of forty pence, some 25,000 in number according to Domesday calculations, had largely made it unnecessary to stress compulsory labour before 1066. Their economic usefulness must have given them a certain security and kept them free from gross abuses.” (G. O. Sayles, *The Medieval Foundations of England* (*op. cit.*), p. 242)

※ “ancilla”の人口については、たとえば H. C. Darby の掲げるそれ (H. C. Darby, *Domesday England* (*op. cit.*), pp. 86–87) とは異っているように、一般に提起されている D. B. 所載の “servus”, “ancilla”の記録人数をめぐる問題は、そもそも D. B. の作成目的は那辺にあったのかという基本的問題とも絡んでいる。本稿は手元にある下記の文献をとりあえず掲げるにとどめ、この点には触れない。A. Ballard, *The Domesday Inquest* (*op. cit.*), p. 264. J. H. Betty, *Wessex from AD 1000, 1986*, pp. 19–20. H. C. Darby, *Domesday England* (*op. cit.*), pp. 73–74, 76–77, 87–94, 337–338, Do., “Domesday Book and the Geographer”, J. C. Holt (ed.), *Domesday Studies Papers read at the Novocentenary Conference of the Royal Historical Society and the Institute of British Geographers Winchester 1986, 1987*, p. 110. H. P. R. Finberg, *Tavistock Abbey A Study in the Social and Economic History of Devon* (*op. cit.*), pp. 57–59. R. Welldon Finn, *Domesday Book: A Guide, 1975/1973*, pp. 33–36. F. M. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (*op. cit.*), pp. 40–43, 60–61. D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), pp. 296–301, 317–319. M. M. Postan, “The Famulus: The Estate Labourer in the Twelfth and the Thirteenth Centuries”, *Economic History Review Supplements*, No. 2, 1954, pp. 5–7. P. Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century, Essays in English Mediaeval History* (*op. cit.*), pp. 463–465. M. Wood, *Domesday A Search for the Roots of England* (*op. cit.*), pp. 25–28. 青山著『社会の研究』 pp. 150–153。

- 217) A-S. D., p. 13.
- 218) D. A. E. Pelteret, “Two Old English Lists of Serfs”, *Mediaeval Studies*, No. 48, 1986, pp. 492–503 (513)
- 219) Do., “The Coliberti of Domesday Book”, *Studies in Medieval Culture*, XII, 1978, pp. 49–50. ちなみに “coliberti”の人口について、田中、青山の両氏は H. Ellis に従い858名を計上しておられる（田中著『封建制の形成』 p. 306 註129、青山著『社会の研究』 p. 161 註30）ものの、D. A. E. Pelteretによれば847名である (*ibid.*, p. 44 Table 1)。
- 220) E. A. Kosminsky, *Studies in the Agrarian History of England in the Thirteenth Century*, 1956, pp. 306, 310, 313.
- 221) “a class of servi, or slaves, fast becoming merged in the cottier class above them,” (F. Seebohm, *The English Village Community*— (*op. cit.*), pp. 77–78) “there are indications that in some parts of England many slaves were emancipated by their Norman masters, and provided with houses and plots of land on which to live at dependent cottagers.” (F. M. Stenton. *Anglo-Saxon England*. (*op. cit.*), p. 472) “One may presume that many of the cottars in Domesday Book were of slave origin.” (D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), p. 189) L. Brentano, *Eine Geschichte der Wirtschaftlichen Entwicklung Englands* (*op. cit.*), S. 21, 146–147.

- H. P. R. Finberg, *Tavistock Abbey A Study in the Social and Economic History* (*op. cit.*), pp. 37, 48.
- 222) T. H. Aston, "The Origins of the Manor in Englad" (*op. cit.*), p. 72. Sally P. J. Harvey, "Taxation and the Economy", J. C. Holt (ed.), *Domesday Studies Papers read at the Novocentenary Conference of the Royal Historical Society—* (*op. cit.*), p. 254. R. H. Hilton, *The Decline of Serfdom in Medieval England* (*op. cit.*), pp. 14–16. R. M. Karras, *Slavery and Society in Medieval Scandinavia* (*op. cit.*), p. 32. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), pp. 326, 350. E. Miller & J. Hatcher, *Medieval England: Rural Society and Economic Change 1086–1348* (*op. cit.*), p. 24. D. A. E. Pelteret "Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence" (*op. cit.*), pp. 305–313, 330–333. M. M. Postan, "The Famulus: The Estate Labourer in the Twelfth and the Thirteenth Centuries" (*op. cit.*), pp. 7–14. P. Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century, Essays in English Mediaeval History* (*op. cit.*), p. 460.
- 223) 一般に D. B. に拠り、コタリーはセルヴィーとの関係よりもむしろボルダリーとの互換性が主張されている。“it would not be wrong to conclude that to a great extent the words *bordarii* and *cottarii* were interchangeable.” (F. Seebohm, *The English Village Community—* (*op. cit.*)), pp. 95 (–97)) “apparently these names (cottars と bordars—筆者) were interchangeable.” (E. Lipson, *The Economic History of England, vol. I* (*op. cit.*)), p. 46) H. C. Darby, *Domesday England* (*op. cit.*), pp. 69–71. D. R. Denman, *Origins of Ownership—* (*op. cit.*), p. 99. R. Lennard, *Rural England 1086–1135 A Study of Social and Agrarian Conditions* (*op. cit.*), pp. 346–347, 353–356. Do., “The Economic Position of the Bordars and Cottars of Domesday Book”, *The Economic Journal, vol. LXI, 1951*, pp. 342–371. F. M. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (*op. cit.*), pp. 64–67. P. Vinogradoff, *The Growth of the Manor* (*op. cit.*), pp. 337–339. A. B. White, *The Making of English Constitution 449–1485* (*op. cit.*), pp. 43–44.
- 224) “the near-landless peasantry may have derived in part from patriarchal slavery of a pre-feudal type.” (E. A. Kosminsky, *Studies in the Agrarian History of England in the Thirteenth Century*. (*op. cit.*)), p. 313)
- 225) “From Tacitus' time slaves had been settled on the land; even though mainly employed in the demesne economy, they could have their own small holdings.” (*ibid.*) なおこれはコヴァレフスキーの見解 (Kovalevsky supposes the *cotarii* to have been ‘slaves settled on the landlords’ land.’—*ibid.*, n. 2) に従ったものである。
- 226) “They<the slaves (*theows, esnes*)—筆者>must have gone to swell the ranks of the cottars.” (*ibid.*, p. 311), “Later these slaves might swell the ranks of the unfree cottars, while continuing to be exploited in the demesne economy as wage labour under coercion.” (*ibid.*, p. 313), “The cottar was already partly divorced from the means of production; he was obliged to ‘sell’ his labour power.” (*ibid.*, p. 315) (これを換言すれば、コタリーは歴史的に遡ればかって生産手段と一体であったのであり、それはタキトゥス期の “slave” に直結していた、という論旨なのである。しかもコタリーに<資本主義的>賃労働者の原型が想定されているのである。 *ibid.*, pp. 315–318) *Vide.* G. O. Sayles, *The Medieval Foundations of England* (*op. cit.*), p. 433. E. Lipson, *The Economic History of England, vol. I* (*op. cit.*), pp. 31 n. 5; 47.
- 227) “That was the easiest way of keeping him.” (J. Clapham, *A Concise Economic History of Britain—* (*op. cit.*)), p. 42) 本稿第 I 部第 3 章註31 (『城西経済学会誌』第25巻1号<前掲>pp. 38–40)
- 228) 青山著『社会の研究』 p. 197。

- 229) 原典テキストは Dorothy Bethurum (ed.), *The Homilies of Wulfstan (op. cit.)*, pp. 262 (*vide.* 256, 269) に拠る。なお当該原典箇所は他に D. Whitelock (ed.), *Sermo Lupi ad Anglos (op. cit.)*, p. 38 n. 47 に引用されているものの語彙の綴りが前者と必ずしも同一でない。邦訳文は E. H. D. I., p. 930 & n. 6 および K. Crossley-Holland, *A-S. Anthology*, p. 295 を参考とする。
- 230) これに次の訳語をみる。“the rights of slaves”, “slaves” (E. H. D. I., p. 930 & n. 6), “the rights of thralls” (K. Crossley-Holland, *A-S. Anthology*, p. 295)
- 231) 青山著『社会の研究』p. 173. 傍点筆者。
- 232) 次の史料も同一の論点として「キリスト教的ヒューマニズムの影響」(同所), あるいはベクリウム等の事実上の所有から法制化 (“to turn this matter of fact into matter of law.”—F. M. Maitland, *Domesday Book and Beyond (op. cit.)*, p. 53) を示すものとして扱われている。

テオドールの悔悛式書 (Poenitentiale Theodori) (686)\*

XIII-3 何人も [自分の] セルヴス (servo (suo))\*\* から, 彼が自身の労働 (labore suo) によって獲得した財産 (pecuniam) を取り上げることは許されない。

\* 原典テキストは Arthur W. Haddan and William Stubbs (eds.), *Councils and Ecclesiastical Documents Relating to Great Britain and Ireland, vol. III*, 1964/1871, p. 202. に拠る。

\*\* *ibid.*, p. 202 n. 8.

さて当該史料の成る 7 世紀末葉という時代背景を考慮に入れるならば, これを 11 世紀初頭に成る前記史料「イギリス人へのルバスの説教」と同一の論点で扱い且つ一元的に分析することは果して適當であろうか。筆者はまず, 当該史料はキリスト教的観点からのるべき「當為」を語ったものと解す。したがってこの点に限って言えば青山氏の見解に沿うといえる。しかし筆者はこれが「當為」以上ではないと考える。つまり現実の事態は, セルヴスは生産活動の主体でありながらも, その生産物の所有, 処分に法に守られた権限行使しえないのである。F. M. Maitland は “matter of fact” は “matter of law” へと進捗すると言ひながらも, それが必ずしも成功したわけではなかったと次のとく自認している。“We have no reason for thinking that this effort was very strenuous or very successful, or that the law of the eleventh century allowed the *servus* any proprietary rights;” (F. M. Maitland, *ibid.*, p. 54)

すなわちここに確認すべきは, 当該史料の「セルヴス」の現実はむしろこのような段階にあったと考えられる。

なお如上縷説のごとく, セルブスが働き, 生産したという歴史事実 (“matter of fact”) はこれを無視することはできないのであり, これが歴史的前提条件となり, 象徴的に言えば「アルフレッド王法典」§ 43 以後およそ 2 世紀という年月をうわまわる星霜を経る過程の中で法的保障の対象 (“matter of law”) へと転化するのである。したがって法的措置の実現する, 奴隸身分からの離脱という最終段階に至るまでの期間において, 一方で「キリスト教的ヒューマニズムの影響」を無視することはできないとはいえ, 他方その生涯にあって心身をその界限の限り駆使し, 日々額に汗して労働に励んだ無数の「セルヴス」による生産活動という歴史的蓄積, その成果たる生産力の上昇という経済発展, これをその必要条件としてなによりも重視しなければならないであろう。

- 233) “in practice the slave's right to possessions was sometimes admitted” (D. Whitelock (ed.), *Sermo Lupi ad Anglos, (op. cit.)*, pp. 38-39 n. 48)
- 234) “One of the rights of a slave was the disposal of his own earnings secured on those days set aside for him by law.” (D. Bethurum (ed.), *The Homilies of Wulfstan (op. cit.)*, p. 359

n. 47-48) なお、F. M. Stenton は、当時のチオルルが自身の承認により “slave” を自身の地位にまで上昇させることのできる立場にあった (“A ceorl could even be in a position to raise by his grant a slave to his own level.”) という論点において、雅号 “Lupus” たる Wulfstan の説教の 1 文を挙げているものの、問題と思われる部分を示せば “It often happens that a miserable slave earns freedom from a ceorl, (Oft hit getimað, þæt þeowetlinge geearnað freotes at ceorle,)” (F. M. Stenton, “The Thriving of the Anglo-Saxon Ceorl”, (*op. cit.*), p. 388 & n. 6) とある。ここに問題点として追究すべきは、チオルルから自由を買い戻すことのできた “þeowetling” (「小セーオウ」一前記第 1 章 [XII] エセルレッド王法典 註40) の享受する社会・経済的条件であり、ここに焦点を当てなければならないであろう。

- 235) ここにみる “þræl” についてその不整合な解釈は D. A. E. Pelteret においてもみられる。すなわち同氏は一方において「アルフレッド王法典」§ 43 を論拠として、“slave” に対して一定の権利の享受とその拡大を説きながらも (D. A. E. Pelteret, *Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence* (*op. cit.*), pp. 109, 113, 129, 137), この「説教」の当該部分についてはその文言に従い、“slave” の諸権利は守られていなかった (“It is not surprising that.....this legislation should have been ineffective in protecting the rights of slaves, who were the lowest in the social hierarchy.”—*ibid.*, p. 137) と説いているのである。前記第 1 章 [V] アルフレッド王法典 (『城西経済学会誌』第25巻2号<前掲>, pp. 101-103)
- 236) Cf., 三好著『王国の成立』pp. 288-289。青山著『社会の研究』pp. 393-394。両氏に共通する認識は奴隸の反抗である。筆者がこの見解に沿うとするならば、注目すべきは、かつてせいぜい逃亡によりその意を表明するに止まっていたにもかかわらず、ここに至ってはデーン人の力を借りたとはいえるように激しい行為を旧主人層に加えることが可能となった、というその社会的成长である。
- 237) 基本原典テキストは D. Bethurum (ed.), *The Homilies of Wulfstan* (*op. cit.*), pp. 263-264 (271) に拠る。他に D. Whitelock, *Sermo Lupi ad Anglos* (*op. cit.*), pp. 44-45. E. H. D. I., p. 932. K. Crossley-Holland, *A-S. Anthology*, p. 297.
- 238) これに次の訳語をみる。“slave” (E. H. D. I., p. 932) “thrall” (K. Crossley-Holland, *A-S. Anthology*, p. 297) 「奴隸」(三好著『王国の成立』pp. 288-289。青山著『社会の研究』pp. 393-394)
- 239) これは “weapon” と “wrixle” の合成語であり、語意は “hostile encounter”, “an exchange of blows” etc (A-S. D., p. 1155. D. Whitelock (*ed.*)), *Sermo Lupi ad Anglos*, (*op. cit.*), p. 73)
- 240) “afille” の原形は “afyllan” で、語意は “strike or beat down, lay low, “etc (A-S. D., p. 27) この場合 “fullice afille” で実質 “slay, kill” (E. H. D. I., p. 932, K. Crossley-Holland, *A-S. Anthology*, p. 297) と解されている。
- 241) この額は1200シリング (25ポンド) である。しかしこの場合これはデーン側からの強制的徵収によるもの、という。D. Whitelock (ed.), *Sermo Lupi ad Anglos* (*op. cit.*), p. 44 n. 108. E. H. D. I., p. 932 n. 1. D. Bethurum (ed.), *The Homilies of Wulfstan* (*op. cit.*), p. 362 n. 106.
- 242) E. John はこれに “the unfree class” の訳語を与え、(W.) Stubbs の主張する ‘Germanic “polity”’ を批判すべく、この部分を “the lower classes” の愛国心の欠如の例証とする (E. John, *Orbis Britanniae and Other Studies* (*op. cit.*), p. 135)。しかし “fyrd” を媒介とする “ceorl” と王との関係と、“unfree” つまり奴隸と “their former masters” つまり奴隸主との関係、双方を同一のレベルで論ずることに問題はないのであろうか。あるいは、かれらは “the unfree class” と英訳されながらもその実態は “ceorl” と同類に議論することのできる社会的条件にあった、と解されているのであろうか。
- 243) これの原形は “cnyttan”, 語義は “tie, bind, knit” (A-S. D., p. 164)
- 244) この場合の語義を “in consequence of, as the result of”, etc. (A-S. D., p. 1077) と解す。
- 245) これの原形は “wyrcan”, 語義は “make, labour, attain” etc. (A-S. D., p. 1287)

『原典テキスト』  
(本文で全文掲載したものは除く)

## 第II部第1章

### [I] Æðelbryht

(F. Liebermann, Bd. I)

- § 6 Gif man frigne mannan ofsleahþ, cyninge L scill' to drihtinbeage.
- § 7 Gif cyninges ambihtsmið opþe laadrincmannan ofslehð, meduman leodgelde forgelde.
- § 10 Gif man wið cyninges mægdenman geligeþ, L scillinga gebete.
- § 11 Gif hio grindende þeowa sio, XXV scillinga gebete. Sio þridde: XII scillingas.
- § 12 Cyninges fedesl XX scillinga forgelde.
- § 14 Gif wið eorles birele man geligeþ, XII scill' gebete.
- § 15 Ceorles mundbyrd: VI scillingas.
- § 16 Gif wið ceorles birelan man geligeþ, VI scillingum gebete; aet þære opere ðeowan L scætta; aet þare þriddan XXX scætta.
- § 21 Gif man mannan ofslæhð, medume leodgeld C scillinga gebete.
- § 24 Gif man frigne man gebindeþ, XX scill' gebete.
- § 25 Gif man ceorlæs hlafætan ofslæhð, VI scillingum gebete.
- § 26 Gif læt ofslæhð, þone selestan LXXX scill' forgelde; gif þane oþerne ofslæhð, LX scillingum forgelde; ðane þriddan XL scilling forgelden.
- § 85 Gif man mid esnes cwynan geligeþ be cwicum ceorle, II gebete.
- § 86 Gif esne oþerne ofslea unsynnigne, ealne weorðe forgelde.
- § 87 Gif esnes eage 7 foot of weorðeþ aslagen, ealne weorðe hine forgelde.
- § 88 Gif man mannes esne gebindeþ, VI scill' gebete.
- § 89 Deowæs wegref se III scillingas.
- § 90 Gif þeo steleþ, II gelde gebete.

### [II] Hloðhære & Eadric

(F. Liebermann, Bd. I)

- § 1 Gif mannes esne eorlcundne mannan ofslæhð, þane ðe sio þreom hundum scill' gylde, se agend þone banan agefe 7 do þær þrio manwyrð to.
- § 2 Gif se bane oþbyrste, feorþe manwyrð he togedo 7 hine gecænne mid godum æwdum, þæt he þane banan begeten ne mihte.
- § 3 Gif mannes esne frigne mannan ofslæhð, þane þe sie hund scillinga gelde, se agend þone banan agefe 7 oþer manwyrð þær tó.
- § 4 Gif bana oþbyrste, twam manwyrðum hine man forgelde 7 hine gecænne mid godum æwdum, þæt he þane banan begeten ne mihte.

### [III] Wihtred

(F. Liebermann, Bd. I)

- § 8 Gif man his mæn an wiofode freols gefe, se sie folcfry; freolsgefa age his erfe ænde wergeld 7 munde þare hina, sie ofer mearce ðær he wille.
- § 9 Gif esne ofer dryhtnes hæse þeowweorc wyrce an sunnan æfen efter hire setlgange of

- monan æfenes setlgang, LXXX scill' se dryhtne gebete.
- § 10 Gif esne deþ his rade þæs dæges, VI se wið dryhten gebete oþþe sine hyd;
- § 11 Gif friman þonne an ðane forbodena timan, sio he healsfange scyldig; 7 se man se þæt arasie, he age healf þæt wite 7 ðæt weorc.
- § 12 Gif ceorl buton wifes wisdome deoflum gelde, he sie ealra his æhtan scyldig 7 healsfange.  
Gif butwu deoflum geldaþ, sion hio healsfange scyldigo 7 ealra æhtan.
- § 13 Gif þeuw deoflum geldaþ, VI scill' gebete oþþe his hyd.
- § 14 Gif mon his heowum in fæsten flæsc gefe, frigne ge þeowne halsfange alyse.
- § 15 Gif þeow ete his sylfes ræde, VI scill' oþþe his hyd.
- § 21 ceorlisc man hine feowra sum his heafodgemacene on weofode; 7 ðissa ealra að sie unlegnæ.
- § 22 Gif man biscopes esne tihte oþþe cyninges, cænne hine an gerefan hand, oþþe hine gerefa clensie, oþþe selle to swinganne.
- § 23 Gif man Gedes þeowne esne in heora gemange tihte, his dryhten hine his ane aþe geclænsie, gif he huslgenga sie; gif he huslgenga nis, hæbbe him in aþe oðirne æwdan godne oþþe gelde oþþe selle to swinganne.
- § 24 Gif folcesmannes esne tihte ciricanmannes esne, oþþe ciricanmannes esne tihte folcesmannes esne, his dryhten hine ane his aþe geclensige.
- § 25 Gif man leud ofslea an þeofðe, licge buton wyrgelde.
- § 26 Gif man frigne man æt hæbbendre handa gefo, þanne wealde se cyning ðreora anes: oððe hine man cwelle oþþe ofer sæ selle oþþe hine his wergelde alese.
- § 26-1 Se þe hine gefo 7 gegange, healfne hine age; gif hine man cwelle, geselle heom man LXX scill'.
- § 27 Gif ðeuw stele 7 hi man alese: LXX scill', swa hweder swa cyning wille; gif hine man acwelle, þam agende hi man healfne agelde.

## [IV] Ine

(F. Liebermann, Bd. I, "E")

- § 3 Gif ðeowmon wyrce on Sunnandæg be his hlafordes hæse, sie he frioh, 7 se hlaford geselle XXX scill, to wite.
- § 3-1 Gif þonne se ðeowa butan his gewitnesse wyrce, þolie his hyde.
- § 3-2 Gif ðonne se frigea ðy dæge wyrce butan his hlafordes hæse, ðolie his freotes.
- § 5-1 Gif hwa his hyde forwyrce 7 cirican geierne, sie him sio swingelle forgifen.
- § 7 Gif hwa stalie, swa his wif nyte 7 his bearn, geselle LX scill. to wite.
- § 7-1 Gif he ðonne stalie on gewitnesse ealles his hiredes, gongen hie ealle on ðeowot.
- § 7-2 X wintre cniht mæg bion ðiefðe gewita.
- § 11 Gif hwa his agenne geleod bebycgge, ðeowne oððe frigne, ðeah he scyldig sie, ofer sæ, forgielde hine his were.
- § 12 Gif ðeof sie gefongan, swelte he deaðe, oððe his lif be his were man aliese.
- § 23-3 Wealh gafolgenda CXX scill., his sunu C, ðeowne LX, somhwelcne fiftegum; Weales hyd twelfum.
- § 24 Gif witeðeow Engliscmon hine forstalie, hó hine mon 7 ne gylde his hlaforde.
- § 24-1 Gif hine mon ofsléa, ne gylde hine mon his mægum, gif hie hine on XII monðum ne

áliesden.

- § 24-2 Wealh, gif he hafað V hida, he bið syxhynde.
- § 29 Gif mon-sweordes onlæne oðres esne, 7 he losie, gielde he hine ðriddan dæle; gif mon spere selle, healfne; gif he horses onlæne, ealne he hine gylde.
- § 33 Cyninges horswealh, se ðe him mæge gearendian, ðæs wergield bið CC scill.
- § 37 Se cirlisca mon, se ðe oft betygen wære ðiefðe, 7 þonne æt siðestan synnigne gefó in ceape oððe elles æt openre scylde, slea him mon hond óf oððe fót.
- § 39 Gif hwa fare unáliefed fram his hlaforde oððe on oðre scire hine bestele, 7 hine mon geahsige, fare þær he ær wæs 7 geselle his hlaforde LX scill.
- § 47 Gif mon forstolenne ceap befehð, ne mot hine mon tieman to ðeowum men.
- § 48 Gif hwelc mon bið witeðeow niwan geðeowad, 7 hine mon betyhð, þæt he hæbbe ær geðiefed, ær hine mon geðeowode, þonne ah se teond ane swingellan æt him: bedrife hine to swingum be his ceape.
- § 50 Gif gesiðcund mon þingað wið cyning oððe wið kyninges ealdormonnan for his inhiwan oððe wið his hlaford for ðeowe oððe for frige, nah he þær nane witerædenne, so gesið, forðon he him nolde ær yfles gestieran æt ham.
- § 51 Gif gesiðcund mon landagende forsitte fierd, geselle CXX scill, 7 ðolie his landes; unlandagende LX scill.; cierlisc XXX scill. to fierdwite.
- § 53 Gif mon forstolenne man befo æt oþrum, 7 sie sio hand oðcwolen, sio hine sealde þam men þe hine mon ætbefeng, tieme þonne þone mon to þæs deadan byrgelse, swa oðer fioh swa hit sie, 7 cyðe on þam aðe be LX hida, þæt sio deade hond hine him sealde; þonne hæfð he þæt wite afyllled mid þy aðe, agife þam agendfrio þone monnan.
- § 54-1 Gif hine mon gilt, þonne mot he gesellan on þara hyndenna gehwelcere monnan 7 byrnan 7 sweord on þæt wergild, gif he ðyrfe.
- § 54-2 Witeðeowne monnan Wyliscne mon sceal bedrifan be XII hidum swa ðeowne to swingum, Engliscne be feower 7 XXX hida.
- § 63 Gif gesiðcund mon fare, þonne mot he habban his gerefan mid him 7 his smið 7 his cildfestran.
- § 67 Gif mon geþingað gyrdo landes oþþe mare to rædegafole 7 geereð, gif se hlaford him wile þæt land arærar to weorce 7 to gafole, ne þearf he him onfón, gif he him nan botl ne selð, 7 þolie þara æcra.
- § 68 Gif mon gesiðcundne monnan adrife, fordrife þy botle, næs þære setene.
- § 74 Gif ðeowwealh Engliscne monnan ofslihð, þonne sceal se ðe hine ah weorpan hine to honda hlaforde 7 mægum oððe LX scill. gesellan wið his feore.
- § 74 Gif he þonne þone ceap nelle foregesellan, þonne mot hine se hlaford gefreogean; gielden siððan his mægas þone wer, gif he mægburg hæbbe freo; gif he næbba, heden his þa gefan.
- § 74-2 Ne þearf se frige mid þam þeowan mæg gieldan, buton he him wille fæhðe ófaceapian, ne se þeowa mid þy frigean.

## [V] Ælfred

(F. Liedermann, Bd. I, "E")

- § 18-1 Gif beweddodu fæmne hie forlicgge, gif hio sie cirlisc, mid LX scill. gebete þam

- byrgean, 7 þæt sie on cwicæhtum feogodum, 7 mon nænigne mon on ðæt ne selle.
- § 25 Gif mon ceorles mennen to nedhæmde geðreatað, mid V scill. gebete þam ceorle; 7 LX scill. to wite.
- § 25-1 Gif ðeowmon þeowne to nedhæmde genede, bete mid his eowende.
- § 43 Eallum frioum monnum ðas dagas sien forgifene, butan þeowum monnum 7 esnewyrhtan: XII dagas on gehhol 7 ðone dæg þe Crist þone deofol oferswiðde 7 scs. Gregorius gemynddæg 7 VII dagas to eastron 7 VII ofer 7 an dæg æt sce. Petres tide 7 sce. Paules 7 on hærfeste ða fullan wican ár sca. Marian mæssan 7 æt Eallra haligra weorðunge anne dæg; 7 IIII Wodnesdagas on IIII ymbrenwicum ðeowum monnum eallum sien forgifen, þam þe him leofost sie to sellanne æghwæt ðæs ðe him ænig mon for Godes noman geselle oððe hie on ænegum hiora hwilsticcum geearnian mægen.

#### [VI] Ælfred & Guðrum

(F. Liebermann, Bd. I, "B")

- § 4 7 þæt ælc man wite his getyman be mannum 7 be horsum 7 be oxum.
- § 5 7 ealle we cwædon on ða dæge ðe mon ða aðas swor, þæt ne ðeowe ne freo ne moton in ðone here faran butan leafe, ne heora nan ðe ma to us. Gif ðonne gebyrige, þæt for neode heora hwylc wið ure bige habban wille oððe we wið heora mid yrfe 7 mid æhtum, ðæt is to ðafianne on ða wisan, þæt man gislas sylle friðe to wedde 7 to swutulunge, þæt man wite, ðæt man clæne bæc hæbbe.

#### [VII] Eadweard & Guðrum

(F. Liebermann, Bd. I, "H")

- § 3-2 Gif preost to rihtandan crisman ne fecce, oððe fulluhtes forwyrne þam þe þæs þearf sy, gylde wite mid Englum 7 mid Denum lahslit, þæt is twelf oran.
- § 4 7 æt syblegerum þa witan geræddan, þæt cyng ah þone uferan 7 bisceop þone nyþeran, butan hit man gebete for Gode 7 for worulde, be þam þe seo dæde sy, swa bisceop getæce.
- § 7 Sunnandæges cypinge gif hwa agynne, þolie þæs ceapes 7 twelf orena mid Denum 7 XXX scell' mid Englum.
- § 7-1 Gif frigman freolsdæge wyrce, þolie his freotes oððe gylde wite, lahslite. Ðeowman þolie his hyde oððe hydgylde.
- § 7-2 Gif hlaford his þeowan freolsdæge nyde to weorce, gylde lahslitte inne on Deone lage 7 wíte mid Englum.
- § 8 Gif frigman rihtfæsten abrece, gylde wíte oððe lahslite. Gif hit þeowman gedó, ðolié his hyde oððe hydgylde.

#### [VIII] II Eadweard

(F. Liebermann, Bd. I, "H")

- § 6 Gif hwa þurh stæltihtlan freot forwyrce 7 his hand on hand sylle, 7 hine his magas forlætan, 7 he nyte, hwa him forebete, ðonne sy he ðæs ðeowweordes wyrðe, ðe ðærto gebyrige; 7 oðfealle se wer ðam magum.

[IX] *Æðelstan's gerædnes*

(F. Liebermann, Bd. I)

- § 1 *Fram twam minra feorma agyfe mon hine elce monaþ ane ambra meles 7 án sconc splices oþþe án rám weorþe IIII peningas 7 scrud for twelf monþa ælc gear. 7 þæt ge alysaþ an witeðeowne. 7 ðæs ealle sie gedón for Drihtenesse mildheortnesse 7 mine lufu under þæs bisceopes gewitnesse, on ðæs rice it sie.*

II *Æðelstan*

(F. Liebermann, Bd. I, "H")

- § 3-1 7 se hlaford þe his ðeowan æt þyfþe gewita sy, 7 hit him on open wurðe, ðolige ðæs þeowan 7 beo his weres scyldig æt frumcyrre, gif he hit oftor dó, beo he ealles scyldig þæs he age.
- § 19 Ond we cwædon be þeowan men, gif he fúl wurþe æt þam ordale, þæt mon gulde þæt ceapgild 7 swinge hine (man) ɔriwa oððe þæt oþer gild sealde; 7 sy þæt wite be healfum wurðe æt þam ðeowum.
- § 24 Ond se þe yrfe bycge on gewitnesse 7 hit eft tymon scyle, þonne onfó se his þe he hit áer ætbohte, beo he swa freoh swa ðeow, swa hweðer he sy.

IV *Æðelstan*

(F. Liebermann, Bd. I.)

- § 6 Et sit fur qui furatus est postquam concilium fuit apud Punresfeld uel furetur (furabitur), nullo modo uita dignus habeatur (sit), non per socnam non per pecuniam, si per uerum reueletur in eo, sit liber sit seruus, sic comitum sic uillanorum, sit domina sit pedissequa, sit quicumque sit, sic handhabbenda sic non handhabbenda, si pro certo sciatur—id est si uerbum non dixerit, ut ädsaca sit—uel in ordalio reus sit (appareat) uel per aliud aliquid (culpabilis) innotescat.
- § 6-5 Si seruus homo sit, eant sexaginta et uiginti serui et lapident eum. Et si colpus alicui fallat ter, uerberetur et ipse ter.
- § 6-6 Tunc (Et) quando furatus seruus mortuus fuerit, reddat unusquisque seruorum illorum tres denarios domino suo.
- § 6-7 Si serua ancilla sit et ipsa furetur alicubi preterquam domino suo et (uel) domine sue, adeant sexaginta et uiginti ancille et afferant singule tria ligna et comburant eam unam ancillam et conferant totidem denarios, quot serui deberent, aut uerberentur, sicut de seruis dictum est.

VI *Æðelstan*

(F. Liebermann, Bd. I)

- § 6-3 7 we cwædon be urum þeowum mannum [þam] þa men hæfdon: gif hine man forstæle, þæt hine man forgulde mid healfan punde; gif we ðonne gyld arærden, þæt him man yhte ufon on þæt be his wlites weorðe; 7 hæfdon us þone oferéacan þe we þær abædon. Gif he hine þonne forstalede, þæt hine man lædde to þære torfunge, swa hit áer gecwewan wæs; 7 scute ælc man þ[e] man hæfde swa pænig swa healfne be þæs geferscipes mænio, swa man þæt weorð úparæran mihte. Gif he þonne oðseoce, þæt hine man for-

gulde be his wlites weorðe; 7 we ealle hine áxodan. Gif we him þonne tócumán moston, þæt him man dyde þæt ylce þe man þam Wylicean þeofe dyde, oððe hine man anhó.

### [X] III Eadmund

(F. Liebermann, Bd. I)

§ 4 Et dictum est de seruis: si qui furentur simul, ut senior ex eis capiatur et occidatur uel suspendatur, et aliorum singuli uerberentur ter et excorientur, et truncetur minimus digitus in signum.

### [XI] I Eadgar

(F. Liebermann, Bd. I)

§ 2-1 7 sylle mon þæt ceapgyld ðam ðe þæt yrfe age; 7 dæle man þæt oðer on twa: healf ðam hundrede, healf ðam hlaforde—butan mannum; 7 fo se hlaford to ðam mannum.

### IV Eadgar

(F. Liebermann, Bd. I, "F")

§ 9 Gif hit þonne ofer fif niht ungecyd on gemænre læse wunað, þolige þæs orfes, swa we ár cwædon, 7 þara hyrda ælc þolige þære hyde; 7 þæs ne sy nán forgifnes, gesecon þæt hy gesecon; 7 he þeahhwæðere cyðe, on hwæs gewitnysse he þæt orf bohte.

### [XII] I Æðelred

(F. Liebermann, Bd. I, "H")

§ 2 7 gif þeowman fúl wurðe æt þam ordale, mearcie man hine æt ðam forman cyrra.

§ 2-1 7 æt ðam oðrum cyrra ne sy þær nan oþer bot buton þæt heafod.

### II Æðelred

(F. Liebermann, Bd. I)

§ 5-1 Gyf Englisc man Deniscne ðræl ofslea, gylde hine mid punde, 7 se Denisca Engliscne ealswa, gif he hine ofslea.

§ 6-2 7 þæt naðor ne hy ne we ne underfon oðres wealh ne oðres ðeof ne oðres gefan.

### V Æðelred

(F. Liebermann, Bd. I, "G")

§ 2 7 ures hlafordes gerædnes 7 his witena is, þæt man Cristene menn 7 unforworhte of earde ne sylle, ne huru on hæþene leode, ac beorge man georne, þæt man þa sawla ne forfare, þe Crist mid his agenum life gebohte.

### VI Æðelred

(F. Liebermann, Bd. I, "K")

§ 9 7 witena gerædnes is, þæt man Christene men 7 unforworhte of earde ne sylle, ne huru on hæþene þeode; ac beorge man georne, þæt man þa sawla ne forfare, þe Crist mid his agenum life gebohte.

## VII Æðelred

(F. Liebermann, Bd. I, "Q", "D")

- § 2-3 (Q) Et sit omnis seruus liber ab opere illis tribus diebus quo melius ieunare possit, et operetur sibimet quod uult.
- § 2-4 (Q) Si quis ieunium suum infringat, seruus corio suo componat, liber pauper reddat XXX denarios et tainus regis CXX sol.; et diuidatur hec pecunia pauperibus.
- § 5 (Q) Et prohibemus, ne aliquis extra uendatur. Si quis hoc presumat, sit preter benedictionem Dei et omnium sanctorum et preter omnem Christianitatem, nisi peniteat et emendet, sicut episcopus suus edocebit.
- § 3 (D) 7 gif hwa þis ne gelæste, þonne gebete he þæt, swa swa hit gelagod is: bunda mid XXX þ, þræl mid his hide, þegn mid XXX scill'.
- § 5-1 (D) 7 þeowmen þa ðrig dagas beon weordes gefréode wið ciricsocne 7 wið ðam, þe hi þæt fæsten þe lustlicor gefæstan.

## VIII Æðelred

(F. Liebermann, Bd. I, "D")

- § 6 And be teoðunge se cyng 7 his witan habbað gecoren 7 gecweden, ealswa hit riht is, þæt ðriddan dæl þare teoðunge, þe to circan gebyrge, ga to ciricbote 7 oðer dæl þam Godes þeowum, þridde Godes þearfum 7 earman þeowetlingan.

## [XII] II Cnut

(F. Liebermann, Bd. I, "G")

- § 3 And we beodað, þæt man Cristene men ealles to swiðe of earde ne sylle ne on hæðendome huru ne gebringe; ac beorge man georne, þæt man þa saule ne forfare, þe Crist mid his agenum life gebohte.
- § 20-1 Manig strec man wyle, gyf ne mæg 7 mot, werian his man, swa hwæðer swa him þingð, þæt he hine eað awerian mæge, swa for frigne swa for þeowne; ac we nellað geðafian þæt unriht.
- § 32 And gyf þeowman æt þam ordale fúl weorðe, mearcie man hine æt þam forman cyrre.
- § 32-1 7 æt þam oðran cyrre ne si þær nan oðer bót butan þæt heafod.
- § 45-2 þeowman gif wyrce, þolige his hyde oðdon hydgyldes, be þam seo dæd sy.
- § 45-3 Gyf hlaford his þowan freolsdæge nyde to weorce, þolige þæs þowan; 7 beo he syððan folcfrig; 7 gylde lahslit se hlaford mid Denum, wite mid Englum, be ðam þe seo dæd sig; oððe hine geladige.
- § 46-2 Gif hit þeowman gedó, þolige his hyde oððe hydgyldes, be þam þe seo dæd sy.

## 第2章

[J. M. Kemble, *Cod., Dipl.*]

- No. 310 Dis is þe quide þat Alured king ian in to Sceafesburi gode to loue and seint Marie and alre godes halegen mine saule to wearne on halre tungan þ is an hund hide mid mete and mid manne al so it stant.
- No. 593 And ic wullan ðæt man gefreogen álcne wíteðeówne man on álcum ðáera landæ ðæc mínon freóndon bæcweddenn hæbbæ.

- No. 628 Her is geswutulad ðet Brichtric Grim gean ðes landes æt Rimtúne intó Ealdan mynstre æfter his dege mid ðére hide ðe he syððan begeat intó ðán lande, and ágyfð ða bóc ðe Eádred cyning him gebócode intó ðám Ealdan mynstre tó ðére ealdan bæc ðe Æðelstán cyning ár gebócode, on ðet gerád ðet he hæbbe ðone bryce ðes landes swá lange swá his tyma sý; and gange syððan intó ðére stowe swá gewered swá hit stande mid mete and mid mannum, and mid álcum þingan, his sáwle tó frófre;
- No. 685 7 ic geann ælfþræðe minæs hlauordæs medder wuduhamæs æftær minū dæge. 7 æft hiræ dege gange hit into sča marian stowæ into beorcingan æal swa hit stænt mid mæte. 7 mid mannū;..... 7 ic geann æðelmære æaldorñ þes landes æt lellinge ofer mine deg mid mete. 7 mid mannū æal swa hit stent on þet gerad þ he beo on minū life min fulla freod. 7 forespreca. 7 mira manna. 7 efter minū dege beo þara halgan stowe. 7 þeræ are ful freod. 7 forespeca æt stocæ þe mine yldran onrestaþ. 7 ic geann þes landes æt lissingtune eðelmerc mines...mid mete. 7 mid mannū eal swa hit stent.
- No. 694 and ic geann Ælfere abbode ðæs landes æt Fersceforda mid mete and mid mannum and mid eallre tylðe swá ðærtó getilod byð; and ic geann Wulfmære mínum yldran suna ðæs landes æt Clatfordtúne mid mete and mid mannum and mid eallre tilðe; and ðæs landes æt Cumtúne mid mete and mid mannum and mid ealre tilðe, and ðes landes æt Budancumbe ic geann him healfes mid mete and mid mannum and mid ealre tilðe; healfes ic his geann Ælfware mínr gyngan déhter mid mete and mid mannum and mid ealre tilðe; and dálon hí ðæt heáfodbotl him betweonan, swá rihte swá hí rihtlicost magon, ðæt heora ágðer his gelice micel habbon; and Ælfwine mínum gyngan suna ic geann ðes landes at Leáge mid mete and mid mannum and mid ealre tilðe; and ðes lands æt Healhtúne mid mete and mid mannum and mid eallre tilðe; and ðes landes æt Hocgestúne mid mete and mid mannum and mid ealre tilðe; and þritigra mancussa goldes; and ic geann Gódan mínr yldran déhter ðes landes æt Wunfrid mid mete and mid mannum and mid eallre tilðe;
- No. 716 and he becwæð ðæt land æt Dumeltún intó Abbandúne, and Ælfnóðe ðárof .III. hída his dæg and siiððan tó ðán óðaran tó Abbandúne; and .x. oxan and .II. men he him becwæð and filgan hí ðám láfordscype ðe ðæt land tó hýre;..... And he wyle ðæt man freoge æfter his dæg álcne wítewæstne man ðe on his tíman forgylt wære.
- No. 721 Ðæt is; áræst, ðæt heó ann intó Ealdan mynstær, ðær heó hiræ licaman ræstan þæncð ðæs landæs æt Hrisanbeorgan eall swá hit stænt, búton ðæt heó wylæ bæ ðínre geðafunga ðæt man freoge on álcum túnæ álne wítæþæownæ mann ðæ undær hiræ geðeówuð wæs.
- No. 933 Her swutelað on ðissem Cristes béc ðæt Leófenóð Ægelnóðes sunu æt Heorstúne hæfð geboht hine and his offspring út æt Ælfssige abbot and æt eallon hirede on Baðon mid fíf oran and mid .XII. heáfdon sceapa, on Leafcildes gewitnesse portgeréfan and on ealre ðære burhware on Baðon. Criste hine ablende ðe ðis afre áwende.
- No. 934 Her swutelað on ðissem Cristes béc ðæt Ægelsige æt Lintúnne hæfð geboht Wilsige his sunu út at Ælfssige abbot on Baðon, and æt eallon hirede tó écean freote.
- No. 935 Her swutelað on ðissem Cristes béc ðæt Ægelsige Byttices sunu hæfð geboht Hildesige his sunu út æt Ælfssige abbot on Baðon, and æt eallon hirede mid syxtigon penegon tó écean freote.

- No. 947 Dat is, érst intó ðe túnkirke on Mardingford .v. acres and áne toft and .ii. acres  
médwe and tó waynegong tó wude. And ic [an] míne landseðlen hére toftes tó owen  
áihte and alle míne men fré.
- No. 957 And ic an ðat land at Tit intó seynte Paules kirke ðen hewen tó bédlonde mid al  
ðat ðéron stant, búten ðe men ðe ðér aren fré men alle for míne soule. And ic an  
ðat lond at Súðereye mid alle ðe fiscoðe ðe ðértó bireð ðen hewen intó sancte Paules  
kirke, and frie men ðo men for ðe biscopes soule. And Ðeodred biscop an ðat lond  
at Tillinghám intó sancte Paules kirke ðo hewen tó here and fré men ðo men for  
míne sóule..... And ic an ðat lond at Luðinglond Offe míne sustres sune and his  
bróðer and fré men ðo men halue, and at Mindhám alsó for ðe bisscopes sóule.....  
And ic an at Hoxne at míne biscopríche ðat men déle .x. púnd for míne sóule; and  
ic wille ðat men nieme ðat erfe ðat at Hoxne stand, ðat ic ðértó bigeten habbe, and  
déle it man on tó half intó ðe minstre and déle for míne sóule. And lete mon stonden  
só mikel só ic ðéron fond, and fré men ðo men alle for míne sóule. And ic wille  
ðat men lete stonden at Lundene byri só mikel só ic ðéron fond, and míne ðat ic  
ðértó bigat, and déle on tó half intó ðe minstre and half for míne sóule, and fré men  
alle ðo men, and dó men ðat ilke at Wunemannédúne and on Sceon, and lete men  
stonden at Fullenhám só it nú stant búton hwye míne manne fré wille.
- No. 959 Dat is érst for his soule Palegráue intó seynt Eádmund and Witinghám half and half  
ðe bisscop. And alle míne men fré, and ilk habbe his toft and his metecú and his  
metecorn.
- No. 967 and ic gean hire Carletúnes, and ic gean hire ðæs beáfodbotles æt Gyrstlingaðorpe,  
and ealra ðæra áæhta ðe ðáeron standað mid mete and mid mannum,
- No. 980 ÐURKIL and Æðelgit unnen Wigorhám intó seynt Eádmunde só ful and só forð só  
wit it owen, after únker bóðer day, and ðo men half fré þeówe and lisingas. Se ðe  
ðis benime, God him benime héuene ríche.
- No. 981 Hér kýð on ðissere béc ðæt Ælfritic Ælfwines sunu wolde þeówan Putraele him tó  
nydðeówetlinge; ðá cum Putrael tó Boia and bed his forespece tó Ælfritic his bréðere;  
ðá sette Boia ðes spece wið Ælfritic, ðæt wæs ðæt Putrael sealde Ælfritic .VIII. oxa  
æt ðére cirican dura æt Bodmine, and gef Boia sixtig penga for ðére forspæce, and  
dide hine sylfne and his ofsprengr áefre freols and saccles fram ðám dæge wið Ælfritic  
and wið Boia and wið ealle Ælfwines cyld and heora ofsprengr on ðissere gewittnisse;  
Isaac messepreóst and Wunning presbyter, and Sewulf presbyter, and Godríc diacon,  
and Cufure prauost, and Wincuf, and Wulfwerd, and Gestin, ðes bisceopes stiwerd,  
and Artaca, and Kinilm, and Godríc map, and Wulfgér, and má góðra manna.
- No. 1290 And hió becwið Æðelflæde hyre déhter hyre ágráfenan beáh and hyre mentelpreou,  
and ðæt land æt Ebbelesburnan, and ða bóc on éce yrfe tó ateónne swá hyre leófost  
sy, and hió [a]n [hy]re ðára manna and ðæs yrves and ealles ðæs ðe ðær ðanne on  
bið, bútan ðæt man scel for hyre sáulle ðáer ofdón áegðer ge an mannon ge an yrfe.  
And æt Ceorlatúne hió hyre an ealswá ðére manna and ðæs yrves b[út]an ðám  
freótmannon,..... and freóge man Wulfware, folgyge ðám ðe hyre leofo[st...]ttyðe  
ealswá and freóge man Wulflæde on ðæt gerád ðæt hió folgige Æðelflæde and Eádgýfe;  
and hió becweð Eádgýfe áne crencestráen, and áne semestran, óðer hátte Eádgýfu

óðer hattē Æðelyfu; and freóge man Gerburg and Miscin and his...el, and Burhulfes dóhtur æt Cinnuc, and Ælfsgie and his wíf, and his yldran dóhtar, and Ceólstanas wíf; and æt Ceorlatúne freóge man Pifus and Eádwyne and..e..an wife; and æt Fac-cancumbe frióge man Æðelm, and Man, and Iohannan, and Sprow and his wíf, and En[e] fætte, and Gersande, and Suel; and æt Colleshylle freóge man Æðelgyðe, and Biccan wíf, and Æffan, and Bedan, and Gurhannes wíf; and freóge man Wulf-wares swystor Bryhsiges wíf; and i...ðysne wyrhtan, and Wulfgyðe Ælfswýðe dóhtor.

No. 1298 and ic becweðe Mórcare ðæt land æt Waleshó, and ðæt æt Deogendeðorpe, and ðæt æt Hwítewille, and ðæt æt Clune, and ðæt æt Barleburh, and ðæt æt Ducemannestúne, and ðæt æt Móresburh, and ðæt æt Eccingtúne, and ðæt æt Bectúne, and ðæt æt Donecestre and æt Mórligtúne; and ic geann his wife Aldulfestreó ealswá hit nú stont mid mete and mid mannum;

No. 1339 Ðat is, ðat ic an Stistede after míne tíme for míne fader sóule and for Seflædam intó Cristes kyrke. And ic wille ðat míne men bén alle fré; and Mann myne réfe ðat he sitte on ðe fré lond ðat ic him tó haunde habbe leten his tíme éuere fré, and after his tíme éuer fré; and after his tíme folege ðat lond ðen óðere.....And ic wille ðat alle ðo men ðat ic an fré, ðat he habben alle þinge ðe he under honde habben, búten ðat lond

No. 1351 Her swutelað on ðissere Cristes béc ðæt Ælfwig se réd hæfð geboht hine selfne út æt Ælfsgie abbot and eallon hirede mid ánon punde. Ðár is tó gewitnes eall se hired on Baðan. Crist hine áblende ðe ðis gewrit áwende.

Her swutelað on ðissere Cristes béc ðæt Eádríc æt Fordan hæfð geboht Ságyfu his dóhtor æt Ælfsgie abbot, and æt ðám hirede on Baðan tó écum freóte, and eall hire offspring.

[B. Thorpe (ed.), *Diplomaticum Anglicum Ævi Saxonici.*]

Æpelstan cyng gefreode Eadelm forraþe þæs ðe he ærest cyng wæs. ðæs wæs on gewitnesse Ælfheah mæssepreost. J se hired. J Ælfric se gerefæ. and Wulfnoð Hwita. and Eanstan prafost. J Byrnstan mæssepreost. Se þe ðæt onwende hæbbe he Godes unmiltse J æalles þæs haligdomes þe ic on Angelcyn begeat mid Godes miltse. And ic an þan bearnan þæs ilcan þæs ic þan fæder an. (p. 622)

Her kið on þissere bec þ Sewine Pinca bohte hine silfne to x. scill'. at Willelmeon Edmæres gewitnisse p̄. J on Edwines. J on Tailiferes. J on Rodb. J on ealles þas hundredes on Cuicu. J Alfric Hals nam þ toll. (p. 632)

Her cyð on þissere bec þ Leowine Feala sunu bohte hine silfne J his offspring æt Wulfworde Alfrices sunu at Iacobes cyrca to healfe punde. on Willelmes gewitnesse preostes..... J Alword portgerefæ J Alwine Dirlinges aþum fangon to þam tolle for þæs cynges hand. (p. 636)

[A. J. Robertson, *A-S. Charters.*]

Ða gewearþ hi þæt se Æþeling sealde þam hyrede .xx. punda wið þam lande ælswa hit stod mid mete 7 mid mannon 7 mid ællon þingon.7 bruce his dæg.7 ofer his dæg eode þ land eft into ðære halgan stowe mid mete 7 mid mannon 7 mid eallum þingum swa swa hit ðonne wære. (p. 146)

Her swutelað on [þis sum gewrite] ymb þa forward þe wæron geworhte betwux þam hirede on Wiheraceastre. 7 Fuldrē. þ is þ he hæbbe þ land æt Ludintune .III. gear: for þam ðreom pundum þe he lænde. 7 þone·bryce þe on þam lande beo .III. gear. 7 binnon þrym gearum·agife þ land þam hirede·mid swa myclum swa se hired him on hand sette. þ synd .XII. þeowe men. 7. II. gesylhðe oxan oxan. 7. I. hund sceapa. 7 half hunered foðra cornes. (p. 154)

[D. Whitelock, *A-S, Wills.*]

Þæt is þonne þæt ic gean Gode ærest for mine sawle to Wintanceastre into Niwan Mynstre, þære ic me restan wille, an hund mancesa goldes and tyn pund peneta and min scrin and XIII hida landes ðær þe Lufa ahte, mid mete and mid mannum salswa hit stent, (p. 24)

[A. S. Napier & W. H. Stevenson (eds.), *The Crawford Collection of Early Charters and Documents.*]

7 on ælcon bisceopháme ælcon men freot þe witeþeow wære. oðþe he mid his féo gebohte. (p. 23)

[*Rectitudines Singularum Personarum*]

(F. Liebermann, Bd. I)

- § 7 Be æhteswane. Æhteswane, ðe inhe[or]de healt, gebyreð stifearh 7 his gewirce, ðonne he s[p]lic behworfen hæfð, 7 elles ða gerihtu, ðe ðeowan men to gebyriað.
- § 8 Be manna metsunge. Anan esne gebyreð to metsunge XII pund godes cornes 7 II scipæteras 7 I god metecu, wuduræden be landside.
- § 9 Be wifmonna metsunge Ðeowan wifmen: VIII pund cornes to mete, I sceap oððe III p.' to wintersufle, I syster beana to længtensufle, hwæig on sumera oððe I p.'
- § 9-1 Eallum æhtemannum gebyreð Midwintres feorm 7 Eastorfeorm, sulhæcer 7 hærfesthand-[f]ul toeacan heora nydrihte.

[*Leges Henrici Primi*]

(ed. by L. J. Downer)

- § 59-23 Si seruus in redimendis inmobilibus intra viii denarios estimatis furetur reddat dominus eius repetenti capitale suum semel, et uerberetur et signetur ab eodem repetente prima uice.
- § 59-24 Si liber cum seruo furetur liber solus patiatur, quicquid euenerit dampnationis uel redemptionis; seruus domino suo reddatur iure castigatus.
- § 78-3 Si quis de seruitute redeat in liberum, in testem manumissionis cum testibus redditionis domino suo xxx denarios reddat, scilicet pretium corii sui in signum quod eo dignus sit in eternum.
- § 85-4 Si seruus cum liberis homicidium faciat, totum liberis imputetur.
- § 85-4 a Et item solus furatur qui cum seruo furatur.

[D. Bethurum (ed.), *The Homilies of Wulfstan.*]

7 freoriht fornumene, 7 ðræliht genirwde, 7 ælmesriht gewanode. Frige men ne motan wealdan heora sylfra, ne faran þar hi willað, ne ateon heora agen swa swa hi willað. Ne

þrælas ne moton habban þæt hi agon on agenan hwilan mid earfedan gewunnen, ne þæt þæt heom on Godes est gode men geuðon, 7 to ælmesgife for Godes lufan sealdon. (p. 262)

Ðeah þræla hwilc hlaforde ætleape 7 of cristendome to wicinge wurðe, 7 hit æfter þam eft gewurðe þæt wæpengewrixl wurðe gemæne þegne 7 þræl, gif þræl þone þegen fullice afile, licge ægilde ealre his mægðe; and gif se þegen þone þræl þe he ær ahte fullice afile, gilde þegengilde.....And oft þræl þone þegen þe he ær wæs his hlaford cnit swiðe fæste 7 wircð him to þræle þurh Godes irre.

[*Norðhymbra Preosta Lagu*]

(F. Liebermann, Bd. I]

§ 56 Se þe ænig þissa do, gilde wite: friman XII ór, ðeowman ða hyde;—buton wegferende, þa moton for neode meteneade ferian; 7 for unfriðe man mot freolsæfenan nide fulfaran betweonan Eferwic 7 six mila gemete.

[*Poenitentiale Theodori*]

(ed. by A. W. Haddan & W. Stubbs)

§ XIII-3 Non licet homini a servo tollere pecuniam, quam ipse labore suo adquesierit.

[C. Tacitus, *De Origine et Situ Germanorum.*]

(revi. by E. H. Warmington)

frumenti modum dominus aut pecoris aut vestis ut colono iniungit, et servus hactenus paret: cetera domus officia uxor ac liberi exsequuntur. verberare servum ac vinculis et opere coercere rarum: occidere solent, non disciplina et severitate, sed impetu et ira, ut inimicum, nisi quod impune est.